# 参　考　資　料

## Ⅰ　投資サービス法（仮称）の規制の対象範囲


①米国における証券　・・・　1
②英国における投資物件　・・・　2
③ＥＵにおける金融商品　・・・　3
④金融商品被害 110番　電話相談集計結果　・・・　4
⑤「投資商品等」の取引に関する問題事例　・・・　9
⑥「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等　・・・　10
⑦消費生活年報2003～2005　・・・　25
⑧商品の種類とリスク・リターン　・・・　29
⑨商品の仕組み　・・・　35


## Ⅱ　業規制


①現行法における業の種類等　・・・　42
②米国における規制業務　・・・　44
③英国における規制業務　・・・　45
④ＥＵにおける投資サービス業務　・・・　46
⑤「中間整理」別紙における「投資（金融）サービス」　・・・　47
⑥投資サービス業（仮称）の範囲のイメージ（中間整理に即したもの）　・・・　48
⑦現行の業者と投資サービス法における業者区分のイメージ　・・・　50
⑧証券取引法上の本来・付随・兼業業務　・・・　51
⑨投資サービス法（仮称）における第１種業者の付随業務及び届出業務のイメージ・・・　53
⑩ＩＯＳＣＯアウトソーシング原則について　・・・　54


## Ⅲ　行為規制


①他の業法等による販売・勧誘規制　・・・　56
②他の業法等による資産運用・助言規制　・・・　60
③各業法における適合性の原則　・・・　61
④米・英・ＥＵにおける金融商品の販売・勧誘に関する規制の全体像　・・・　68
⑤主要国等における適合性の原則　・・・　70
⑥米国ＳＥＣの取組み（手数料開示等）　・・・　78
⑦英国における手数料開示　・・・　83

## Ⅳ　プロとアマの区分

①貯蓄現在高階級別世帯分布（平成16年）　・・・ 87
②金融資産保有額階級別世帯分布（平成16年）　・・・ 88
③個人金融資産の分布の推計（平成15年度）　・・・ 89
④適格機関投資家　・・・ 90
⑤商法特例法上及び証券取引法上の監査の対象　・・・ 91
⑥資本金階級別法人数　・・・ 92
⑦我が国法制におけるプロとアマの区分の例　・・・ 93
⑧米・英・ＥＵのプロ・アマ区分　・・・ 94

## Ⅴ　集団投資スキーム（ファンド）

①主要国等における集団投資スキームの規制　・・・105
②わが国における集団投資スキーム（ファンド）に対する規制　・・・108
③わが国における各種ビークル　・・・109
④わが国における仕組み規制のないファンドの実態　・・・113

## Ⅵ　開示規制

①金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」（平成17年７月７日）（抜粋）　・・・114
②有価証券の分類と主な開示規制　・・・115
③主な有価証券に係る有価証券報告書の開示項目　・・・117
④米国におけるＡＢＳに関する開示規制について　・・・119
⑤ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要（四半期開示関係）　・・・120
⑥財務報告に係る内部統制の充実に向けた取組み　・・・121
⑦有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認　・・・123
⑧米企業改革法（Sarbanes-Oxley Act）の概要　・・・124
⑨日・米・ＥＵにおける有価証券報告書制度等　・・・125
⑩政令等における開示規制の適用の限定例　・・・126
⑪日・米・ＥＵにおけるプロ（開示規制上）の範囲　・・・127
⑫「適格機関投資家」の変遷　・・・128
⑬日・米・ＥＵにおける私募制度　・・・129
⑭発行者概念について　・・・132
⑮有価証券の発行者　・・・133
⑯公開買付制度等ワーキング・グループにおける議論の状況　・・・134

## Ⅶ　取引所

①証券取引法（条文抜粋）　・・・135
②－市場機能を中核とする金融システムに向けて－
　金融審議会金融分科会第一部会報告（平成15年12月24日）（抜粋）　・・・138
③取引所が制度上取り得る組織形態　・・・139
④証券取引所の概要　・・・141
⑤ニューヨーク証券取引所（ＮＹＳＥ）の組織改革案　・・・142
⑥ロンドン証券取引所（ＬＳＥ）に係る自主規制組織について　・・・143
⑦東京証券取引所とＮＹＳＥの収益構造　・・・144
⑧証券取引所の株主ルール　・・・145
⑨海外の取引所主要株主に対する規制の概要　・・・146

## Ⅷ　自主規制機関

①自主規制機関の法律上の機能　・・・147
②自主規制機関への加入率　・・・148
③自主規制機関の名称規制　・・・149
④主要国の法定の自主規制機関制度（取引所を除く）　・・・150
⑤ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）証券規制の目的と原則(2003年５月改訂)(抄)・・・151

## Ⅸ　民事責任規定、エンフォースメント、金融経済教育等

①わが国におけるエンフォースメントの機能・体制　・・・154
②金融商品の販売等に関する法律の概要　・・・155

# 米国における証券（Securities）

| 原語 | 日本語訳 |
|---|---|
| note | ノート<br>(注）一般的に信託証書に基かない債券を指す |
| stock<br>(Landreth, 471 U.S.682 (1985))<br>①the right ro receive dividends contingent upon an apportionment of profits<br>②negotiability<br>③the ability to be pledged or hypothecated<br>④the conferring of voting rights in proportion to the number of shares owned<br>⑤the capacity to appreciate in value | 株式<br>(注)基本的な性格として、①配当を受領する権利がある②譲渡可能である②質に入れる・担保差し入れが可能である④議決権が付与される⑤価格上昇により利益が得られる（1985年Landreth事件判決）。なお、これらの性格の一部を有しない場合（例えば、配当優先株）でも含まれうる。 |
| treasury stock | 自己株式<br>(注)発行会社が保有する自己の株式 |
| security future | 証券先物<br>(注）個別株先物など |
| bond | 担保付債券<br>(注）米国では、通常、担保付の債券をbondという。 |
| debenture | 無担保債券<br>(注)米国では、通常、無担保の債券をdebentureという。 |
| evidence of indebtedness<br>(Thomas v. State, 919 S.W.2d 427 432)<br>all the contractual obligations to pay in the future for consideration presently received | 債務証書<br>(注)現在受け取った対価について将来に支払う契約上の義務を広く含むとの判例もある。 |
| certificate of interest or participation in any profitsharing agreement | 利益分配契約における権利もしくは参加を表示する証書<br>(注)利益分配に与ることができる協同組合の組合員権や利益分配を期待した他者への金銭・資産等の委託がこれに該当するとの判例あり。 |
| collateral-trust certificate | 信託担保証券付証書<br>(注)通常、保有する証券を信託し、それを裏づけとして発行される債券を指す。 |
| preorganization certificate or subscription | 会社設立前発行証書または設立前応募権<br>(注)会社の設立前に発起人が発行する証書等 |
| transferable share | 譲渡可能持分 |
| investment contract | 投資契約<br>(注)一般に、金銭を、専ら、発起人又は第三者の努力による利益の期待を持って、共同事業に投資する取引」と解されている（1946年Howey事件判決）。包括的な概念であり、LP、変額保険など多様なものが含まれる。 |
| voting-trust certificate | 議決権信託証書<br>(注)議決権を統一的に行使するために株主と受託者との間で設定される信託の証書 |
| certificate of deposit for a security | 証券預託証書<br>(注)通常は、会社更生の過程において保護委員会（protective committee）により発行される証書。株主だけではなく、社債権者に関わるケースも考えられる。 |
| fractional undivided interest in oil, gas, or other mineral rights | 石油・ガスその他の鉱業権の非分割部分権<br>(注)石油・ガス等の採掘事業に関連する鉱区使用料権等 |
| any put, call, straddle, option, or privilege on any security, certificate of deposit, or group or index of securities (including any interest therein or based on the value thereof) | 証券、預金証書、証券グループもしくは証券指数（それらに対する権利、それらの価値にもとづく権利を含む）に関するプット、コール、ストラドル、オプションもしくは特権<br>(注)個別株オプション等 |
| any put, call, straddle, option, or privilege entered into on a national securities exchange relating to foreign currency | 外貨通貨に関して国法証券取引所で取引されるプット、コール、ストラドル、オプションもしくは特権<br>(注)通貨オプション等 |
| in general, any interest or instrument commonly known as a “security” | 一般に「証券」とされているすべての権利 |
| any certificate of interest or participation in temporary or interim certificate for, receipt for, | 上記のいずれかのものにおける権利または参加を表示する証書それらに対する仮証書、仮領収書もしくは仮保証契約書 |
| guarantee of, or warrant or right to subscribe to or purchase, any of the foregoing. | またはそれに応募しもしくはそれらを買取るための買取権証書もしくは引受権証書 |

securities act of 1933

# 英国における投資物件(Investments)

| 原語 | 日本語訳 |
|---|---|
| **1. Securities**<br>(1) Shares or stock in the share capital of a company.<br>(2) "Company" includes- other than an open-ended investment company.<br>(a) any body corporate (wherever incorporated), and<br>(b) any unincorporated body constituted under the law of a country or territory outside the United Kingdom, | **1. 証券**<br>(1) 会社の株式資本における株式<br>(2) 「会社」は、次に掲げるものを含み、オープンエンド型会社を除く<br>(a) 法人(設立地を問わず)、及び<br>(b) 連合王国以外の国又は領域の法律に基き設立された法人格を持たない団体 |
| **2. Instruments creating or acknowledging indebtedness**<br>Any of the following-<br>(a) debentures;<br>(b) debenture stock;<br>(c) loan stock;<br>(d) bonds;<br>(e) certificates of deposit;<br>(f) any other instruments creating or acknowledging a present or future indebtedness. | **2. 負債を創出し又は承認する証書**<br>次に掲げるもの。<br>(a)社債<br>(b)不確定額面社債<br>(c)無担保債<br>(d)債務証書<br>(e)預金証書<br>(f)現在及び将来の負債を創出し又は承認するその他の証書 |
| **3. Government and public securities**<br>(1) Loan stock, bonds and other instruments-<br>(a) creating or acknowledging indebtedness; and<br>(b) issued by or on behalf of a government, local authority or public authority.<br>(2) "Government, local authority or public authority" means-<br>(a) the government of the United Kingdom, of Northern Ireland, or of any country or territory outside the United Kingdom;<br>(b) a local authority in the United Kingdom or elsewhere;<br>(c) any international organization the members of which include the United Kingdom or another member State. | **3. 政府及び公共証券**<br>(1) 無担保債、債券その他の証書であって、次に該当するもの。<br>(a) 負債を創出し又は承認しており、かつ<br>(b) 政府、地方機関若しくは公共機関により又はそれらに代わって発行されたもの<br>(2) 「政府、地方機関又は公共機関」とは、次に該当するものをいう。<br>(a) 連合王国、北アイルランド又は連合王国以外の国若しくは領域の政府<br>(b) 連合国又は他の地域の地方機関<br>(c) 連合王国又は他の加盟国をメンバーとして含んでいる国際機関 |
| **4. Instruments giving entitlement to investments**<br>(1) Warrants or other instruments entitling the holder to subscribe<br>(2) It is immaterial whether the investment is in existence or identifiable. | **4. 投資への権利を与える証書**<br>(1) 保有者に対して何らかの投資に応募する権利を与えるワラント等<br>(2) 投資が当面存在しているか否か、又は確認できるか否かは重要ではない。 |
| **5. Certificates representing securities**<br>Certificates or other instruments which confer contractual or property rights-<br>(a) in respect of any investment held by someone other than the person on whom the rights are conferred by the certificate or other instrument; and<br>(b) the transfer of which may be effected without requiring the consent of that person. | **5. 証券を表す証明書**<br>契約上の権利又は財産権を与える証明書等であって、次に該当するもの。<br>(a) 証書その他のものにより権利が与えられる者以外の者が保有する投資物件に関するものであり、かつ<br>(b) その譲渡がその者の同意を必要とせずに行われるもの |
| **6. Units in collective investment schemes**<br>(1) Shares in or securities of an open-ended investment company.<br>(2) Any right to participate in a collective investment scheme. | **6. 集団投資スキームのユニット**<br>(1) オープンエンド型投資会社の株式又は証券。<br>(2) 集団投資スキームに参加する権利。 |
| **7. Options**<br>Options to acquire or dispose of property. | **7. オプション**<br>財産を取得又は売却するオプション。 |
| **8. Futures**<br>Rights under a contract for the sale of a commodity or property of any other description under which delivery is to be made at a future date. | **8. 先物**<br>引渡しが将来の日に行われる商品又は他の種類の財産の売買契約に基く権利 |
| **9.Contracts for differences**<br>Rights under-<br>(a) a contract for differences; or<br>(b) any other contract the purpose or pretended purpose of which is to secure a profit or avoid a loss by reference to fluctuations in-<br>(i) the value or price of property of any description; or<br>(ii) an index or other factor designated for that purpose in the contract. | **9. 差金契約**<br>下記に基く権利<br>(a) 差金の契約、又は<br>(b) 以下のものの変動に準拠させることにより利益を確保し又は損失を回避する目的の又はそのはずであるとする他の契約<br>i 何らかの種類の財産の価値又は価格、又は<br>ii 契約上その他の目的のために指定された指数その他の因数 |
| **10. Contracts of insurance**<br>Rights under a contract of insurance, including rights under contracts falling within head C of Schedule 2 to the Friendly Societies Act 1992. | **10. 保険契約**<br>保険契約に基く権利であり、1992年友愛組合法付属規定2の頭書Cに該当する契約に基く権利を含む。 |
| **11. Participation in Lloyd's syndicates**<br>(1) The underwriting capacity of a Lloyd's syndicate.<br>(2) A person's membership (or prospective membership) of a Lloyd's syndicate. | **11. ロイズ・シンジケートへの参加**<br>(1) ロイズ・シンジケートの引受能力<br>(2) ある者のロイズ・シンジケート会員権(又は予定会員権) |
| **12. Deposits**<br>Rights under any contract under which a sum of money (whether or not dominated in a currency) is paid on terms under which it will be repaid, with or without interest or a premium, and either on demand or at a time or in circumstances agreed by or on behalf of the person making the payment and the person receiving it. | **12. 預金**<br>ある額の金銭(ある通貨単位で表示されているか否かに拘わらず)が有利子若しくは無利子又はプレミアム付又はなしで、請求次第又は一定の日時に若しくは支払人と受取人の間又は代りの者との間での取決めの方法により払い戻されるとする契約に基く権利 |
| **13. Loans secured on land**<br>(1) Rights under any contract under which-<br>(a) one person provides another with credit; and<br>(b) the obligation of the borrower to repay is secured on land.<br>(2) "Credit" includes any cash loan or other financial accommodation.<br>(3) "Cash" includes money in any form | **13. 土地担保融資**<br>(1) 次に掲げる契約に基づく権利<br>(a) ある者が他の者に信用を供与し、かつ<br>(b) 借手の返済義務が土地によって担保されているもの<br>(2)「信用」には、現金融資その他の金融的便宜を含む。<br>(3)「現金」には、いかなる形の金銭も含む。 |
| **14. Rights in investments**<br>Any right or interest in anything which is an investment as a result of any other provision made under section 22(1). | **14. 投資に対する権利**<br>この法律の第22条(1)項に基づき作成された何れかの他の規定の結果、投資物件であるものに対する権利又は利益 |

2000Financial Sevicea Markets Act

# EUにおける金融商品(Financial Instruments)

| 原語 | | 日本語訳 | |
|---|---|---|---|
| transferable securities | shares in companies and other securities equivalent to shares in companies | 譲渡可能証券 | 会社の株式及びその同等物 |
| | bonds and other forms of securitized debt which are negotiable on the capital market | | 債券その他の資本市場で取引され得る証券化された債務 |
| | any other securities normally dealt in giving the right to acquire any such transferable securities by subscription or exchange or giving rise to a cash settlement excluding instrument of payment | | その他の証券で、通常、払込若しくは交換により譲渡可能証券を取得する権利を付与するもの、又は、差金決済を生じるもの、ただし、支払手段に該当するものを除く |
| Money-market instruments | | 短期金融市場商品 | |
| Units in collective investment undertakings | | 集団的投資会社のユニット | |
| Options, futures, swaps, forward rate agreements and any other derivative contracts relating to securities, currencies, interest rates or yields, or other derivatives instruments, financial indices or financial measures which may be settled physically or in cash; | | オプション、先物、スワップ、先渡取引契約、及び、その他のデリバティブ取引(証券・為替・利率・利回り又は他のデリバティブ商品・金融指数・金融指標に関するものであって、現物又は現金で決済されるもの) | |
| Options, futures, swaps, forward rate agreements and any other derivative contracts relating to commodities that must be settled in cash or may be settled in cash at the option of one of the parties (otherwise than by reason of a default or other termination event ) | | オプション、先物、スワップ、先渡取引契約、及び、現金決済しなければならない、または当事者の一方が現金決済の選択権を持つ(債務不履行その他契約終了事象の理由による場合を除く)商品関連のその他デリバティブ | |
| Options, futures, swaps, and any other derivative contract relating to commodities that can be physically settled provided that they are traded on a regulated market and/or an MTF | | オプション、先物、スワップ、及び、現物決済が可能な商品関連のその他デリバティブ契約で規制市場または多角的取引システム(MTF)上で取引されているもの | |
| Options, futures, swaps, forwards, and any other derivative contracts relating to commodities, that can be physically settled not otherwise mentioned in C.6(previous Clause) and not being for commercial purposes, which have the characteristics of other derivative financial instruments, having regard to whether, inter alia, they are cleared and settled through recognised clearing houses or are subject to regular margin calls | | オプション、先物、スワップ、先渡取引契約、及び、その他商品関連のデリバティブ契約で、現物決済が可能でC (6)に言及されていないもので、商業目的ではなく、認可清算機関を通じて決済される、または定常的な追加証拠金の要求対象であるといった点に鑑みて、その他デリバティブ金融商品の特性を有するもの | |
| Derivative instruments for the transfer of credit risk | | 信用リスクの移転のためのデリバティブ商品 | |
| Financial contracts for differences | | 差金契約 | |
| Options, futures, swaps, forward rate agreements and any other derivative contracts relating to climatic variables, freight rates, emission allowances or inflation rates or other official economic statistics that must be settled in cash or may be settled in cash at the option of one of the parties (otherwise than by reason of a default or other termination event) as well as any other derivative contracts relating to assets, rights, obligations, indices and measures not otherwise mentioned in this Section , which have the characteristics of other derivative financial instruments, having regard to whether, inter alia, they are traded on a regulated market o r an MTF, are cleared and settled through recognised clearing houses or are subject to regular margin calls | | オプション、先物、スワップ、先渡取引契約、及び、その他気候変動、輸送料、排出権割当、インフレ率、他のオフィシャルな経済統計に関するものであって、現金で決済しなければならないもの、又は当事者の一方が現金決済の選択権を持つ(債務不履行その他契約終了事象の理由による場合を除く)デリバティブ取引、及び、ここで定められていない資産・権利・義務・指数・指標に関するデリバティブ取引であって、規制市場または多角的取引システム(MTF)上で取引されているか、認可清算機関を通じて決済される、または定常的な追加証拠金の要求対象であるといった点に鑑みて、その他デリバティブ金融商品の特性を有するもの | |

Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC

# 金融商品被害110番　電話相談集計結果

東京三弁護士会　消費者問題関連委員会

【日　　時】 平成17年7月28日（木）午前10時～午後4時
【場　　所】 弁護士会館5階507号会議室
【相談件数】 **155件**（電話8本、一人平均19分弱）

## Ⅰ　概括的事項

**性別**

| | |
|---|---|
| 男性 | 79 |
| 女性 | 68 |
| 不明（未記入） | 8 |

**年代**

| | |
|---|---|
| 20代 | 2 |
| 30代 | 12 |
| 40代 | 18 |
| 50代 | 27 |
| 60代 | 25 |
| 70代 | 22 |
| 80代 | 4 |
| 不明（未記入） | 45 |

**110番を何で知ったか(複数回答)**

| | |
|---|---|
| ①チラシ | 2 |
| ②新聞 | 24 |
| ③テレビ | 37 |
| ④弁護士会のホームページ | 16 |
| ⑤消費生活センター | 25 |
| ⑥区役所・市役所 | 4 |
| ⑦知人 | 5 |
| ⑧その他 | 7 |
| ⑨不明（未記入） | 37 |

**過去の先物取引経験**

| | |
|---|---|
| 有 | 9 |
| 無 | 72 |
| 不明（未記入） | 74 |

**過去の証券取引経験**

| | |
|---|---|
| 有 | 33 |
| 無 | 43 |
| 不明（未記入） | 79 |

## Ⅱ　取引内容

**1．相談の種類（複数回答）**

**①国内公設**　43

| | |
|---|---|
| a 商品先物 | 43 |
| b オプション | 0 |
| c その他 | 0 |

商品の種類

| | |
|---|---|
| ガソリン | 9 |
| 金 | 3 |

| | |
|---|---|
| ガソリン、灯油 | 2 |
| コーン | 2 |
| ガソリン、トウモロコシ | 1 |
| ガソリン、灯油、穀物、金 | 1 |
| ガソリン、原油、金、プラチナ、銀、大豆、コーン、コーヒー | 1 |
| 中部ガソリン | 1 |
| 金、プラチナ | 1 |
| 金、プラチナ、アルミ | 1 |
| 金、銀、灯油 | 1 |
| 金、コーヒー、ゴム | 1 |
| 白金 | 1 |
| コーン、灯油、コーヒー、大豆 | 1 |
| 原油、とうもろこし | 1 |
| 原油、石油 | 1 |
| 原油、大豆 | 1 |
| 灯油 | 1 |
| 灯油・金 | 1 |
| 中部灯油 | 1 |
| 石油 | 1 |
| 東穀 | 1 |
| アルミ | 1 |

**②海外先物** 4

| | |
|---|---|
| a. 商品先物 | 0 |
| b. オプション | 4 |
| c. その他 | 0 |

商品の種類 （全てオプション）

| | |
|---|---|
| 原油 | 1 |
| ドル、ユーロ | 1 |

**③為替証拠金取引** 43

主な取引

| | |
|---|---|
| ユーロ、米ドル | 2 |
| ドル | 1 |
| 円、ドル | 1 |
| ユーロ、ポンド | 1 |
| 豪ドル、ニュージーランドドル | 1 |

**④ファンド** 4

商品の種類

| | |
|---|---|
| 海外商品ファインド | 1 |
| 不明（未記入） | 3 |

**⑤未公開株** 32

対象銘柄

| | |
|---|---|
| A社 | 2 |
| B社 | 2 |
| C社 | 2 |
| D社、E社、A社、F社 | 1 |

| | |
|---|---|
| G社、H社、I社、J社 | 1 |
| K社、L社 | 1 |
| M社 | 1 |
| N社、O社 | 1 |
| P社 | 1 |
| Q社 | 1 |
| R社 | 1 |
| S社 | 1 |
| T社 | 1 |
| U社 | 1 |
| V社 | 1 |
| W社 | 1 |

**⑥保険** 7

相談内容

| | |
|---|---|
| 保険金不払い | 2 |
| 配当金不払い | 1 |
| 再契約に伴う説明義務違反 | 1 |
| 中途解約金に対する不満 | 1 |
| 保険料を前納したが、担当者が受取りを否認 | 1 |
| その他（不明） | 1 |

**⑦その他** 19

| | |
|---|---|
| 証券 | 3 |
| その他 | 16 |

**⑧未記入** 7

**2. 業者数**

| | |
|---|---|
| ①商品先物取引 | 28 |
| ②オプション取引 | 4 |
| ③為替証拠金取引為替 | 36 |
| ④ファンド | 2 |
| ⑤未公開株 | 21 |
| ⑥保険 | 5 |

**3. 被害額**

| | |
|---|---|
| 100万円未満 | 21 |
| 100～499万円 | 50 |
| 500～999万円 | 21 |
| 1000～2999万円 | 25 |
| 3000～4999万円 | 7 |
| 5000～6999万円 | 3 |
| 7000～9999万円 | 3 |
| 1億円以上 | 1 |
| 不明（未記入） | 24 |

平均　1,113万円
最高額　1億5,000万円（業者名）X社
最低額　38,600円（業者名）Y社

5. 取引のきっかけ

| | |
|---|---|
| 自分から | 27 |
| 業者から | 76 |
| 不明(未記入) | 52 |

6. 取引に不満があるか

| | |
|---|---|
| ある | 60 |
| ない | 7 |
| 不明(未記入) | 88 |

7. 取引の結果につき自己責任を追うべきものと思うか

| | |
|---|---|
| 思う | 5 |
| 思わない | 39 |

→

| | |
|---|---|
| a 自分ではよくわからなかったから | 13 |
| b 指示どおり取引をしていないから | 4 |
| c その他 | 5 |

8. 現状

| | |
|---|---|
| 取引継続中 | 23 |
| 取引終了 | 41 |
| 不明 | 91 |

→

| | |
|---|---|
| a 訴訟中 | 1 |
| b 交渉中 | 9 |
| c 交渉検討中 | 2 |
| d その他 | 4 |

9. 電話した目的(複数回答)

| | |
|---|---|
| ①情報提供 | 5 |
| ②今後のアドバイスを受けたい | 36 |
| ③苦情を言いたい | 3 |
| ④弁護士に依頼したい | 15 |
| ⑤その他 | 4 |

Ⅳ 勧誘及び受託業務遂行上の問題点

1. 勧誘段階(複数回答)

| | |
|---|---|
| ①不招請勧誘 | 29 |
| ②迷惑勧誘 | 8 |
| ③目的不告知・誤認惹起勧誘 | 6 |
| ④執拗な勧誘 | 11 |
| ⑤適合性原則違反 | 12 |
| ⑥説明義務違反 | 22 |
| ⑦事前書面の不交付 | 5 |
| ⑧断定的判断の提供 | 27 |
| ⑨利益保証 | 3 |
| ⑩仮名等による取引勧誘 | 1 |
| ⑪一口制の勧誘 | 0 |
| ⑫建玉先行させて取引を迫る勧誘 | 2 |

→

| | |
|---|---|
| a 先物取引の仕組 | 4 |
| b 投機性 | 4 |
| c 危険性 | 8 |
| d その他 | 0 |

**2. 取引継続段階（複数回答）**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ①新規委託者保護義務違反 | 8 | → | a 建玉制限違反 | 2 |
| ②過度な売買取引 | 9 | | b その他 | 0 |
| ③無断売買 | 5 | | | |
| ④一任売買 | 7 | | | |
| ⑤特定売買 | 9 | → | a 直し | 0 |
| ⑥両建の勧誘 | 16 | | b 途転 | 0 |
| ⑦無敷・薄敷 | 2 | | c 日計り | 0 |
| ⑧不要な証拠金の返還遅延 | 0 | | d 両建 | 7 |
| ⑨満玉 | 2 | | e 不抜け | 0 |
| ⑩追証の放置 | 0 | | | |
| ⑪向かい玉 | 0 | | | |
| ⑫虚偽報告 | 0 | | | |
| ⑬顧客との金銭貸借 | 0 | | | |
| ⑭融資のあっせん | 0 | | | |
| ⑮融資による証拠金の入金の勧誘 | 1 | | | |

**3. 取引終了段階**

| | |
|---|---|
| ①仕切拒否・回避 | 23 |
| ②違法な強制手仕舞 | 0 |
| ③精算金支払遅延 | 6 |
| ④不当な念書作成・和解の強要 | 0 |

**4. その他**

| | |
|---|---|
| ①風説の流布・偽計・暴力・脅迫による受託等 | 0 |
| ②売買報告書等の書面不交付 | 0 |
| ③架空・他人名義の受託 | 1 |
| ④情報提供義務違反 | 3 |
| ⑤虚偽、誇大広告規制違反 | 0 |
| ⑥その他 | 2 |

**5. 為替証拠金の問題点**

インターバンク市場との関係について説明されたか

| | |
|---|---|
| ①説明された | 4 |
| ②説明されない | 12 |

**処理結果**

| | |
|---|---|
| ①相談のみ | 63 |
| ②面接相談へ | 39 |
| ③消費者相談の案内 | 31 |
| ④その他 | 22 |

※　Ⅱ　1.　⑤未公開株の対象銘柄欄及びⅡ　3. 被害額の業者名について事務局において一部加工。

平成 17 年 11 月 2 日
金　　融　　庁

# 「投資商品等」の取引に関する問題事例

**（期間：平成 17 年 7 月 19 日～9 月 30 日）**

１．「金融サービス利用者相談室」において受け付けた「投資商品・証券市場制度等」に係る相談等（総数 1,534 件）のうち、相談等の具体的内容を分析した結果、投資商品等の取引で問題があると考えられるもの（注）は 624 件。

（注）当該分析は金融審議会第一部会事務局で行ったものであり、「金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等（平成 17 年 10 月 27 日）」における分類とは必ずしも一致するものではない。

２．上記問題事例を投資商品ごとに分類したところ、以下のとおり。

| 投資商品の区分 | 件　数（件） | 比　率（%） |
|---|---|---|
| 外国為替証拠金取引 | 340 | 54.5% |
| 未公開株 | 83 | 13.3% |
| 商品先物取引 | 47 | 7.5% |
| 株式 | 31 | 5.0% |
| 投資信託 | 25 | 4.0% |
| ファンド | 16 | 2.6% |
| その他 | 82 | 13.1% |
| 合　　計 | 624 | 100.0% |

平成 17 年 10 月 27 日
金　　融　　庁

# 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

## （期間：平成 17 年 7 月 19 日～9 月 30 日）

## １．はじめに

(1)　金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ホームページ・ファックス等を通じた質問・相談・意見等（以下、「相談等」という。）に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室（以下、「相談室」という。)」を本年 7 月 19 日に開設し、相談業務を開始しました。

(2)　利用者からの相談等については、専門の相談員が電話で対応しています。相談員からは、問題点を整理するためのアドバイスを行ったり、業界団体が設置している紛争処理機関等を紹介しています。なお、寄せられた相談等の内容や処理状況等については、金融庁内の関係部局に回付し、検査・監督等における活用を促しています。

(3)　相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例のポイント等については、四半期毎に公表することとしています。開設日の 7 月 19 日から 9 月 30 日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

## ２．受付状況

7 月 19 日から 9 月 30 日までの間に 6,573 件の相談等が寄せられており、一日あたり平均 126 件となっています（詳細については、別紙 1 をご参照ください。)。
この内訳は以下のとおりです。

**(1) 相談等の類型**

質問･相談として寄せられたものが5,017件(76%)､意見･要望が892件(14%)、情報提供が512件（8%)、その他が152件（2%）となっています。

**(2) 相談等の方法**

電話による相談等が5,402件（82%)、ホームページが568件（9%)、ファックスが192件（3%)、手紙が345件（5%)、その他が66件（1%）となっています。

**(3) 相談等の分野**

預金・融資等に関するものが1,774件（27%)、保険商品等が2,487件（38%)、投資商品等が1,534件（23%)、貸金等が660件（10%)、その他が118件（2%）となっています。

## ３．分野別の特徴

(1)　預金・融資等に係る相談等の受付件数1,774件のうち、預金業務（預入れ時の説明態勢、ペイオフや偽造・盗難キャッシュカードなどについての質問等）に関することが448件（25%)、融資業務（融資の実行・返済等）に関することが590件（33%)、その他為替に関すること等が736件（42%）となっています。

業態別では、銀行に関するものが1,169件（66%)、信用金庫、信用組合等の協同組織金融機関に関するものが243件（14%)、その他が362件（20%）となっています。

(2)　保険商品等に係る相談等の受付件数2,487件のうち、個別契約における顧客説明や個別契約の結果に関する相談等が1,239件（50%）あり、このうち保険金等の支払に関することが975件(39%)(うち告知義務に関することが106件(4%))となっています。その他、保険金等請求時における保険会社の対応に関すること、募集時等における保険会社側の説明態勢に関すること等となっています。

業態別では、生命保険会社に関するものが1,189件（48%)、損害保険会社に関するものが1,022件(41%)、共済に関するものが129件（５%)、その他が147件（6%）となっています。

(3)　投資商品等に係る相談等の受付件数1,534件のうち、外国為替証拠金取引に関する相談等（証拠金や精算金についての相談、業者の登録の有無・信用性についての照会等）が497件と全体の約３分の１を占めています。その他、ネット証券会社におけるシステムトラブルに関すること、未公開株式の取引に関すること等となっています。

業態別では、外国為替証拠金取引業者に関するもの 497 件(32%)のほか、証券会社に関するものが 439 件（29%)、証券仲介業者に関するものが 132 件（9%)、その他が 466 件（30%）となっています。

(4)　貸金等に係る相談等の受付件数 660 件のうち、貸金業登録の有無に関する照会が 254 件（38%）となっています。その他、不適正な行為等に関すること、個別取引に関すること等となっています。

(5)　金融行政一般に対する意見・要望等の受付件数 118 件のうち、行政に対する要望が 59 件（50%）となっているほか、一般的な質問が 31 件（26%）となっています。

(6)　貸し渋り・貸し剥がしに関する情報は、57 件寄せられており、当該金融機関に対する監督におけるヒアリングの実施や検査における検証等に活用しています（「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付・活用状況について」は、別紙２をご参照ください。)。なお、これまで設けていた「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の情報受付窓口は相談室に統合しました。

(7)　悪質な業者が利用する金融機関口座に係る情報は、20 件寄せられています。当該口座については、必要に応じて、監督局において金融機関及び警察当局への情報提供が行われています（10 月 25 日公表の「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」をご参照ください。)。

(8)　相談等の中には、上記(6)、(7)のほか、例えば、外国為替証拠金取引業者の不適正な行為（投資経験のない者への勧誘、断定的判断の提供、無断売買、精算金等の返還遅延等）に関する情報提供、保険会社の営業員等の不適正な行為（不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り等）に関する情報提供等、検査・監督上参考となる情報も寄せられています。これらの情報については、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、必要に応じて、当該金融機関に対してヒアリングを実施するなど、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

## ４．相談事例等とアドバイス等

利用者から寄せられた相談等の中で、よくある相談等やこれに対する相談室からのアドバイスは、以下のとおりとなっています。

### (1) 預金・融資等

〇悪質な業者が利用する金融機関口座に係る情報の提供

【利用者からの情報提供内容】

・　金融業者〇〇に〇万円融資を申し込んだところ、融資実行前に融資申込額の40%を手数料として振り込むよう言われ、指定の銀行口座に振り込んだが、未だに融資が実行されない。

・　インターネット上で、金融業者〇〇のサイトをワンクリックしたところ利用料を振り込むよう画面に表示された。

【アドバイス等】

・　業者が融資実行前に、保証料、手数料などの名目で金銭の振込みを要求する場合、詐欺の可能性が極めて高いので、振り込まない。金銭を騙し取られた場合、速やかに最寄りの警察に連絡するとともに、消費生活センター、弁護士等に相談する。

・　身に覚えのない請求には安易に応じない。

＊　金融庁では、不正口座に関する情報提供も受け付けています。金融サービス利用者相談室に情報をお寄せください。

### (2) 保険商品等

①保険内容の顧客説明に関する相談等

【利用者からの主な相談事例】

（保障内容等）

・　保険金を請求したところ、約款の免責事由に該当するため支払われないと言われた。契約時には、そのような説明は受けていない。

・　２社の医療保険に加入しており、手術をしたところ、Ａ社からは保険金が支払われたのに、Ｂ社からは支払われなかった。手術によっては保険金が出ない場合があるとはＢ社から聞いていなかった。

（保険金額等）

・　20 年前に契約した保険が満期となったが、契約時に説明があった満期時の受取金額が満額支払われない。

【アドバイス等】

・　商品の説明をよく聞き、内容を理解する。不明な点があれば必ず確認する。また、口頭の説明を聞くだけにとどまらず、約款やパンフレット等の商品説明資料で確認する。

・　同じような保険商品であっても保険会社によって保障内容は異なることがあることに注意する。
・　保険金額等の受取額について、保険契約期間中に変動することがあるもの（満期金、配当金など）は何かを確認する。また、その場合、どのように変動するのかも併せて確認する。
・　保障内容について、メリットの説明だけ聞いて済ませるのではなく、どこまでが保障され、どのような場合には保障されないのかについても確認する。
・　個別の契約に係るトラブルについては、保険会社から十分に説明を受け、保険会社とよく話しあう。それでも解決が図られない場合は、生命保険協会生命保険相談所又は日本損害保険協会そんがいほけん相談室(*)に相談する。

(*)　業界団体の連絡先等については、金融庁ホームページの「リンク集」を参照。

②告知義務に関する相談等

【利用者からの主な相談事例】
（事実の不告知）
・　入院歴があることを募集人に伝えたところ、告知しなくてよいと言われたのでそのまま契約したが、保険金請求時になって告知義務違反として保険金が支払われなかった。
・　通院歴があったが告知を行わなかったので、保険会社から告知義務違反であると言われた。
（保険契約の引受条件）
・　既往症を告知して保険契約したが、保険金請求時になって支払えないと言われた。

【アドバイス等】
・　保険加入時における告知書には正確に回答する。事実と相違した告知をすると告知義務違反となり、保険金が支払われないことがある。
・　病歴等を告知した上で保険契約しようとする場合、特別な契約条件（免責事由の追加、保険料の割増等）がつく場合がある。病歴等を告知した上で保険会社が保険契約の引受を承諾した場合、どのような契約条件がついているのかを確認する。
・　個別の契約に係るトラブルについては、保険会社から十分に説明を受け、保険会社とよく話しあう。それでも解決が図られない場合は、生命保険協会生命保険相談所又は日本損害保険協会そんがいほけん相談室(*)に相談する。

(*)　業界団体の連絡先等については、金融庁ホームページの「リンク集」を参照。

③ 保険金の支払いに関する相談等

【利用者からの主な相談事例】
（支払認定）
・　怪我で障害状態となったが、高度障害保険金が支払われない。
・　120 日間入院保険金が出るはずの保険契約で 120 日間入院したのに、60 日分しか支払われなかった。
・　自動車修理にかかった費用を全額払ってもらえない。
・　自動車事故で自分に落ち度はないはずなのに、過失割合分として保険金額が減額された。

【アドバイス等】
・　個別の契約に係るトラブルについては、保険会社から十分に説明を受け、保険会社とよく話しあう。それでも解決が図られない場合は、生命保険協会生命保険相談所又は日本損害保険協会そんがいほけん相談室(*)に相談する。金融庁では、個別の保険事故について、約款に定められた保障内容に該当するか否かや、支払われるべき保険金がいくらになるかの判断はできません。
(*)　業界団体の連絡先等については、金融庁ホームページの「リンク集」を参照。

**(3) 投資商品等**

①外国為替証拠金取引に関する相談等

【利用者からの相談内容等】
（投資経験のない者への勧誘・説明不足）
・　投資経験のない高齢の女性に業者から外国為替証拠金取引について勧誘があったが、外国為替証拠金取引の具体的なリスク内容についての説明は全くなかった。
（断定的判断の提供）
・　業者の営業員が自宅に来訪し、必ず儲かるからとの説明があったので取引を始めたところ、損失が発生し追加証拠金を求められている。
（無断売買）
・　業者より郵送された取引報告書を確認したところ、自分が売買注文していない取引が何度も繰り返されている。
（解約拒否）
・　業者に取引の解約を申し出ているのに、「これから儲かりますから」等の説明をし、解約手続をしてくれない。

（清算金等の返還遅延）

・　解約返戻金が約束した日に口座に振り込まれず、業者に催促したところ、会社の資金繰りが付かず返金は困難だと言われている。

（業者連絡不能）

・　取引の解約を申し込むため業者に電話したところ、業者の連絡先電話番号が不通になっている。

【アドバイス等】

・　平成 17 年 7 月 1 日の金融先物取引法の改正により、外国為替証拠金取引を取扱う金融先物取引業者に登録が義務付けられるとともに、業者は顧客の求めがない電話・郵便・訪問等により取引の勧誘をしてはならないという規制（いわゆる不招請勧誘の禁止）等が新たに導入された。

・　業者が登録されているかどうかについては、金融庁のホームページで確認できる（なお、これまで業務を行っていた者は、猶予措置として今年の 12 月末までに登録申請すればよいこととされている。）。

・　業者の財務状況や業務内容についての情報を収集し、自分の取引相手として信頼できる業者なのか確認する。

・　取引を行う場合は、取引の内容やリスクなどについてよく説明を聞くとともに、自分で理解できるまで十分に確認する。

・　外国為替証拠金取引に関する個別の取引に関するトラブルについては、会社とよく話し合った上で、解決が図られない場合は、金融先物取引業協会(*)に相談する（ただし、協会加盟会社とのトラブルに限る。）。

(*)　業界団体の連絡先等については、金融庁ホームページの「リンク集」を参照。

②未公開株式の取引に関する相談等

【利用者からの相談内容】

（不適正な行為）

・　「株式が上場間近」、「公開後の値上がりが確実な未公開株式がある」との勧誘を受けた。

・　業者より未公開株式を購入したところ預り証が交付されたが、発行会社に預り証の内容について照会したところ「上場予定はない。」と言われた。

・　業者から未公開株式を購入し、発行会社に株式の名義変更について照会したところ、「第三者への譲渡制限があり当社の株式について名義変更はできない。」と言われた。

【アドバイス等】

・　業として株式を販売する者は証券業の登録が義務付けられているので、購入する前に登録業者かどうか確認する（金融庁のホームページで確認が可能。）。

・　日本証券業協会(*)に所属する会員証券会社等では、グリーンシート銘柄以外の未公開株式については、原則として勧誘を行っていない。
・　未公開株式の購入前に株式の発行会社へ十分に確認する（ただし、発行会社がペーパーカンパニーである場合や、発行会社が株式の購入を勧誘した業者と共謀し、詐欺的な行為を行っている場合もあることに注意する必要がある。）。

(*)　業界団体の連絡先等については、金融庁ホームページの「リンク集」を参照。

### (4) 貸金等

〇違法な金融業者等からの借入れに関する相談等

【利用者からの相談内容等】

（手数料・保証料等の詐取）

・　自宅に貸金業者〇〇から「自己破産者でも利用できる」と記載されたダイレクトメールが届いたので、融資の申し込みをしたところ、自己破産免責者に対して融資を行う場合、金融庁に申請が必要となるため手数料として〇万円振込むように言われた。

（出資法の規定を超える金利による融資）

・　貸金業者〇〇に融資を申し込んだところ、10 日後に利息を 1 割つけて返済しろと言われている。

（強引な取立て）

・　午前８時前に何度も脅迫的な取立ての電話があり、精神的に参っている。

【アドバイス等】

・　利用しようとする業者が財務局長又は都道府県知事の登録を受けているか否かの確認を行う。
・　個々の貸金業者の信用性については、金融庁から示すことはできないが、貸金業者と取引する場合、登録業者を選び、無登録業者とは取引しない（無登録営業は、そもそも法律違反であり、このような者と取引することはトラブルにつながる。）。
・　インターネットや雑誌等に掲載されている業者のホームページ等において、財務局や都道府県の登録番号が記載されていても、実際には登録を受けていない登録詐称の可能性もあるので注意する必要がある（実際の登録の有無は金融庁のホームページで確認が可能。）。
・　保証料、紹介料、手数料など様々な名目で、融資実行よりも先に金銭の振込を要求してくる場合、詐欺である可能性が極めて高いので、融資の前に金銭の振込みはしない。
・　金銭を騙し取られた場合は、速やかに最寄りの警察に連絡するとともに、消費生活センター、弁護士等に相談する。

・　金融庁では、個別の取引について、返済の督促を行うことや、債務の整理を行う業者を指定すること、融資を実行するために申請を求めることなどは行っていない。
・　トラブル等については、各都道府県の貸金業協会（登録業者のみ）、消費生活センター等に相談する。
・　債務整理については、消費生活センター、弁護士等に相談する。
・　貸金業者の登録状況の確認、違法な金融業者等に対する留意点等は、金融庁、都道府県及び貸金業協会(*)等のホームページを参照。

(*)　業界団体のホームページについては、金融庁ホームページの「リンク集」を参照。

（別紙1）

# 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成17年7月19日～9月30日）

## 1. 質問･相談等の類型別受付処理件数

（単位:件、%）

| 区　　分 | 件　数 | 比　率 |
|---|---|---|
| 質　問　・　相　談 | 5,017 | 76.3 |
| 意　見　・　要　望 | 892 | 13.6 |
| 情　報　提　供 | 512 | 7.8 |
| そ　の　他 | 152 | 2.3 |
| 合　　計 | 6,573 | 100.0 |

## 2. 質問･相談等の方法別受付処理件数

（単位:件、%）

| 区　　分 | 件　数 | 比　率 |
|---|---|---|
| 電　　話 | 5,402 | 82.2 |
| ホ　ー　ム　ペ　ー　ジ | 568 | 8.6 |
| フ　ァ　ッ　ク　ス | 192 | 2.9 |
| 手　　紙 | 345 | 5.3 |
| そ　の　他 | 66 | 1.0 |
| 合　　計 | 6,573 | 100.0 |

## 3. 質問･相談等の分野別受付処理件数

（単位:件、%）

| 区　　分 | 件　数 | 比　率 |
|---|---|---|
| 預　金　・　融　資　等 | 1,774 | 27.0 |
| 保険商品・保険制度等 | 2,487 | 37.8 |
| 投資商品・証券市場制度等 | 1,534 | 23.3 |
| 貸　金　等 | 660 | 10.1 |
| 金融行政一般・その他 | 118 | 1.8 |
| 合　　計 | 6,573 | 100.0 |

# 4. 分野別・要因別の相談等受付件数

## ○預金・融資等

（単位：件、%）

| 区分 | 預金 | | 融資 | | その他 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 |
| 個別取引・契約における顧客説明 | 33 | 1.9 | 40 | 2.3 | 26 | 1.5 | 99 | 5.6 |
| 個別取引・契約の結果 | 144 | 8.1 | 252 | 14.2 | 72 | 4.1 | 468 | 26.4 |
| 不適正な行為 | 19 | 1.1 | 82 | 4.6 | 49 | 2.8 | 150 | 8.4 |
| 貸し渋り・貸し剥がし | 0 | 0.0 | 57 | 3.2 | 0 | 0.0 | 57 | 3.2 |
| 口座の不正利用 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 5 | 0.3 | 5 | 0.3 |
| 態勢・手続 | 115 | 6.5 | 91 | 5.1 | 152 | 8.6 | 358 | 20.2 |
| 一般的な照会・質問 | 114 | 6.4 | 64 | 3.6 | 245 | 13.8 | 423 | 23.8 |
| 行政に対する要望等 | 11 | 0.6 | 23 | 1.3 | 67 | 3.8 | 101 | 5.7 |
| その他 | 12 | 0.7 | 38 | 2.1 | 125 | 7.0 | 175 | 9.9 |
| 合計 | 448 | 25.3 | 590 | 33.2 | 736 | 41.5 | 1,774 | 100.0 |

## ○保険商品等

（単位：件、%）

| 区分 | 生命保険 | | 損害保険 | | その他 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 |
| 個別取引・契約における顧客説明 | 357 | 14.4 | 67 | 2.7 | 2 | 0.1 | 426 | 17.1 |
| 個別取引・契約の結果 | 349 | 14.0 | 458 | 18.4 | 6 | 0.2 | 813 | 32.7 |
| 不適正な行為 | 91 | 3.7 | 50 | 2.0 | 1 | 0.0 | 142 | 5.7 |
| 態勢・手続 | 215 | 8.6 | 285 | 11.5 | 11 | 0.4 | 511 | 20.6 |
| 一般的な照会・質問 | 97 | 3.9 | 95 | 3.8 | 89 | 3.6 | 281 | 11.3 |
| 行政に対する要望等 | 42 | 1.7 | 44 | 1.8 | 46 | 1.8 | 132 | 5.3 |
| その他 | 38 | 1.5 | 23 | 0.9 | 121 | 4.9 | 182 | 7.3 |
| 合計 | 1,189 | 47.8 | 1,022 | 41.1 | 276 | 11.1 | 2,487 | 100.0 |

## ○投資商品等

（単位：件、%）

| 区分 | 証券会社 | | 証券仲介業者 | | 外国為替証拠金取引業者 | | その他 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 | 件数 | 比率 |
| 個別取引・契約における顧客説明 | 57 | 3.7 | 5 | 0.3 | 12 | 0.8 | 3 | 0.2 | 77 | 5.0 |
| 個別取引・契約の結果 | 49 | 3.2 | 18 | 1.2 | 71 | 4.6 | 30 | 2.0 | 168 | 11.0 |
| 不適正な行為 | 47 | 3.1 | 13 | 0.8 | 225 | 14.7 | 39 | 2.5 | 324 | 21.1 |
| 態勢・手続 | 160 | 10.4 | 4 | 0.3 | 24 | 1.6 | 27 | 1.8 | 215 | 14.0 |
| 一般的な照会・質問 | 95 | 6.2 | 83 | 5.4 | 155 | 10.1 | 193 | 12.6 | 526 | 34.3 |
| 行政に対する要望等 | 23 | 1.5 | 8 | 0.5 | 4 | 0.3 | 85 | 5.5 | 120 | 7.8 |
| その他 | 8 | 0.5 | 1 | 0.1 | 6 | 0.4 | 89 | 5.8 | 104 | 6.8 |
| 合計 | 439 | 28.6 | 132 | 8.6 | 497 | 32.4 | 466 | 30.4 | 1,534 | 100.0 |

## ○貸金等

（単位：件、%）

| 区分 | 件数 | 比率 |
|---|---|---|
| 個別取引・契約における顧客説明 | 5 | 0.8 |
| 個別取引・契約の結果 | 70 | 10.6 |
| 不適正な行為 | 74 | 11.2 |
| 口座の不正利用 | 15 | 2.3 |
| 態勢・手続 | 73 | 11.1 |
| 一般的な照会・質問 | 382 | 57.9 |
| 行政に対する要望等 | 32 | 4.8 |
| その他 | 24 | 3.6 |
| 合計 | 660 | 100.0 |

## ○金融行政一般・その他

（単位：件、%）

| 区分 | 件数 | 比率 |
|---|---|---|
| 一般的な照会・質問 | 31 | 26.3 |
| 行政に対する要望等 | 59 | 50.0 |
| その他 | 28 | 23.7 |
| 合計 | 118 | 100.0 |

# 貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付・活用状況について

金融庁[注１]では、受け付けた貸し渋り・貸し剥がしに関する情報について、その受付・活用状況を四半期毎に公表することとしています。今回は、「金融サービス利用者相談室（以下、「相談室」という。）」を開設した 7 月 19 日から 9 月 30 日まで[注２]の受付状況及び受け付けた情報の活用状況を公表するものです。

（注１）金融庁では、利用者の皆さまの利便向上のため、14 年 10 月以降金融庁及び財務局等に設けていた「貸し渋り・貸し剥がしホットライン（以下、「ホットライン」という。）」の受付窓口を、本年 7 月 19 日から相談室に統合するとともに、これまでのファックス・メールに加えて、電話での受付も開始いたしました。なお、継続的に「ホットライン」に情報を提供していただいている利用者に不便をかけないため、各財務局等の「ホットライン」の窓口は、17 年末まで維持することとしています。この各財務局等の「ホットライン」で受け付けた情報も今回の公表に含まれます。

（注２）金融庁では、これまで「ホットライン」情報の受付・活用状況について四半期毎に計 10 回公表してきました。前回の公表分は本年 6 月 30 日までの件数に加え、7 月 1 日から 7 月 18 日までの受付件数（7 件）も合わせて公表しています。

## １．受付状況

本年 7 月 19 日から 9 月 30 日までに受け付けた情報は 59 件[注３]となっています。受付状況の詳細は別表のとおりです。

（注３）内訳：「相談室」受付 57 件、「財務局」受付 2 件

## ２．活用状況

（１）金融機関全般に関する活用としては、「ホットライン」に寄せられた情報を参考に、一昨年 7 月、「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」（本ガイドラインは、その後「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の中に織り込み済み）を制定しました。

また、本年7月に策定した「平成17検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」に基づき、平成17事務年度（平成17年7月～平成18年6月）の検査においては、平成16事務年度に引き続き、上記事務ガイドライン等を踏まえ、貸出先に対する説明責任の履行状況等の重点的検証を行っています。

更に、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請しています。

（参考）こうした取組みに加え、昨年 2 月に改訂した「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」においては、金融機関と貸出先との間の密度の高いコミュニケーションを通じた経営実態の把握状況等を検査において勘案することとしています。

（２）個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

① 受け付けた情報については、監督において、四半期毎にとりまとめ、金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを実施しています。これらの情報のうち、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、臨機に、事実確認等のヒアリングを実施しています。

なお、これらのヒアリングの結果、監督上確認が必要と認められる場合には、銀行法第24条等に基づく報告を徴求することとしています。

② 検査においては、検査を実施する金融機関に関し、検査時までに受け付けた全ての情報や当該金融機関から徴求した報告の内容を参考とし、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

なお、検査の結果、問題があると認められる金融機関に対しては、銀行法第24条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしています。

（３）具体的な活用の状況は、以下のとおりです。

① 本年４月１日から７月18日までに「ホットライン」で受け付けた情報については、監督において、これを基に24金融機関に対してヒアリングを行いました。

また、そのうち監督上確認が必要と認められた１金融機関に対して、報告を徴求しました。

② 本年４月１日から７月18日までに着手した検査においては、13金融機関の検査に際し、検査時までに寄せられた情報等を参考とし、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行いました。

また、検査の結果、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等に問題のあった１金融機関に対し、上記期間において、その改善措置に関する報告を徴求しました。

（４）また、相談室において受け付けた貸し渋り・貸し剥がしに関する情報につきましては、より有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を随時開催しています。

（別表）

# 貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況

（平成17年7月19日から9月30日までの受付分）

【受付件数】

| 7月19日から9月30日までの受付件数 | （参考）7月1日から9月30日までの受付件数 | （参考）「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付件数 |
|---|---|---|
| ５９ | ６６ | 1,786 |

【業態別内訳（情報提供者の主張に基づく分類）】

| 区分 | 7月19日から9月30日までの受付件数 | 7月1日から9月30日までの件数 | 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付件数 |
|---|---|---|---|
| 主要行 | ２７ | ２７ | ５６８ |
| 地方銀行・第二地方銀行 | ２０ | ２２ | ４９６ |
| 信用金庫・信用組合 | ８ | １１ | ２４１ |
| 政府系金融機関 | ２ | ３ | １９４ |
| その他 | ５ | ５ | ３７２ |

【類型別内訳（情報提供者の主張に基づく分類）】

| 区分 | 7月19日から9月30日までの受付件数 | 7月1日から9月30日までの件数 | 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付件数 |
|---|---|---|---|
| 新規融資拒否として情報提供されたもの | １８ | １９ | ５００ |
| 更改拒絶として情報提供されたもの | ６ | ６ | １１８ |
| 返済要求として情報提供されたもの | ２５ | ２４ | ３８０ |
| 担保売却として情報提供されたもの | ５ | ５ | １６７ |
| 債権売却として情報提供されたもの | ０ | ０ | ７２ |
| 金利引上げとして情報提供されたもの | １ | ２ | １０６ |
| 追加担保要求として情報提供されたもの | １ | １ | １０７ |
| 金融商品等の購入要請として情報提供されたもの | １ | １ | ２０ |
| 強引な経営関与として情報提供されたもの | ０ | １ | １５ |
| その他 | １１ | １３ | ７８６ |

（注1）1件の情報で複数の機関に関するものなどがあるため、「受付件数」と「業態別内訳」・「類型別内訳」の合計とは一致しない。

（注2）『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付件数』は「ホットライン」を開設した14年10月25日から本年7月18日までの受付件数。

# 2.金融商品をめぐる消費生活相談
## ―海外商品先物オプション取引、外国為替証拠金取引など―

特定の業法が制定されておらず、監督官庁も存在しない金融商品に関する相談が目立ってきている。

## 1 海外商品先物オプション取引

(1)相談事例

「利殖の話がある」と電話があった後、業者が自宅を訪ねてきた。業者は「銀行預金の安全性は絶対なものではない」などと説明してから、アメリカ市場での原油のオプション取引をしないかと持ちかけてきた。「オプション」という言葉の意味も理解しないまま、契約書類に署名等をした。

翌日、業者の営業員に銀行へ連れて行ってもらい定期預金を解約した。簡易保険も解約すれば現金化できると営業員に言われ、合計で1000万円を預けた。注文書類に署名等はしたが、具体的に注文の指示は出していない。

取引を終えて最終的に手元に戻ったのは約120万円で、まさか元本の大半を失うなどとは夢にも思わなかった。老後の蓄えのほとんどを失い、この先どうしたらよいか分からない。損失額全額を返金してほしい。

（80歳代　女性　年金生活者）

(2)海外商品先物オプション取引とは

この取引は、単なる商品先物取引と異なり損失が限定されるが、投資金額の全額を失う危険性があり、また海外市場への投資は、為替変動による影響を受け、受託業者に支払う手数料も高額なことから、極めて投機性の高い取引と言える。一般の消費者がその仕組みを理解し、価格変動等を予測して、その判断の下に売買の指示を行うことは極めて難しいと思われる。

「オプション」とは、商品などを一定期間内に特定の価格で売買することのできる権利（選択権）のことをいう。商品市場における先物取引では、①商品先物取引を、②ある価格（権利行使価格）で、③一定期日（権利行使期間）までに、④買い付けるまたは売り付ける「権利」を取引することになる。

(3)問題点

この取引を扱う業者の中には、勧誘において以下のような問題点を指摘される場合が少なくない。

・投資適合性のない者への勧誘。
・投資リスクに対する説明不足。
・高額な手数料のため、収益を出すためには取引でよほどの利益を上げなくてはならないことに関する説明不足。

取引に関しても、事実上の一任売買となったり、無断売買を指摘されるケースもある。

また、顧客から預かった資金の保全措置についても、法的義務付けがないことから、取引自体のリスクの他に業者の信用度に関するリスクの存在も否定できない。

(4)行政への要望

高齢者からの相談が多いことから、当センターは2002年4月、この取引を「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」で規制するよう、同法を所管する経済産業省及び農林水産省に要望した。





## 2 外国為替証拠金取引

(1)相談事例

自宅への勧誘電話の後に営業員が訪れた。この取引は外貨預金のメリットのみを膨らませた商品と説明され、取引することにしたが、取引が始まると次々に追加資金を求められた。来月には資金をたくさん戻せると何度もうそをつかれ、金策に困ると、生命保険を担保に融資を受けるよう促された。父親の資産にも手を付けてしまい、合計5000万円を出資させられた。だいぶ損失が出ている様子である。

事情で職に就いておらず、定収入がない。高齢の父親の年金とこれまでの蓄えで生活してきたが、この先どうしたらよいだろう。

（40歳代　男性　無職）

(2)外国為替証拠金取引とは

個人投資家が外国為替取引に直接参加することはできなかったが、1998年の外為法（外国為替及び外国貿易法）の改正を機に、個人投資家も外国為替取引に参加できるようになり、取り扱われ始めた。通貨証拠金取引などと呼ばれることもある。

この取引は、少額な元手（証拠金）で大きな取引を行うことができる。証拠金の額の10倍（業者により幅がある）に当たる額の外国為替の売買取引が可能である。

また、取引決済日（直物取引と先物取引がある）までの反対売買による差額決済を行う。例えば、1万ドルの証拠金を入れて、10万ドルの取引を行ったとすると、1ドル＝125円の時に10万ドル買いつけ、1ドル＝130円の時に決済したとすると、50万円の利益となる。

130円－125円＝5円×10万倍＝50万円

（逆に円高になり、1ドル＝120円の時に決済したとすると、50万円の損失になる。実際にはスワップ金利や委託手数料が絡むため、損益計算はもっと複雑になる。）

要するに、少ない元手で大きな利益を得ることも可能だが、元手のすべてやそれ以上の損失を被る可能性もあると言える。

為替相場の動きを予測することは、経済や国際情勢に関する専門知識や情報を有する者でも容易ではなく、一般の消費者がこの取引の仕組みを理解し、利益を得ていくのは、かなり困難と思われる。

(3)問題点

この取引を扱う業者の中には、勧誘において以下のような問題点を指摘される場合が少なくない。

・投資適合性のない者への勧誘。
・投資リスクに対する説明不足。

取引に関しても、事実上の一任売買となったり、無断売買を指摘されるケースもある。

また、顧客から預かった資金の保全措置についても法的義務付けがないことから、取引自体のリスクの他に業者の信用度に関するリスクの存在も否定できないなど、海外商品先物オプション取引と共通する問題点が多い。

## 3 根拠法のない共済

農協や生協などで取り扱っている共済とは異なり、法的裏付けのない、いわゆる「無認可共済」に関する相談が寄せられている。中には、「マルチ商法」的販売方法を用いている団体もみられる。

農協や生協などの共済は、組合員の生活を守るために、法令等によって、組合員になることができる人、実施できる共済の種類、共済掛金、準備金の積み立て、資金の運用方法などが厳格に定められているが、法的根拠なしに「共済」の名称を用いている団体には、これらの法的義務はない。だからといって信用性について一概に否定できないが、「共済」という言葉のイメージだけにとらわれず、契約に当たっては慎重に検討したい。（相談部）

## 6.消費者取引・商品事故トピックス
## 3　相談急増! 外国為替証拠金取引
### ～投資に関する知識・経験が十分ではない一般消費者は要注意～

外国為替証拠金取引に関するトラブルが急増していることから、当センターは2003年11月25日、投資に関する知識・経験が十分ではない一般消費者は、当該取引に参加することを見合わせるなどの注意が必要である旨の情報提供（記者公表）を行った。

### 1 相談件数等

(1)相談件数

| 年度 | 2001 | 2002 | 2003 |
|---|---|---|---|
| 件数 | 41 | 388 | 1,231 |

（PIO-NETに寄せられた件数）

(2)契約当事者、契約金額

契約当事者のうち、60歳代以上の者が50%以上と高い比率を占める。また、80歳代・90歳代の者が契約当事者となっている相談も珍しくない。

平均契約金額はおよそ500万円と高額である。ここでいう契約金額とは、取り扱い業者に預け入れた委託証拠金の金額である。

(3)トラブルの相手先業者

証券会社や商品先物会社、短資会社系、商社系、それら以外の独立系など、さまざまな業者がこの取引を取り扱っているが、トラブルに関する相談は、大半が電話勧誘等に重点を置く、独立系の業者である。

### 2 外国為替証拠金取引の特徴

この取引は、1998年4月の外為法改正（外為業務の自由化）を期に取り扱われ始めた。

その仕組みは、取り扱い業者に一定の委託証拠金（例：取引総額の10%）を預けて信用を供与してもらうことで、少額な資金で多額な外貨取引が可能である（例：証拠金に対して10倍）。大きな利益が期待できる半面、相場が予想に反した場合、その分損失も大きくなる。

取り扱い業者のシステムにもよるが、理論的には、委託証拠金の全損、さらにはそれを超える損失を被る可能性もある非常にハイリスクな商品といえる。

具体的には、1万ドルの証拠金を入れて、10万ドルの取引を行ったとすると、1ドル＝110円の時に10万ドル買いつけ、これを1ドル＝115円の時に決済したとすると、50万円の利益となる。

115円－110円＝5円×10万倍＝50万円

（逆に円高になり、1ドル＝105円の時に決済したとすると、50万円の損失になる。実際にはスワップ金利や委託手数料が絡むため、損益計算はもっと複雑になる）。

上記のように「買い」から取引を始めるパターンと、「売り」から始めるパターンがある。取り扱い通貨は米ドル、ユーロが多い。

### 3 主な問題点

(1)相談の申し出からみる問題点

①勧誘に関して

・投資に関する適合性の原則に配慮することなく、高齢者などに執拗な電話勧誘等を行う。

・取引の仕組みやリスクに関して十分な説明を行わない。

・説明を行ったとしても、消費者が理解できたかを十分に確認しない。

・「外貨預金と同じ」「100万円で25万円の利子が付く」など、事実に反する説明や断定的な判断を提供する。

②取引に関して

・委託者の指示によらず無断売買を行う。

・形式上委託者の了承は取るが、事実上の一任売買を行う（知識・経験等が不足している顧客を事実上管理下に置き、取り扱い業者のペースで取引を進める。また、意図的に委託者に収益が出ないような取引をさせる）。

・委託者に利益が出た局面では決済させない。

③決済後に関して

・決済後清算金の返還を依頼してもなかなか実行しない（分割による返還を求めるケースもある）。

(2)制度等の問題点

①監督官庁が明確ではなく、直接規制する法律もない

・開業にあたり、許認可等の手続きが義務づけられておらず、取り扱い業者のすべてに行政の監督が及ばない。

・業法がないため、行為規制が及ばない。

②顧客資産の保全義務、財務状況の開示義務がない

・顧客資産を分別し管理する義務付けがない。

・取り扱い業者の財務状況の健全性に関して、顧客が判断し得る情報の開示義務がない。

### 4 消費者へのアドバイス

(1)一般消費者は手を出さない

取引の実態がはっきりしない取り扱い業者に関するトラブルが目立つので注意する。また、公正な取引がなされたとしても非常にリスクが高いものなので、余裕資金がない、経済や金融、国際情勢の動向に明るくない、取り扱い業者の優劣を見極められないなどの一般消費者は、外国為替証拠金取引に参加することは見合わせる。

勧誘の電話や訪問を受けた場合は、「自分には必要ありません。これ以降勧誘しないでください」とハッキリと断る。

(2)トラブルに遭ったら

まず消費生活センターに相談する。消費生活センターが話し合いによる解決の手助けを行える場合もあるが、取り扱い業者が相談者の納得できる条件で和解に応じることはまれであり、その際は弁護士に相談するなどして、司法の場で解決を図ることになる。

---

当センターが情報提供を行って以降、同取引に関する行政の対応等についてまとめた。

(1)証券会社に関する事務ガイドラインの改正

金融庁は、証券会社がこの取引を取り扱う場合は、リスクの説明を行わなくてはならないなど、対顧客業務を行う際のルールを定めた（2003年12月2日実施）。

(2)商品取引所法施行規則の改正

経済産業、農林水産の両省は、商品取引所法施行規則を改正し、商品取引員（会社）が兼業業務としてこの取引を行う場合は、当該業務の運営に関する事項を届けさせ、兼業規制を強化した（2004年4月1日施行）。

(3)金融商品販売法施行令の改正

業法の規定に基づかないで業者が取り扱う場合においても、金融商品販売法の対象とするため、金融庁は施行令の改正を行い、取り扱い業者の顧客へのリスクに関する説明責任などを義務付けた（2004年4月1日施行）。

(4)金融審議会での議論

金融審議会金融分科会第一部会は、2004年6月23日、業者の登録義務付け、不招請勧誘の禁止など、規制のあり方について報告書をまとめた。これを受け金融庁は、同取引を規制する法案の提出に向けた準備を進めている。

（相談調査部）

# 2.商品先物取引に関する相談傾向と問題点

## 1 商品先物取引と消費者トラブル

商品先物取引とは、将来の決められた時点における商品の価格を現時点であらかじめ決めておき、将来の時点での商品の受け渡しを約束する取引である。原油を扱う商社などが先物取引を利用して原油の価格変動による損失を回避するといったように、現代の経済活動に不可欠な取引となっている。

このように商品先物取引は、事業者が価格変動によるリスクを回避するためにも使われるが、将来の価格と現在の価格の差を利用して儲けるという投機的取引でもある。商品先物取引は証拠金に対して10倍程度の額の商品を取引できるため、損失や利益が非常に大きくなるのが特徴である。投機的取引としての商品先物取引には十分な知識と資産が要求され、誰にでも勧められる取引ではなく、知識のない一般の消費者にとってはハイリスクな取引である。

## 2 PIO-NETにみる商品先物取引に関する相談の傾向

商品先物取引に関する相談（＊）は増加傾向を示しており、2004年度には7,050件（2005年5月末までの登録分）の相談が寄せられ、1995年度の3倍以上に達した。実際に契約を行った人のほとんどが男性で、年齢は様々である。女性と60歳以上の高齢者の割合が増える傾向にあり、無職者も増加している。とりわけ高齢者の割合は相談全体に比べて急増している。

商品先物取引の特徴のひとつは契約金額（証拠金や手数料など）が高額なことであり、平均金額は600万円を超えている。

（＊）PIO-NETの商品大分類「商品相場」に分類される相談のうち「為替相場」を除いたもので、国内市場と海外市場の両方の商品先物取引に関する相談が含まれる。

## 3 主な相談事例

(1)勧誘に関する相談

①繰り返し

業者から何度も電話があり、「ガソリンの先物取引をやれば今なら儲かる」と勧められていた。そのたびに断っていたが、自宅に来た営業員を家族が家に上げてしまった。午前10時から午後4時まで繰り返し説明を受け、言われるままに承諾書に署名してしまった。（国内商品先物取引・70歳代　男性　無職）

②長時間

職場への電話で強く会うことを求められて営業員と会ったら、断っているのに朝まで12時間近く契約を迫られて契約してしまった。（海外商品先物取引・20歳代　男性　給与生活者）

③脅迫的

商品先物取引の勧誘電話があり、営業担当者と会うことになった。「ここまで来たから契約しろ。断ったら会社にいられなくしてやる。妊娠中の自分の妻が流産したらお前のせいだ。末代まで呪ってやる」と営業担当者に言われ、怖くなって契約してしまった。（海外商品先物取引・30歳代　男性　給与生活者）

④必ず儲かるとうたう

「イラクの石油パイプが爆破されたので必ず値上りする」と言ってガソリンの先物取引を勧められた。「収入がない」と断ったが、絶対儲かるというので契約した。しかし、1週間で大きな損が出た。（国内商品先物取引・30歳代　男性　無職）

⑤すでに商品を購入済みであると偽る

今朝「石油が急騰しているので儲かる」という電話のすぐ後にまた電話があり、「もう20数万円分買った」と言われた。断ったが、本当に取引したことになっていないか心配だ。電話のみで、書類などは受け取っていない。（国内商品先物取引・60歳代　男性　無職）

(2)取引に関する相談

①無断売買

売買報告が届いて、無断売買されたことが分かった。すぐに苦情を申し出たら、「間違って売りに出してしまった。建玉（取引中の商品）がなくなったので当然買っておいた」と言う。納得いかないと言うと「どこの会社もこのような事をやっている。当り前だ」と逆に恫喝された。（国内商品先物取引・60歳代　男性　無職）

②取引終了（手仕舞い）を拒否

営業担当者から電話が入り、同郷の後輩だと言うので話を聞いた。泣きながら「件数が取れない」と訴えるので、同情して大豆相場の契約をした。取引が開始された後、「全て精算して返金して下さい」と2回も書面で通知したのに取引が続き、売買報告書が届いた。断りの通知を出したので放っておいたら、「ストップ高になったので追加証拠金を支払うように」という電話が突然きた。（国内商品先物取引・60歳代　男性　無職）

(3)知識の不十分な人などへの勧誘や契約（適合性原則違反）

①知識の不十分な人

「値上がりが確実」とガソリンの取引を勧められた。取引の仕組みを説明されたが全く理解できなかったので断わっていたが、強引に押し切られてお金を出してしまった。値動きも全く分からないうちに「値下がりしたので追加証拠金が必要」と言われたが断った。知らないうちに手仕舞されて、1枚だけ残っている。このあとどうしてよいか分からない。（国内商品先物取引・60歳代　男性　自営・自由業）

②判断不十分者

精神障害のある弟がガソリンの先物取引の契約を交わしていた。取引をした本人は先物取引の内容も何も理解できない状況である旨を営業担当者に申し出たが、解約に応じてくれない。本人は障害年金を受けているがわずかなため、将来の生活費の為に残している。認知症の母と弟の二人暮らしであり、私は後見人になっている。元通りにしてほしい。（国内商品先物取引・50歳代　男性　給与生活者）

③年金生活者

営業員の訪問を受けたが、なかなか帰ってもらえず、最初60万円で金の先物相場を始めた。やがて「損を取り返す」と言って灯油や大豆を勧められ、結局1,150万円の損失となった。途中でやめたいと泣きながら訴えたら、「500万円を取り返してあげる」と言われた。年金や保険について聞かれ、郵便局の窓口まで付いて来られた。年金生活者で年収150万円しかない。投資の知識もない。（国内商品先物取引・70歳代　女性　無職）

④サラ金から借金

営業担当者と会って穀物先物相場の勧誘と分かった。何回も断ったが、担当者が怒り出したので恐くなって契約することになった。「お金がない」と言うと、「車購入目的のためであるとサラ金に申し立てると多額の借金ができる」と担当者に指示された。一度利益が出たらすぐに取引をやめる約束だったがやめてくれず、「約400万円の損金が発生した」と言われて困惑している。（海外商品先物取引・20歳代　男性　給与生活者）

(4)精算金の払い戻しに関する相談

金や灯油の先物取引をしていたが損失が大きくなったので手仕舞いをした。468万円が返金されるはずだが、業者が行政処分を受けたため取引ができないので分割で返金するという説明だった。しかし、約束の日になっても10万円しか返金されない。（国内商品先物取引・70歳代　男性　無職）

## 4 相談から見える問題点

(1)リスクが十分に理解されていない

商品先物取引の契約の際には、商品先物取引のリスクについて説明した文書（「商品先物取引 委託のガイド」「リスク開示告知書」等）を交付することが義務付けられている。消費者はこれらの文書を読み、リスクを理解した上で契約することになっているが、勧誘時のセールストークを信じてしまい「損失が生じるとは思わなかった」という相談が少なくない。書面の交付によって形式的にはリスクが告げられているが、現実には消費者がリスクを正しく把握できていないと思われるケースが多く見られる。

28

(2)勧誘方法に問題がある

「商品取引所法」および「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」（以下、海先法（かいさき））は、拒絶の意思表示をした人に再度勧誘すること、迷惑を覚えるような時間・仕方で勧誘すること、必ず儲かるなどと断定的な判断を提供して勧誘することなどを禁止している。また、契約時に書面を交付することが義務付けられており、書面交付なしに売買を行うことも禁止されている。これらの勧誘は禁止されているにもかかわらず、断ってもしつこく勧誘されたり、長時間勧誘されたり、脅迫的な言葉で脅されるなどの強引な勧誘に関する相談が寄せられている。また、「必ず儲かる」などと言われたり、「すでに商品を購入してしまったので解約できない」などと偽って勧誘されたりするケースもある。

(3)適合性原則が守られていない

商品先物取引はハイリスク・ハイリターンであり、十分な知識や資産のない人には向かない取引である。このため、投機的取引にふさわしい人のみが取引に参加するという適合性原則が守られる必要がある。寄せられた相談には、商品の値動きや取引終了の仕方すら知らない消費者や知的弱者など、取引に不適格な人に商品先物取引を勧めて契約させるというケースが見られる。また、年金生活者の老後の資金やサラ金からの借金などは高リスク取引に適した資金ではない。しかし相談には、投機的取引に不適格な消費者が損失を被ったというケースが見られる。

(4)消費者の意思を無視した取引が行われている

商品先物取引はリスクのある取引であり、そのリスクは契約をした顧客が負うことになるため、取引は顧客の判断に基づいて行われなければならない。顧客の指示を受けずに売り付け・買い付けを行ったり、売り付け・買い付けや取引終了などの顧客からの指示を拒否したり不当に遅らせたりすることは、商品取引所法と海先法によって禁止されている。

しかし現実には、契約した顧客の指示が守られていないケースもある。

(5)精算金の不払い

財産の分離保管は精算金の払い戻しを保証するために重要であるが、精算金の返還に関して、「取引を終了したにもかかわらず精算金が返還されない」という相談が寄せられている。

## 5 商品先物取引に関する規制

商品先物取引に関する規制は、国内市場の規制と海外市場の規制との二つに分かれている。国内の商品取引所における取引は商品取引所法と同法施行規則、各取引所の定款や受託契約準則、日本商品先物取引協会の定款や諸規則などによって勧誘方法や取引の仕方などが規制されている。

また、海外市場で行われる取引は海先法及び同法施行令によって規制されている。

主務官庁は取引される商品によって分かれており、工業用原料は経済産業省、農産物は農林水産省が担当している。また、業界の自主規制団体として日本商品先物取引協会があり、商品先物取引の苦情受付やトラブル処理などを行っている。

なお、2004年の第159回通常国会において商品取引所法の改正がなされ、2005年5月1日に施行された。改正の主な内容は、①証拠金の全額を商品取引所に直接預託するなどの委託者資産の保全制度を拡充、②先物取引の仕組みやリスクを顧客に事前説明することを義務化、③適合性原則についての規制強化、④再勧誘の禁止等不当な勧誘行為の禁止の法定化などである。





## 6 消費者へのアドバイス

(1)一般消費者は絶対に手を出さない

商品先物取引はハイリスク・ハイリターンな投機的取引であり、必ず儲かるというものではない。また、投資額以上の損失が生じる危険性もある。したがって、投機的取引に関する十分な知識と経験がない人は絶対に手を出すべきではない。資金的余裕がないならなおさらである。

一般消費者が商品先物取引による被害にあわないためには、商品先物取引に手を出さないことが最も重要である。

(2)勧誘を受けたら

①強引な勧誘はキッパリと断る

勧誘の電話や訪問を受けた場合は、はっきりと断る。いったん勧誘を断った人に再度勧誘することや迷惑な方法・時間の勧誘は商品取引所法と海先法によって禁止されている。このような勧誘があった場合は、事実関係をできるだけ明確にして日本商品先物取引協会や主務官庁に連絡する。

また、営業員が自宅に上がりこんでしまい、「退去して欲しい」と伝えても帰らない場合や脅迫的な言動で身の危険を感じた場合は、その場で警察に通報する。

②熟慮期間などを利用する

海外市場の商品先物取引の契約では、契約の日から14日を経過した後でないと顧客からの売買指示を受けてはいけないと定められている。仮に契約をしてしまったとしても、この期間に契約内容について再考することができる。

また、国内市場の先物取引の契約に熟慮期間はないが、商品先物取引の委託契約を結んでしまっても、必ず商品の売買を始めなければならないわけではない。したがって、売買を始める前に、商品先物取引の危険性について十分に考慮することは可能である。

(3)トラブルにあってしまっているなら

商品先物取引をめぐるトラブルでは商品先物取引会社の不当な行為があったかどうかが問題になることが多いが、証拠が無いと「言った」「言わない」という争いになってトラブルの解決が困難になりやすいので、勧誘方法や取引の指示などは、メモを取ったり録音を取るなどして記録を残す。

商品先物取引のトラブルについては全国の消費生活センターのほかに主務官庁や日本商品先物取引協会、弁護士会が相談窓口を設けている。主務官庁は取り扱う商品先物によって窓口が異なっているので、自分の取引先を確認し、相談窓口に連絡を取る。

（情報分析部）

## 商品の種類とリスク・リターン（預金）

| 種　類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|---|---|---|---|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 決済用預金 | ・元本保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（銀行法等）。 | ・決済機能の利用という経済的効用（付利禁止のため金銭的収益はなし）。 |
| 普通預金 | ・金利変動等により利息変動がある商品はあるものの、元本は保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（銀行法等）。 | ・決済機能の利用に加え、利息あり。 |
| 定期預金 | ・金利変動等により利息変動がある商品はあるものの、元本は保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（銀行法等）。 | ・利息あり。 |
| デリバティブ預金（預入・払戻とも円貨のもの） | ・金利変動等により利息変動がある商品はあるものの、元本は保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（銀行法等）。 | ・利息あり（通常の定期預金より高い場合が多い）。 |
| 外貨預金 | ・金利変動等により利息変動がある商品はあるものの、外貨建てでは元本は保証。<br>・ただし、円換算した場合、為替差損の可能性あり。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（銀行法等）。 | ・利息あり。また、円換算した場合、為替差益の可能性あり。 |
| デリバティブ預金（預入・払戻のいずれか又は両方とも外貨のもの） | ・金利変動等により利息変動がある商品はあるものの、外貨建てでは元本は保証。<br>・ただし、円換算した場合、為替差損の可能性あり。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（銀行法等）。 | ・利息あり（通常の外貨預金より高い場合あり）。また、円換算した場合、為替差益の可能性あり。 |
| 譲渡性預金（ＣＤ） | ・金利変動等により利息変動がある商品はあるものの、元本は保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（銀行法等）。 | ・利息あり。 |

## 商品の種類とリスク・リターン（保険）

| 種　類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|---|---|---|---|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 定期保険（注 1） | ・保険金額や解約返戻金額は、市場動向等に左右されない。（なお、上乗せとして、市場動向等により実績配当が行われる商品がある。） | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・満期時の償還額なし（掛け捨て）。<br>・解約返戻金が払込保険料を上回ることはほとんどなく、短期については少額のことが多い。なお、解約返戻金は契約時に約定されている。 |
| 終身保険（注 1） | ・保険金額や解約返戻金額は、市場動向等に左右されない。（なお、上乗せとして、市場動向等により実績配当が行われる商品がある。） | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・満期なし（満期時の償還額なし）。<br>・契約から長期間が経過すれば、解約返戻金が払込保険料を上回ることもある。なお、解約返戻金は契約時に約定されている。 |
| 養老保険（注 1） | ・保険金額や解約返戻金額は、市場動向等に左右されない。（なお、上乗せとして、市場動向等により実績配当が行われる商品がある。） | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・満期保険金は払込保険料を上回ることもある。<br>・解約返戻金が払込保険料を上回ることもある。なお、解約返戻金は契約時に約定されている。 |
| 貯蓄保険（注 1） | ・保険金額や解約返戻金額は、市場動向等に左右されない。（なお、上乗せとして、市場動向等により実績配当が行われる商品がある。） | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・満期保険金は払込保険料を上回ることが多い。<br>・解約返戻金が払込保険料を上回ることもある。なお、解約返戻金は契約時に約定されている。 |
| 個人年金保険（注 1） | ・年金額（年金原資額）や解約返戻金額は、市場動向等に左右されない。（なお、上乗せとして、市場動向等により実績配当が行われる商品がある。） | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・年金原資は払込保険料を上回ることが多い。<br>・解約返戻金が払込保険料を上回ることもある。なお、解約返戻金は契約時に約定されている。 |

| 種　類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|---|---|---|---|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 外貨建て保険（注 1）<br>（保険金、保険料等を外国通貨で設定した保険商品（外貨建て個人年金保険等）） | ・外貨建ての保険金額、年金額（年金原資額）、解約返戻金は、市場動向等に左右されない。<br>・一方、円換算した場合、為替差損の可能性あり。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・外貨建ての満期保険金や年金原資は外貨建ての払込保険料を上回ることが多い。<br>・外貨建ての解約返戻金が外貨建ての払込保険料を上回ることもある。<br>・また、円換算した場合、為替差益の可能性あり。 |
| 変額保険、変額個人年金保険（注 1）<br>（保険料計算基礎（予定利率、予定死亡率、予定事業費率）のうち、予定利率については保険者が保証せず、資産運用実績に応じて満期保険金（年金）や解約返戻金が変動） | ・死亡保険金額は保証。<br>・一方、満期保険金額、年金額（年金原資額）、解約返戻金額は、運用損の可能性あり。（ただし、一部の商品には年金原資保証あり。） | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・満期保険金額、年金額（年金原資額）、解約返戻金額は、運用益の可能性あり。 |
| 自動車保険（注 2） | ・保険金額は、市場動向等に左右されない。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・満期時の償還額なし（掛け捨て）。<br>・解約時には、未経過期間に応じた既払保険料の払い戻しがある。 |
| 火災保険（注 2） | ・保険金額は、市場動向等に左右されない。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・満期時の償還額なし（掛け捨て）。<br>・解約時には、未経過期間に応じた既払保険料の払い戻しがある。 |
| 賠償責任保険（注 2） | ・保険金額は、市場動向等に左右されない。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法）。 | ・満期時の償還額なし（掛け捨て）。<br>・解約時には、未経過期間に応じた既払保険料の払い戻しがある。 |

| 種　類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|---|---|---|---|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 積立型保険、年金払積立傷害保険（注 2） | ・保険金額、年金額(年金原資額)、解約返戻金額は、市場動向等に左右されない。(なお、上乗せとして、市場動向等により実績配当が行われる商品がある。) | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（保険業法)。 | ・満期返戻金や年金原資は払込保険料を上回ることが多い。 |

（注 1）生命保険会社が提供する商品。

（注 2）損害保険会社が提供する商品。

## 商品の種類とリスク・リターン（信託）

| 種　類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|---|---|---|---|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 指定金銭信託（実績配当）（注1）<br>〔委託者（受益者）の利殖のために金銭を信託〕 | ・運用損の可能性あり。 | ・信託財産の独立性及び信託業法上の他業制限等。 | ・運用益の可能性あり。 |
| 指定金銭信託（一般口）（注1）<br>〔委託者（受益者）の利殖のために金銭を信託〕 | ・元本補填あり。 | ・信託財産の独立性及び信託業法上の他業制限等。 | ・運用益の可能性あり。 |
| 特定金銭信託（注2）<br>〔指図権者（含む委託者）の指示に従い、運用を行うことを目的とした金銭信託〕 | ・（指図権者の指図によっては）運用損の可能性あり。 | ・信託財産の独立性及び信託業法上の他業制限等。 | ・（指図権者の指図によっては）運用益の可能性あり。 |
| 有価証券管理信託（注3）<br>〔顧客が保有する有価証券の管理（配当金・利息の受取等）を目的とした信託〕 | ・有価証券の評価損の可能性あり。 | ・信託財産の独立性及び信託業法上の他業制限等。 | ・有価証券の評価益の可能性あり。 |
| 特定贈与信託（注3）<br>〔信託の仕組みを利用して、特別障害者（受益者）に対して贈与を行う〕 | ・運用損の可能性あり。（運用対象は指定金銭信託（一般口）が大半） | ・信託財産の独立性及び信託業法上の他業制限等。 | ・運用益の可能性あり。 |
| 公益信託（注3）<br>〔委託者が一定財産を公益目的のために設定する信託〕 | ・運用損の可能性あり。（運用対象は指定金銭信託（一般口）が大半） | ・信託財産の独立性及び信託業法上の他業制限等。 | ・受益者が特定不能な信託であり、特定の者へのリターンは想定されない。 |

（注1）運用目的型で、受託者に運用裁量のある信託。

（注2）運用目的型で、受託者に運用裁量のない信託。

（注3）管理目的型の信託。

（注4）この他、様々なニーズに応じた様々な信託商品が存在するほか、投資信託・投資法人法に基づく投資信託、貸付信託法に基づく貸付信託（これらはともに証券取引法上の有価証券）といった特別法に基づく信託商品もある。

## 商品の種類とリスク・リターン（無尽）

| 種　類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|---|---|---|---|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 無尽 | ・掛金・給付のいずれも、金利や為替変動にかかわらず一定。（給付額は掛金を上回る場合もある。） | ・財務の健全性確保のための法制度が整備（無尽業法）。 | ・給付額は掛金を上回る場合もある。 |

# 商品の仕組み（預金①）

## デリバティブ預金（預入・払戻とも円貨のもの）

◆金利オプションなどデリバティブを活用し、円預金にさまざまな特約を付けた預金商品。

※ 例えば、銀行等が、あらかじめ指定した日に期日前解約する権利を保有する代わりに、通常の定期預金で運用するのに比べて高い金利が適用される商品（コーラブル定期預金）などがある。（→　銀行等は、市場金利が上昇している場合には期日前解約をせず取引を継続させる一方、市場金利が低下している場合には期日前解約して取引を終了させる仕組み。）

【モデルケース】

・通常の定期預金（３年）の金利が 0.05%のところ、より高い固定金利(0.2%)とする代わりに、銀行側に期日前解約（例えば６ヵ月後）を認める。

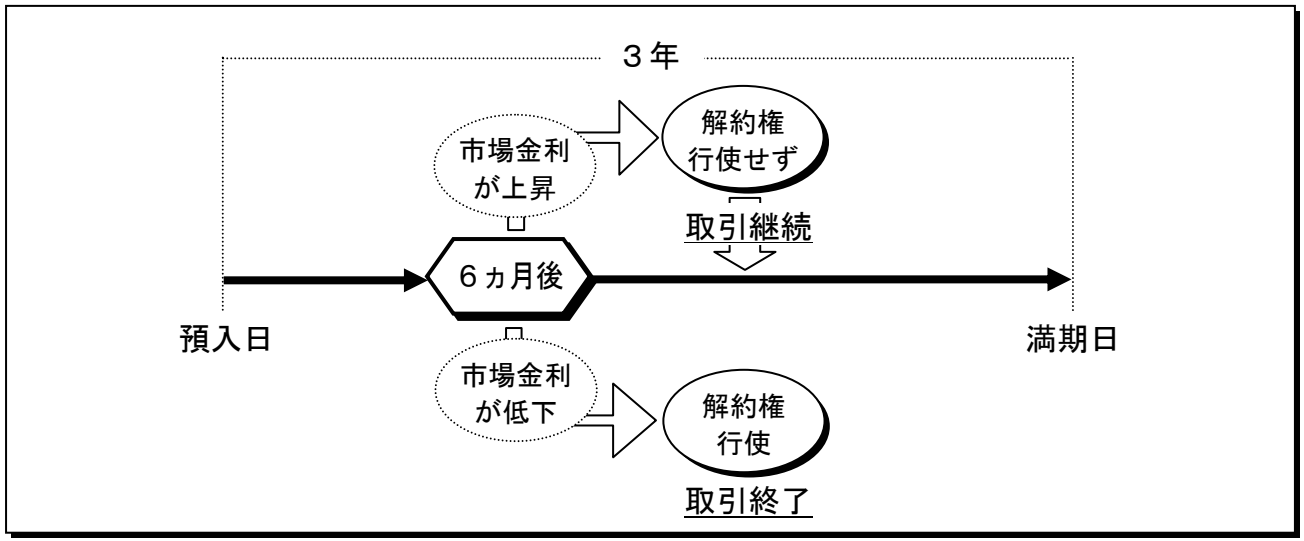


◆金利は変動するが、元本を下回ることはない。

◆円建て預金の一種であり、預金保険の対象。

# 商品の仕組み（預金②）

## デリバティブ預金（預入・払戻とも外貨のもの）

◆通貨オプションなどデリバティブを活用し、外貨預金等にさまざまな特約を付けた預金商品。

※ 例えば、銀行が、満期時に、あらかじめ設定した為替レート（以下、「設定レート」という）で顧客から外貨を購入する権利を保有する代わりに、通常の外貨預金で運用するのに比べて高い金利が適用される商品などがある。（→　銀行等は、設定レート以上に円安となっている場合には当該設定レートで円に交換のうえ償還する一方、円高となっている場合には外貨のままで償還する仕組み。）

【イメージ図】

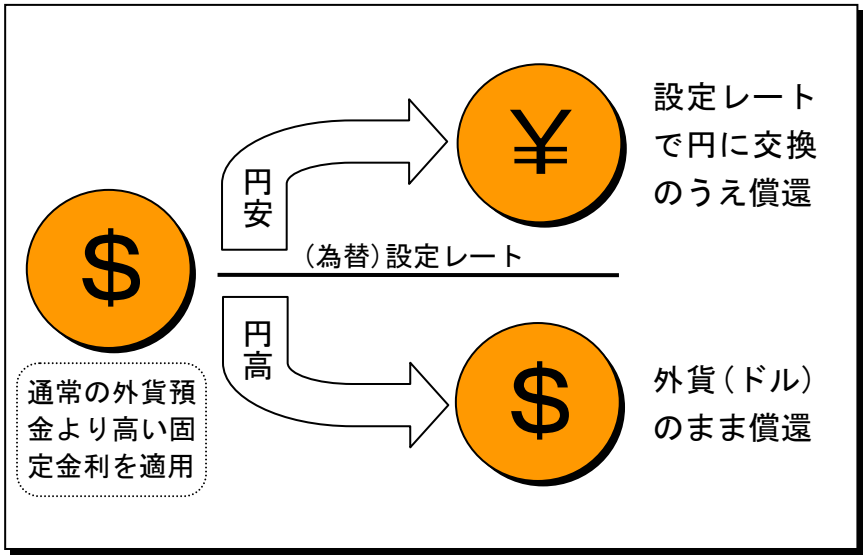


【モデルケース】

期間１ヵ月、100 万円購入（１ﾄﾞﾙ 100 円、１万ﾄﾞﾙ）、設定レート=100 円、月利 0.5%

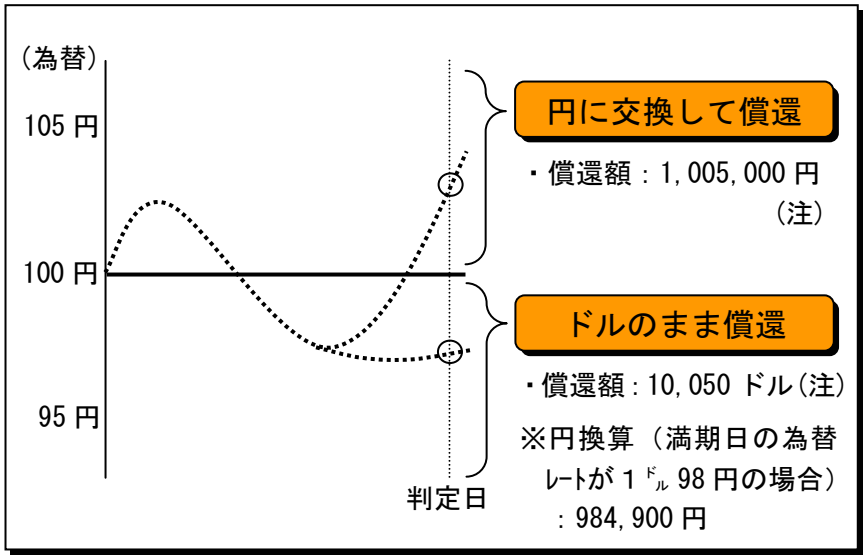


（注）実際には20%の源泉分離課税が行われるが、説明の便宜上省略。

◆外貨建て預金の一種であり、預金保険の対象外。

## 譲渡性預金（ＣＤ）

◆法的性格
預金取扱い金融機関が発行する、指名債権譲渡方式による譲渡可能預金。

◆発行要件
発行期間、最低発行単位、金利等についての規制はない。

◆販売対象先
インターバンク市場の参加者、オープン市場参加の事業法人などが主になるが、個人も含めて特に制限はない。

◆預金保険制度
預金保険の対象外。

# 商品の仕組み（保険①）

## 定期保険

◆保険期間中に死亡したときに死亡保険金が支払われる。保険期間満了時に契約は消滅。

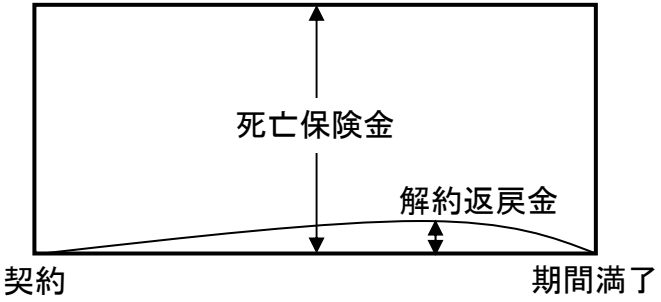


## 終身保険

◆一生涯にわたり保険期間が継続し、死亡したときに死亡保険金が支払われる。

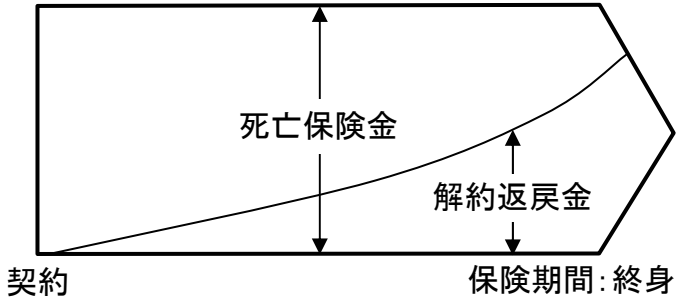


## 養老保険

◆保険期間中に死亡したときに死亡保険金が支払われ、保険期間満了時まで生存していたときに死亡保険金と同額の満期保険金が支払われる。

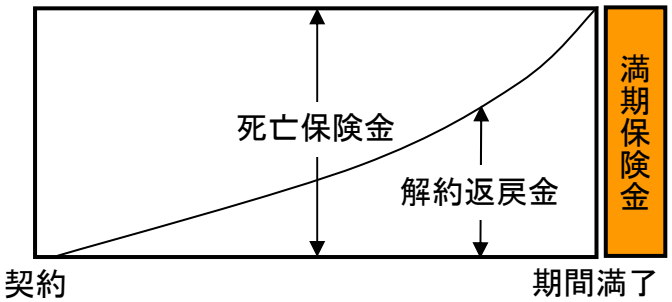


## 貯蓄保険（注 1）

◆保険期間満了時まで生存していたときに満期保険金が支払われ、それ以前に死亡したときには既払込保険料相当額程度の死亡給付金（ケガによる死亡は災害死亡保険金）が支払われる。

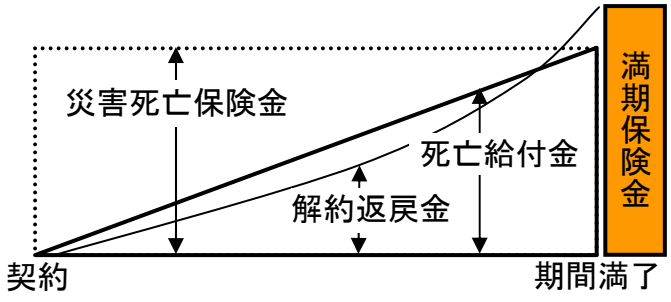


（注 1）積立型保険（積立傷害保険など。損害保険会社が提供）も類似した商品内容。

# 商品の仕組み（保険②）

## 個人年金保険（注 2）

◆年金支払開始時まで生存していたときに年金が支払われ、それ以前に死亡したときには既払込保険料相当額程度の死亡給付金が支払われる。

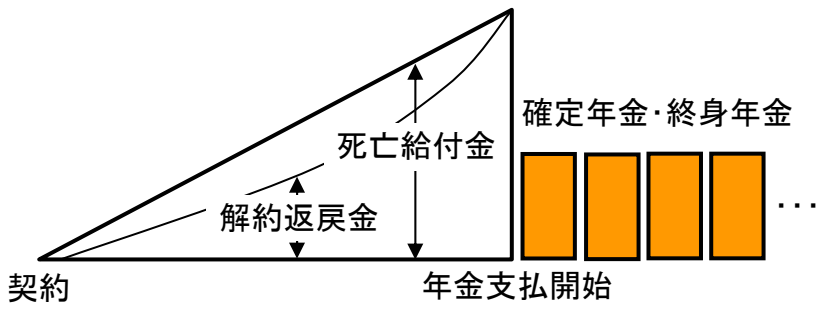


## 変額個人年金保険（注 3）

（一時払の場合）

◆資産の運用実績により積立金･年金原資の額が変動。

◆年金支払開始時まで生存していたときに年金が支払われ、それ以前に死亡したときには一時払保険料相当額または積立金の多い方が死亡給付金として支払われる。ケガによる死亡は一時払保険料相当額×10%が割増支払されるのが一般的。（年金支払開始時の年金原資などが保証されるタイプあり。）

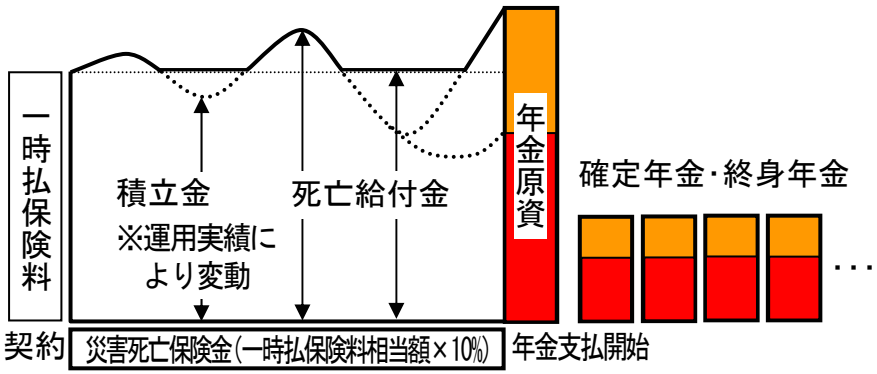


（注 2）年金払積立傷害保険（損害保険会社が提供）も類似した商品内容。ただし、確定年金のみ。また、最終年金支払前まで死亡給付あり。

（注 3）変額保険も、変額個人年金保険と同様、満期保険金、解約返戻金等が変動。保障形態としては終身型と有期型があり、終身型は終身保険に類似し、有期型は養老保険に類似。

（注 4）各保険商品は、保険金、保険料等を外国通貨で設定することも可能であるが、現在は個人年金保険等一部の商品しかない。

## 商品の仕組み（保険③）

### 自動車保険（注 5）

◆保険期間中に事故が発生したときに保険金が支払われる。保険期間満了時に契約は消滅。

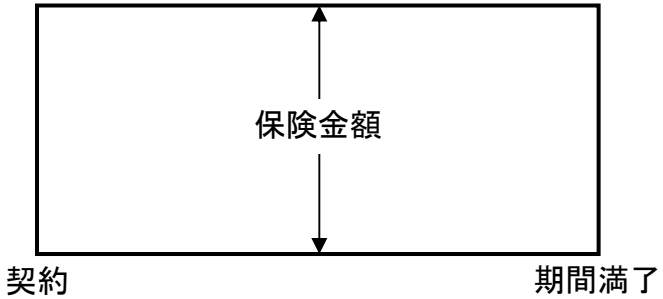


（注 5）火災保険、賠償責任保険も類似した商品内容。

# 商品の仕組み（信託）

## 管理目的型の信託

◆有価証券の管理や受益者への財産の分配等を目的とした信託
- 有価証券の管理（配当金・利息の受取等）を目的
- 第三者（障害者、孫等）への贈与目的
- 公益活動を目的

## 運用目的型の信託

◆主に金銭を受託し、目的に応じた運用を行う信託
- 財産の利殖目的（元本補填あり、元本補填なし）

### 受託者に運用の裁量のない信託

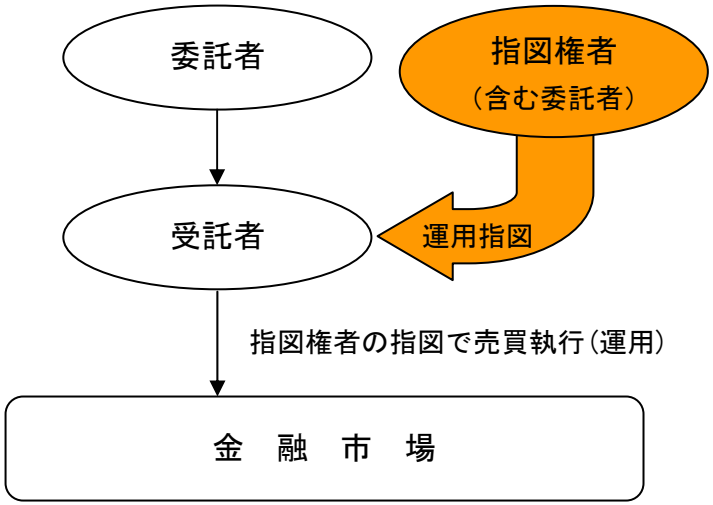


〇運用者＝指図権者
〇管理者＝信託銀行等

### 受託者に運用の裁量のある信託

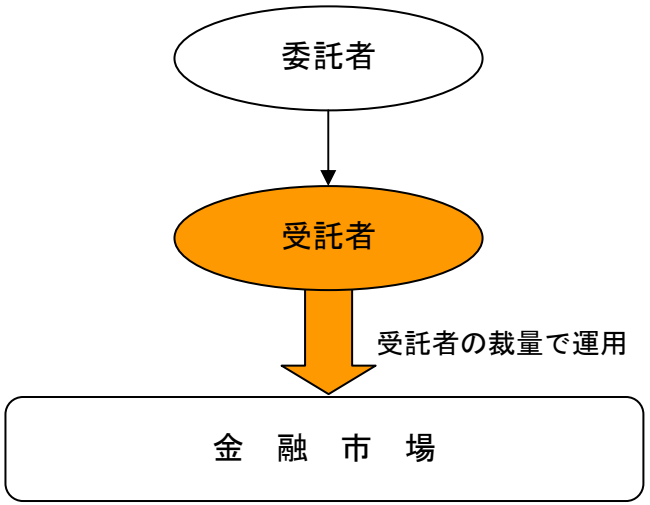


〇運用者・管理者＝指図権者

## ○現行法における業の種類等（金融庁所管法律）

| 法律 | 業の種類 | 参入要件 | 業の内容 |
|---|---|---|---|
| 証券取引法 | 証券業 | 登録（28条） | ① 有価証券の売買又は取引所デリバティブ取引<br>② ①の媒介、取次ぎ又は代理<br>③ ①の委託の媒介、取次ぎ又は代理<br>④ 有価証券等清算取次ぎ<br>⑤ 有価証券の引受け（元引受けを除く。）<br>⑥ 有価証券の売出し<br>⑦ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い |
| | | 認可（29条） | ① 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理<br>② 有価証券の元引受け<br>③ 私設取引システム（PTS）運営業務 |
| | 証券仲介業 | 登録（66条の2） | ① 有価証券の売買の媒介<br>② 有価証券の売買又は取引所デリバティブ取引等の委託の媒介<br>③ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い |
| | 登録金融機関に係る証券業務 | 登録（65条の2①） | ○ 証券業のうち、65条2項第1号から第4号及び第6号に掲げる行為（元引受けを除く。） |
| | | 認可<br>（65条の2③） | ① 一部の有価証券の元引受け<br>② 一部の店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理 |
| 外国証券業者に関する法律 | 証券業 | 登録（3条） | ○ 証券取引法の「証券業」と同じ。 |
| | | 認可（7条） | ○ 証券取引法の「証券業」と同じ。 |
| | 外国証券業者に係る証券業務 | 許可（13条） | ○ 有価証券の引受け業務の一部 |
| | | 許可（13条の2） | ○ 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 |
| 金融先物取引法 | 金融先物取引業 | 登録（56条） | ① 取引所金融先物取引等の受託又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理<br>② 一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引又は一般顧客のための店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理 |
| 投資信託及び投資法人に関する法律 | 投資信託委託業 | 認可（6条） | ○ 委託者指図型投資信託の委託者となること |
| | 投資法人資産運用業 | | ○ 登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行うこと |
| 投資顧問業法 | 投資顧問業 | 登録（4条） | ○ 投資顧問契約に基づく助言 |
| | 投資一任契約に係る業務 | 認可（24条） | ○ 有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の一任を受け、投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約の締結 |
| 抵当証券業法 | 抵当証券業 | 登録（3条） | ○ 抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介 |
| 信託業法 | 信託業 | 免許(3条)<br>【53条】（※1） | ○ 信託の引受け |
| | 管理型信託業 | 登録（7条）<br>【54条】（※1） | ① 委託者又は委託者から指図の権限の委任を受けた者のみの指示により信託財産の管理又は処分が行われる信託<br>② 保存行為又は財産の性質を変えない範囲内での利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託 |
| | 信託契約代理業 | 登録（67条） | ○ 信託契約の締結の代理又は媒介 |
| | 信託受益権販売業 | 登録（86条） | ○ 信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介 |
| 銀行法 | 銀行業 | 免許（4条） | ① 預金等の受入れ<br>② 資金の貸付け又は手形の割引<br>③ 為替取引 |
| | 銀行代理業 | 許可<br>（52条の36） | 以下の取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介<br>① 預金等の受入れ<br>② 資金の貸付け又は手形の割引<br>③ 為替取引 |
| 保険業法 | 保険業 | 免許（3条） | ○ 保険の引受け |
| | 保険募集<br>・生命保険募集人<br>・損害保険代理店<br>（損害保険募集人を含む）<br>・保険仲立人 | 登録<br>・（276条）<br>・（276条）<br><br>・（286条） | ○ 保険契約の締結の代理又は媒介<br>（※保険仲立人は保険契約締結の媒介のみ） |
| 無尽業法 | 無尽業 | 免許（3条） | ○ 一定の口数と給付金額を定め、定期に掛け金を払い込ませ、入札等により掛金者に金銭以外の財産の給付を行う行為 |

（※1）外国信託業者が信託業又は管理型信託業を行う場合

## ○現行法における業の種類等（共管法律）

| 法律 | 業の種類 | 参入要件 | 業の内容 |
|---|---|---|---|
| 商品ファンド法 | 商品投資販売業 | 許可（3条） | ① 商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介<br>② 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介 |
| | 商品投資顧問業 | 許可（30条） | ○ 商品投資に係る投資判断の一任を受け、<br>投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約の締結 |
| 不動産特定共同事業法 | 不動産特定共同事業 | 許可（3条） | ① 不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為<br>② 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介 |
| 農業協同組合法 | 信用事業 | 承認（11条）<br>【※1】 | ○ 貯金又は定期積金の受入れ |
| 中小企業等共同組合法 | 火災共済事業 | 認可（27条の2） | ○ 火災共済事業 |

【※1】 組合の設立にあたって認可が必要（59条）

## ○現行法における業の種類等（他省庁所管法律）

| 法律 | 業の種類 | 参入要件 | 業の内容 |
|---|---|---|---|
| 商品取引所法 | 商品取引受託業務 | 許可（190条） | ○ 商品市場における取引等の受託 |
| 農業協同組合法 | 共済事業 | 承認（11条の7）<br>【※1】 | ○ 共済事業 |
| 消費生活協同組合法 | 共済事業 | 認可（43条④）<br>【※2】 | ○ 共済事業 |
| 中小企業等協同組合法 | 共済事業 | 認可<br>（9条の6の2）<br>【※3】 | ○ 責任共済等の事業 |

【※1】 組合の設立にあたって認可が必要（59条）
【※2】 組合の設立にあたって認可が必要（57条）
【※3】 組合の設立にあたって認可が必要（27条の2）

# 米国における規制業務

| 原語 | | | 日本語 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ACT | regulated activities | contents | 法　律 | 規制業務 | 内容 |
| Securities Exchange Act | Broker | any person engaged in the business of effecting transactions in securities of the account of others | 証　券取引所法 | ブローカー | 他人の勘定において証券取引の遂行を業とする者をいう。 |
| | municipal securities broker | any person regularly engaged in the business of effecting transactions in municipal securities for the account of others | | 地方債証券ブローカー | 他の者の勘定で地方債証券の取引を行う業務に従事するブローカーをいう。 |
| | government securities broker | a broker engaged in the business of effecting transactions in government securities for the account of others | | 政府証券ブローカー | 他人の勘定で政府証券取引業務に定常的に従事する者をいう。 |
| | Dealer | any person engaged in the business of buying and selling securities for such person's own account through a broker or otherwise | | ディーラー | ブローカーを通じる等の方法により、自己の勘定において証券の売買を業とする者をいう。 |
| | municipal securities dealer | any person (including a separately indentifiable department or division of a bank) engaged in the business of buying and selling municipal securities for his own account, through a broker or otherwise. | | 地方債証券ディーラー | ブローカーを通じまたはその他の方法で自己の計算により地方債証券の買付および売付の業務に従事する者をいう。 |
| | government securities dealer | any person engaged in the business of buying and selling government securities for his own account, through a broker or otherwise. | | 政府証券ディーラー | ブローカーその他を通じて自己勘定をもって政府証券の売買業務に従事する者をいう。 |
| Investment Advisers Act | Investment Adviser | any person who, for compensation, engages in the business of advising others, either directly or through publications or writings, as to the value of securities or as to the advisability of investing in, purchasing, or selling securities, or who, for compensation and as part of a regular business, issues or promulgates analyses or reports concerning securities | 投資顧問法 | 投資顧問 | 報酬を受けて証券の価値に関してもしくは証券に対する投資、購入もしくは売却の可否に関して直接にもしく出版物もしくは文書によって他人に助言することを業務とする者、または報酬を受けて経常的業務の一部として証券に関する分析もしくは報告を刊行もしくは公表する者をいう。 |
| Commodity Exchange Act | commodity pool operator | any person engaged in a business that is of the nature of an investment trust, syndicate, or similar form of enterprise, and who, in connection therewith, solicits, accepts, or receives from others, funds, securities, or property, either directly or through capital contributions, the sale of stock or other forms of securities, or otherwise, for the purpose of trading in any commodity for future delivery on or subject to the rules of any contract market or derivatives transaction execution facility, except that the term does not include such persons not within the intent of the definition of the term as the Commission may specify by rule, regulation, or order. | 商　品取引所法 | 商品プール運用者 | 投資信託、シンジケートまたは類似の企業形態の性質を有する業務に従事し、その業務に関連して、契約市場もしくはデリバティブ取引執行施設の規則に基づきもしくはそれに従って、将来の受渡しに関わる商品の取引のために、直接にまたは資本出資、株式もしくはその他の形態の有価証券の売買等を通じて、他の者から資金、有価証券または財産を勧誘し、受託しまたは受領する者を意味するが、この用語は、CFTCが規則、規制または命令により特定するという用語の定義の範囲に含まれない者を含むものでない。 |
| | commodity trading advisor | any person who—<br>(i) for compensation or profit, engages in the business of advising others, either directly or through publications, writings, or electronic media, as to the value of or the advisability of trading in—<br>(I) any contract of sale of a commodity for future delivery made or to be made on or subject to the rules of a contract market or derivatives transaction execution facility;<br>(II) any commodity option authorized under section 4c; or<br>(III) any leverage transaction authorized under section 19; or<br>(ii) for compensation or profit, and as part of a regular business, issues or promulgates analyses or reports concerning any of the activities referred to in clause (i). | | 商品取引顧問 | (i) 報酬または利益を得て、以下の取引の価値または妥当性に関して、直接にまたは出版物、文書もしくは電子メディアを通じて、他の者に助言をなす業務に従事する者<br>（Ⅰ）契約市場もしくはデリバティブ取引執行施設の規則に基づきもしくはそれに従ってなされておりまたは将来なされるであろう将来の受渡しに係る商品の売買契約<br>（Ⅱ）第4C条に基づいて認められた商品オプション、または<br>（Ⅲ）第19条に基づいて認められたレバレッジ取引、または<br>(ii) 報酬または利益を得てかつ正規の業務の一環として、(i)に示された活動に関する分析書または報告書を発行しまたは頒布する者である。 |
| | futures commission merchant | an individual, association, partnership, corporation, or trust that—<br>(A) is engaged in soliciting or in accepting orders for the purchase or sale of any commodity for future delivery on or subject to the rules of any contract market or derivatives transaction execution facility; and<br>(B) in or in connection with such solicitation or acceptance of orders, accepts any money, securities, or property (or extends credit in lieu thereof) to margin, guarantee, or secure any trades or contracts that result or may result therefrom. | | 商品取引員 | 以下の個人、団体、パートナーシップ、会社またはトラストを意味することとする。すなわち、<br>(A)契約市場の規則に基づきまたは従う将来の受渡しに係る商品の買付けまたは売付けの注文の勧誘または受託に従事する者、及び<br>(B)注文の当該契約もしくは受託においてまたそれらに関連して、その注文から生ずる取引もしくは契約の証拠金とし、これを保証しまたはこれを担保するために金銭、有価証券または財産を受領（またはその代わりに信用を供与）する者のことである。 |
| | introduciong broker | any person (except an individual who elects to be and is registered as an associated person of a futures commission merchant) engaged in soliciting or in accepting orders for the purchase or sale of any commodity for future delivery on or subject to the rules of any contract market or derivatives transaction execution facility who does not accept any money, securities, or property (or extend credit in lieu thereof) to margin, guarantee, or secure any trades or contracts that result or may result therefrom. | | 仲介ブローカー | 契約市場もしくはデリバティブ取引執行施設の規則に基づきまたは従う将来の受渡しに係る商品の買付けまたは売付けの注文の勧誘または受託に従事するが、その注文から生ずる取引もしくは契約の証拠金とし、これを保証しまたはこれを担保するために金銭、有価証券または財産を受領（またはその代わりに信用を供与）しない者（商品取引員の関係者となることを選択し、そんぽような者として登録される個人を除く）を意味することとする。 |

# 英国における規制業務（Regulated Activities）

| 原語 | | 日本語訳 | |
|---|---|---|---|
| General | The matters with respect to which provision may be made under section 22(1) in respect of activities include, in particular, those described in general terms in this Part of this Schedule. | 総則 | 活動についてこの法律の第22条(1)項に基づき規定することには、特に、この付属規定のこのパートの中で一般的用語により記述されているものを含む |
| Dealing in investments | Buying, selling, subscribing for or underwriting investments or offering or agreeing to do so, either as a principal or as an agent. | 投資物件の取引 | 本人又は代理人のいずれかの資格において投資物件の買付、売付、応募、若しくは引受を行い、又はそれらを申込若しくは同意すること。 |
| | In the case of an investment which is a contract of insurance, that includes carrying out the contract. | | 保険契約である投資物件の場合には、どう外契約の履行を含む |
| Arranging deals in investments | Making, or offering or agreeing to make-<br>(a) arrangements with a view to another person buying, selling, subscribing for or underwriting a particular investment;<br>(b) arrangements with a view to a person who participates in the arrangements buying, selling, subscribing for or underwriting investments. | 投資物件の取引の取りまとめ | 次に掲げるいずれかの行為を行い、又はそれらを申込若しくは同意すること<br>(a) 他の者がある投資物件の買付、売付、応募又は引受をするための取りまとめ<br>(b) 投資物件の買付、売付、応募又は引受の取りまとめに参加する者のための取りまとめ |
| Deposit taking | Accepting deposits. | 預金の取扱 | 預金を受入れること |
| Safekeeping and administration of assets | Safeguarding and administering assets belonging to another which consist of or include investments or offering or agreeing to do so. | 資産の保管と管理 | 他の者に帰属し、投資物件によって構成されるか又は含んでいる資産を保管及び管理すること又はそうすることを申込若しくは同意すること |
| | Arranging for the safeguarding and administration of assets belonging to another, or offering or agreeing to do so. | | 他の者に帰属する資産の保管及び管理を取りまとめること、又はそうすることを申込若しくは同意すること |
| Managing investments | Managing, or offering or agreeing to manage, assets belonging to another person where-<br>(a) the assets consist of or include investments; or<br>(b) the arrangements for their management are such that the assets may consist of or include investments at the discretion of the person managing or offering or agreeing to manage them. | 投資物件の運用 | 次に掲げるいずれかに該当する場合に、他の者に帰属する資産を運用し、又は運用することを申込若しくは同意すること。<br>(a) 当該資産が投資物件からなっているか又は含んでいること、又は<br>(b) 投資物件が与える、投資物件の取得、売却、引受又は転換の権利の行使 |
| Investment advice | Giving or offering or agreeing to give advice to persons on-<br>(a) buying, selling, subscribing for or underwriting an investment; or<br>(b) exercising any right conferred by an investment to acquire, dispose of, underwrite or convert an investment. | 投資助言 | 次に掲げることに関して人に助言を与えること、又は与えることを申込若しくは同意すること<br>(a) 投資物件の買付、売付、応募又は引受、又は<br>(b) 投資物件が与える、投資物件の取得、売却、引受又は転換の権利の行使 |
| Establishing collective investment schemes | Establishing, operating or winding up a collective investment scheme, including acting as-<br>(a) trustee of a unit trust scheme;<br>(b) depositary of a collective investment scheme other than a unit trust scheme; or<br>(c) sole director of a body incorporated by virtue of regulations under section 262. | 集団投資スキームの設立 | 次に掲げることに関する行為を含め集団投資スキームを設立、運営又は解散すること<br>(a) ユニット・トラスト・スキームの受託者となること<br>(b) ユニット・トラスト・スキーム以外の集団投資スキームの預託者になること、又は<br>(c) この法律の第262条に基づくレギュレーションにより法人であるものの単独取締役になること |
| Using computer-based systems for giving investment instructions | Sending on behalf of another person instructions relating to an investment by means of a computer-based system which enables investments to be transferred without a written instrument. | 投資指図におけるコンピューター・ベース・システムの使用 | 他の者に代って、書面によらずに投資物件の譲渡を可能にするコンピューター・ベース・システムの手段によって投資物件に関する指図を送ること |
| | Offering or agreeing to send such instructions by such means on behalf of another person. | | 他の者に代って、当該手段により当該指図を送ることを申込又は同意すること |
| | Causing such instructions to be sent by such means on behalf of another person. | | 他の者に代って、当該手段で当該指図を送らせること |
| | Offering or agreeing to cause such instructions to be sent by such means on behalf of another person. | | 他の者に代って、当該手段で当該指図を送らせることを申込又は同意すること |

# EUにおける投資サービス業務（List of services and activities）

| 原語 | | 日本語訳 | |
|---|---|---|---|
| Investment services and activities | Reception and transmission of orders in relation to one or more financial instruments | 投資サービス | 一つないし複数の金融商品に関する注文の受理及び伝達 |
| | Execution of orders on behalf of clients | | 顧客のための注文執行 |
| | Dealing on own account | | 自己勘定売買（ディーリング） |
| | Portfolio management | | ポートフォリオの運用 |
| | Investment advice | | 投資助言 |
| | Underwriting of financial instruments and/or placing of financial instruments on a firm commitment basis | | 金融商品の引受及び/又は<br>全額買取による販売 |
| | Placing of financial instruments without a firm commitment basis | | 全額買取によらない販売 |
| | Operation of Multilateral Trading Facilities | | 多角的取引システム（MFT）の運営 |
| Ancillary services | Safekeeping and administration of financial instruments for the account of clients, including custodianship and related services such as cash/collateral management | 付随サービス | カストディアン業務及び現金/担保管理業務のような関連サービスを含む、顧客勘定のための金融商品の保護預り及び管理 |
| | Granting credits or loans to an investor to allow him to carry out a transaction in one or more financial instruments, where the firm granting the credit or loan is involved in the transaction | | 投資家が一以上の金融商品の取引を行うために、その取引に介在する会社が行う信用の供与又は貸付 |
| | Advice to undertakings on capital structure, industrial strategy and related matters and advice and services relating to mergers and the purchase of undertakings | | 企業の資本構成・事業戦略及び関連事項に関する助言、企業の合併・買収に関する助言及びサービス |
| | Foreign exchange services where these are connected to the provision of investment services | | 投資サービスの提供に関連する外国為替業務 |
| | Investment research and financial analysis or other forms of general recommendation relating to transactions in financial instruments | | 投資調査及び財務分析又は金融商品の取引に関するその他の形式での推奨 |
| | Services related to underwriting | | 引受に関連するサービス |
| | Investment services and activities as well as ancillary services of the type included under Section A or B of Annex 1 related to the underlying of the derivatives included under Section C – 5, 6, 7 and 10 - where these are connected to the provision of investment or ancillary services | | 投資サービス又は付属サービスの提供に関連して提供される、第C節5,6,7,10項に含まれるデリバティブ取引の原資産に関連する、付属規定第1セクション第A節または第B節に規定される投資サービス及び付随サービス<br>注：第C節5,6,7,10に含まれる原資産<br>有価証券・通貨・金利・利率・その他デリバティブ取引・金融指標・金融要因・商品・気候変動、輸送料、排出権割当、インフレ率、他のオフィシャルな経済統計、等 |

Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC

## ●「中間整理」別紙における「投資（金融）サービス」

① 投資（金融）商品の売買（デリバティブ取引で定めるものを除く。以下同じ。）
② デリバティブ取引
③ 前二号に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理
④ 投資（金融）商品の募集又は私募
⑤ 投資（金融）商品の売出し
⑥ 投資（金融）商品の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
⑦ 投資（金融）商品の引受け
⑧ 投資（金融）商品清算取次ぎ
⑨ 投資（金融）商品多角的取引業務（ＭＴＳ）
⑩ 資産運用
⑪ 投資助言
⑫ 資産管理
⑬ 保険契約又は共済契約の締結又はその媒介若しくは代理
⑭ 預金等の受入れを内容とする契約の締結又はその媒介若しくは代理
⑮ 信託契約の締結又はその媒介若しくは代理
⑯ 無尽に係る契約の締結又はその媒介若しくは代理

（注）投資サービス法における取扱いや保険業法、信託業法、銀行法等の関係について引き続き検討。

⑰ その他前各号に類するものとして政令で定める業務

（注）投資（金融）商品、投資(金融)サービスの定義として定めることが適当でないものについては、英国・金融サービス・市場法の例等も参考にしつつ、政令で除外することとする。

# 投資サービス業（仮称）の範囲のイメージ（中間整理に即したもの）

| | 投資サービス業の定義 | 対象となる業者 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ① | 投資（金融）商品の売買（デリバティブ取引で定めるものを除く。以下同じ） | 証券会社<br>金融先物取引業者<br>信託受益権販売業者<br>抵当証券販売業者<br>商品投資販売業者<br>不動産特定共同事業者 | |
| ② | デリバティブ取引 | 証券会社<br>金融先物取引業者 | |
| ③ | 前二号に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理 | 証券会社<br>金融先物取引業者<br>信託受益権販売業者（※1）<br>抵当証券販売業者（※1）<br>商品投資販売業者（※1）<br>不動産特定共同事業者（※1） | ※1投資（金融）商品の売買の媒介又は代理のみ |
| ④ | 投資（金融）商品の募集又は私募 | 商品投資販売業者<br>不動産特定共同事業者 | |
| ⑤ | 投資（金融）商品の売出し | 証券会社 | |
| ⑥ | 投資（金融）商品の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い | 証券会社 | |
| ⑦ | 投資（金融）商品の引受け | 証券会社 | |
| ⑧ | 投資（金融）商品清算取次ぎ | 証券会社 | |
| ⑨ | 投資（金融）商品多角的取引業務（MTS） | 証券会社 | |
| ⑩ | 資産運用 | 認可投資顧問業者<br>投資信託委託業者<br>信託会社（管理型信託会社を除く）<br>指図権者<br>不動産特定共同事業者 | |
| ⑪ | 投資助言 | 投資顧問業者 | |
| ⑫ | 資産管理 | 証券会社<br>口座管理機関<br>管理型信託会社 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑬ | 保険契約又は共済契約の締結の媒介又は代理 | 保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人（※2） | ※2媒介のみ |
| ⑭ | 預金等の受入れを内容とする契約の締結の媒介又は代理 | 銀行代理業者 | |
| ⑮ | 信託契約の締結の媒介又は代理 | 信託契約代理店 | |
| ⑯ | 無尽に係る契約の締結の媒介又は代理 | | |
| ⑰ | その他前各号に類するものとして政令で定める業務 | | |

（注）上記はあくまで「中間整理」における整理に即して機械的に当てはめたものであり、実際の具体的なあり方については今後検討。

## 現行の業者と投資サービス法における業者区分のイメージ

| 投資サービス法における業者区分 | 現行法における業者の種類 |
|---|---|
| 第１種業者 | 証券会社 |
| | 金融先物取引業者 |
| 第２種業者 | 投資信託委託業者 |
| | 認可投資顧問業者 |
| | 指図権者（信託財産の管理・処分について指図を行う（信託業法65条）） |
| | 投資顧問業者 |
| | 商品投資販売業者 |
| | 不動産特定共同事業者 |
| | 信託受益権販売業者 |
| | 抵当証券業者 |
| 第３種業者 | 証券仲介業者 |

（注） 上記はあくまでイメージであり、実際の取扱いについては今後検討。

# 証券取引法上の本来・付随・兼業業務

## 本来業務（証券取引法第２条８項）

１　有価証券の売買等
２　有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
３　取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理
３の２有価証券店頭デリバティブ取引等
３の３有価証券等清算取次ぎ
４　有価証券の引受け
５　有価証券の売出し
６　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
７　ＰＴＳ業務

## 付随業務（証券取引法第３４条１項）

１　有価証券の保護預り
１の２振替業
２　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
３　信用取引に付随する金銭の貸付け
４　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け
５　有価証券に関する顧客の代理（投資一任契約の締結に係る代理を含む。）
６　投資信託委託業者の受益価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理
７　投資法人の投資証券等に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
８　累積投資契約の締結
９　有価証券に関連する情報の提供又は助言（投資顧問業に該当するものを除く。）
10　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理

## 兼業業務（証券取引法第３４条第２項）

１　投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
２　投資信託委託業又は投資法人資産運用業
２の２資産保管会社の業務
３　金融先物取引業
４　商品市場における取引に係る業務
５　金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務
６　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
７　貸金業
８　商品投資販売業
９　その他内閣府令で定める以下の業務

## 内閣府令で定める業務

- 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 譲渡性預金の預金証書の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 円建銀行引受手形の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 抵当証券の販売及び抵当証券の保管に関する業務
- 組合契約又は投資事業有限責任組合契約（みなし有価証券とされるものを除く。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 匿名組合契約（みなし有価証券とされるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理に係る業務
- 金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 保険募集
- 自ら所有する不動産の賃貸
- 物品賃貸業
- 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- 確定拠出年金運営管理業
- 国民年金基金連合会から委託を受けて行う確定拠出年金に係る業務
- 前各号に掲げる業務に附帯する業務

## 承認業務（証券取引法第３４条第４項）

- 信託受益権の売買等に係る業務
- クレジット・デリバティブ取引等業務（媒介等に限定）
- クレジット・デリバティブ取引等業務
- パートナーシップに係る媒介等業務
- 特定法人等の業務の遂行等業務
- 広告に係る業務
- 債務保証の媒介
- 貸金業法に基づく貸金業に含まれない金銭貸借の媒介等業務
- 宅建業
- キャッシュマネージャー、ＳＰＣの管理代理人等業務
- 商品取引等（現物決済）業務
- 債務保証業務
- 債務履行引受契約に関する業務
- 関係会社に対する顧客紹介業務
- 有限会社の持分の売買の媒介業務
- コンピュータ機器販売
- 郵便貯金の事務受託
- 非居住者を当事者とする貸金契約に係る業務
- 匿名組合契約の締結

※これまでに承認実績が２件以上あるもの

## 投資サービス法（仮称）における第１種業者の付随業務及び届出業務のイメージ

| 付随業務 | 届出業務 |
|---|---|
| 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理 | 金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務 |
| 信用取引に付随する金銭の貸付け | 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 |
| 顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け | 円建銀行引受手形の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 |
| 有価証券に関する顧客の代理（投資一任契約の締結に係る代理を含む。） | 自ら所有する不動産の賃貸 |
| 投資信託委託業者の有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理 | 物品賃貸業 |
| 投資法人の有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理 | 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務 |
| 累積投資契約の締結 | 確定拠出年金運営管理業 |
| 有価証券に関連する情報の提供又は助言（投資顧問業に該当するものを除く。） | 国民年金基金連合会から委託を受けて行う確定拠出年金に係る業務 |
| 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理 | 特定法人等の業務の遂行等業務 |
| 商品市場における取引に係る業務 | 債務保証の媒介 |
| Ｍ＆Ａの相談・仲介 | 貸金業法に基づく貸金業に含まれない金銭貸借の媒介等業務 |
| 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 | 貸金業 |
| 資産保管会社の業務 | 宅建業 |
| 譲渡性預金の預金証書の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 | 商品取引等（現物決済）業務 |
| 金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 | 債務保証業務 |
| 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務 | 債務履行引受契約に関する業務 |

（注）網掛け部分は、今回の投資サービス法（仮称）において、業務の自由度を高める観点から、これまで届出業務・承認業務であったものをそれぞれ付随業務・届出業務と位置付けるなどしているもの。

# IOSCOアウトソーシング原則について

## 1．アウトソーシング原則の策定

● IOSCO証券仲介者常設委員会で検討・策定したアウトソーシング原則（案）を、パブリック・コメントに付すため、平成16年夏に公表。

● IOSCO証券仲介者常設委員会メンバー国の証券会社のアウトソーシングの現状について、調査を実施。日本では、日本証券業協会を通じて、大手、準大手、銀行子会社、ネット専業、PTS、外資系及び財務局管轄証券会社の計48社に対して調査を実施。

● 本年2月、各国の調査結果、原則（案）に対する意見とその回答及びパブリック・コメントを受けて修正した原則が公表された。

## 2．アウトソーシング原則

1． アウトソーシングを行う企業は、適切な第三者サービス・プロバイダーを選定し、その業務遂行を監視するにあたって、適切なデュー・ディリジェンス過程を経るべきある。

2． アウトソーシングを行う企業は、第三者サービス・プロバイダーと法的拘束力のある書面による契約を交わすべきである。その契約の性質と詳細は、アウトソーシングを行う企業のビジネスにとって、アウトソーシングする業務の重要性にふさわしいものであるべきである。

3． アウトソーシングを行う企業は、次の事項を確実するために、適切な措置をとるべきである。

① アウトソーシングを行う企業の企業秘密、顧客関連情報及びソフトウェアを保護するための手続が適切であること。

② サービス・プロバイダーが、緊急時の手続及び災害復旧計画を確立、維持し、バックアップ設備を定期的に点検していること。

4． アウトソーシングを行う企業は、サービス・プロバイダーが、自社の企業秘密、他

の情報及びアウトソーシングを行う企業の顧客の機密情報を、故意または不注意により、権限のない者に開示してしまうことから保護するために適切な措置をとるべきである。

5. 監督当局は、単一のサービス･プロバイダーが複数の企業に対してアウトソーシング･サービスを提供することによってもたらされるリスクを認識するべきである。

6. 第三者サービス･プロバイダーとの間のアウトソーシングは、契約の終了及び適切な退出計画に関する契約条項を含むべきである。

7. 監督当局、アウトソーシングを行う企業及びその監査人は、アウトソーシングされた業務に関するサービス･プロバイダーの帳簿や記録に対するアクセス権をもつべきであり、また監督当局は、要求に応じて、規制･監督に関する業務に関する情報を、直ちに得られるようにするべきである。

## 3. アウトソーシング原則の取扱いについて

● 原則の実施は、各国の証券監督当局に委ねられており、直接適用されるものではない。

● 業務上のトラブル防止の観点から、各証券会社がアウトソーシング原則の内容を活用することが期待されるところ。

以 上

# 他の業法等による販売・勧誘規制①（金融庁所管法律）

| 法律 | | | 証券取引法 | | | | 金融商品販売法 | 金融先物取引法 | 抵当証券業法 | 無尽業法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 規制対象 | | | 有価証券 | | 有価証券デリバティブ取引 | 有価証券店頭デリバティブ取引 | 金融商品 | 金融先物取引 | 抵当証券 | 無尽 |
| 参入規制 | | | 証券会社<br>（登録制） | 証券仲介業者<br>（登録制） | 証券会社<br>（登録制） | 証券会社<br>（認可制） | ― | 金融先物取引業者<br>（登録制） | 抵当証券業者<br>（登録制） | 無尽会社<br>（免許制） |
| | 最低資本金 | | 28条の4①(2)<br>施行令15条<br>（5千万円以上） | ― | 28条の4①(2)<br>施行令15条<br>（5千万円以上） | 29条の4(2)<br>施行令15条の3(1)<br>（10億円以上） | ― | 59条①(2)<br>施行令9条①<br>（5千万円以上） | 6条①(2)<br>施行令3条<br>（1億円以上） | 4条<br>（5千万円以上） |
| | 純財産規制 | | 28条の4①(3)<br>施行令15条<br>（5千万円以上） | ― | 28条の4①(3)<br>施行令15条<br>（5千万円以上） | 29条の4(3)<br>施行令15条の3(1)<br>（10億円以上） | ― | 59条①(3)<br>施行令9条①<br>（5千万円以上） | 6条①(7)<br>施行規則5の2①(1)イ<br>（1億円以上） | ― |
| | 健全性基準 | | 28条の4①(4) | ― | 28条の4①(4) | 29条の4(4) | ― | 59条①(4) | ― | ― |
| 行為規制 | 広告規制 | | 行為規制府令4条(1)<br>（表示規制） | 仲介業者府令13条①(1)（表示規制） | 行為規制府令4条(1)<br>（表示規制） | 行為規制府令4条(1)<br>（表示規制） | ― | 68条・69条 | 14条 | ― |
| | 事前説明義務 | | ― | ― | ― | ― | 3条① | 70条① | 施行規則15条の2(2) | ― |
| | 事前書面交付義務 | | 40条① | ― | 40条① | 40条① | ― | 70条① | 15条 | ― |
| | クーリングオフ | | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 禁止行為 | 虚偽情報・断定的判断の提供 | 42条①(1)～(4) | 66条の13(1)イ | 42条①(1)～(4) | 42条①(1)～(4) | ― | 76条(1) | ― | ― |
| | | 損失補てん | 42条の2 | 66条の14(42条の2準用) | 42条の2 | 42条の2 | ― | 76条(2)、施行規則25条(2)・(3) | ― | ― |
| | | 不招請勧誘(再勧誘) | ― | ― | ― | ― | ― | 76条(4)<br>76条(5)(再勧誘) | 施行規則15条の2(1)ハ | ― |
| | 適合性の原則 | | 43条(1) | 66条の14(43条(1)準用) | 43条(1) | 43条(1) | ― | 77条(1) | ― | ― |
| 体制整備等の措置義務 | 説明義務 | | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 適合性の原則 | | ―（※1） | ―（※1） | ―（※1） | ―（※1） | 8条<br>（勧誘方針の策定） | ―（※1） | ―（※1） | ―（※1） |

（注） 各業法等における規制は、上記に記載されたものに限られるわけではない。

（※1） 金融商品販売法8条が適用

# 他の業法等による販売・勧誘規制①（金融庁所管法律）

| 法律 | | | 銀行法 | 保険業法 | | | 信託業法 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 規制対象 | | | 預金 | 保険 | | | 信託 | | |
| 参入規制 | | | 銀行<br>（免許制） | 保険会社<br>（免許制） | 生命保険募集人<br>損害保険代理店<br>（登録制） | 保険仲立人<br>（登録制） | 信託会社（運用型）<br>（免許制） | 信託契約代理店<br>（登録制） | 信託受益権販売業者<br>（登録制） |
| | 最低資本金 | | 5条②<br>施行令3条<br>（20億円以上） | 6条②<br>（10億円以上） | ― | 291条<br>施行令41条<br>（保証金原則4千万円以上） | 5条②(2)<br>施行令3条<br>（原則1億円以上） | ― | 91条<br>施行令19条<br>（保証金1千万円以上） |
| | 純財産規制 | | ― | ― | ― | ― | 5条②(3)<br>施行令3条<br>（原則1億円以上） | ― | ― |
| | 健全性基準 | | 14条の2 | 130条 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 行為規制 | 広告規制 | | ― | 300条①(6)、施行規則234条①(4)（表示規制） | 300条①(6)、施行規則234条①(4)（表示規制） | 300条①(6)、施行規則234条①(4)（表示規制） | 施行規則30条(1)<br>（表示規制） | 施行規則77条(1)<br>（表示規制） | 施行規則99条(1)<br>（表示規制） |
| | 事前説明義務 | | 12条の2①、施行規則13の3① | 300条①(1)・(4) | 300条①(1)・(4) | 297条・300条①(1)・(4) | 25条<br>（対面説明義務） | 76条（25条準用）<br>（対面説明義務） | 94条<br>（対面説明義務） |
| | 事前書面交付義務 | | 12条の2①、施行規則13の3①(4) | 施行規則234条①(6)<br>（※3） | 施行規則234条①(6)・(8)～(10)（※3） | 施行規則234条①(6)・(8)～(10)（※3） | ― | ― | ― |
| | クーリングオフ | | ― | 309条 | 309条 | 309条 | ― | ― | ― |
| | 禁止行為 | 虚偽情報・断定的判断の提供 | 13条の3(1)・(2)（※2） | 300条①(1)・(7) | 300条①(1)・(7) | 300条①(1)・(7) | 24条①(1)・(2) | 76条（24条①(1)・(2)準用） | 96条（24条①(1)・(2)準用） |
| | | 損失補てん | ― | 300条①(5)、施行規則234条①(1)（特別利益の提供） | 300条①(5)、施行規則234条①(1)（特別利益の提供） | 300条①(5)、施行規則234条①(1)（特別利益の提供） | 24条①(4) | 76条（24条①(4)準用） | 96条（24条①(4)準用） |
| | | 不招請勧誘（再勧誘） | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 適合性の原則 | | ― | ― | ― | ― | 24条② | 76条（24条②準用） | 96条（24条②準用） |
| 体制整備等の措置義務 | 説明義務 | | 12条の2② | 100条の2 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 適合性の原則 | | 12条の2②、施行規則13条の7（※1） | 100条の2、施行規則53条の7（※1） | ―（※1） | ―（※1） | ―（※1） | ―（※1） | ―（※1） |

（注） 各業法等における規制は、上記に記載されたものに限られるわけではない。

（※1） 金融商品販売法8条が適用
（※2） 第163回国会において成立した「銀行法等の一部を改正する法律」において新設
（※3） 本年12月1日施行予定

# 他の業法等による販売・勧誘規制②（共管法律）

| 法律 | | | 商品ファンド法 | 不動産特定共同事業法 | 農業協同組合法 | 中小企業等協同組合法 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 規制対象 | | | 商品投資契約<br>商品投資受益権 | 不動産特定共同事業契約 | 貯金 | 共済 |
| 参入規制 | | | 商品投資販売業者<br>（許可制） | 不動産特定共同事業者<br>（許可制） | 農業協同組合<br>（承認制） | 火災共済協同組合<br>（認可制） |
| | 最低資本金（出資の総額） | | 6条①(1)<br>（原則1千万円以上） | 7条（1）、施行令4条<br>（原則1億円以上） | 10条の2②<br>（原則1億円以上） | 25条①<br>（原則2百万円以上） |
| | 純財産規制 | | 許可命令6条の2①(1)イ<br>（原則1千万円以上） | 7条（2）<br>（資本又は出資の額の90%以上） | ― | ― |
| | 健全性基準 | | ― | ― | 11条の2 | ― |
| 行為規制 | 広告規制 | | 15条 | 18条 | ― | 9条の7の5（保険業法300条①(6)準用）、施行規則1の5の4(3)（表示規制） |
| | 事前説明義務 | | ― | 24条①<br>（対面説明義務） | 11条の3①、信用事業命令11① | 9条の7の5②（保険業法300条①(1)・(4)準用） |
| | 事前書面交付義務 | | 16条 | 24条① | 11条の3①、信用事業命令11①(4) | ― |
| | クーリングオフ | | 19条 | 26条 | ― | ― |
| | 禁止行為 | 虚偽情報・断定的判断の提供 | 23条・24条（1） | 20条・21条① | ― | 9条の7の5②（保険業法300条①(1)・(7)準用） |
| | | 損失補てん | 24条（2） | 施行規則19条（1）<br>（特別利益の提供） | ― | 9条の7の5②（保険業法300条①(5)準用）、施行規則1の5の4(1)（特別利益の提供） |
| | | 不招請勧誘（再勧誘） | 販売業者業務命令7条(7)<br>（再勧誘） | 施行規則19条（3）<br>（再勧誘） | ― | ― |
| | 適合性の原則 | | 販売業者業務命令7条(3) | 施行規則19条（4） | ― | ― |
| 体制整備等の措置義務 | 説明義務 | | ― | ― | 11条の3② | ― |
| | 適合性の原則 | | ―（※1） | ―（※1） | 11条の3②、信用事業命令15条（※1） | ―（※1） |

（注） 各業法等における規制は、上記に記載されたものに限られるわけではない。

（※1） 金融商品販売法8条が適用

# 他の業法等による販売・勧誘規制③（他省庁所管法律）

| 法律 | | | 商品取引所法 | 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律 | 農業協同組合法 | 消費生活協同組合法 | 中小企業等協同組合法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 規制対象 | | | 商品先物取引 | 海外先物契約 | 共済 | 共済 | 共済 |
| 参入規制 | | | 商品取引員（許可制） | 海外商品取引業者 | 農業協同組合（承認制） | 消費生活協同組合（認可制） | 事業協同組合（※2）（認可制） |
| | 最低資本金（出資の総額） | | ― | ― | 10条の2②（原則1億円以上） | ― | ― |
| | 純財産規制 | | 193条②、施行規則81条（1億円以上） | ― | ― | ― | ― |
| | 健全性基準 | | 211条、施行規則100条 | ― | 11条の8 | ― | ― |
| 行為規制 | 広告規制 | | 施行規則103条（8）（表示規制） | ― | 施行規則22条（5）・（10）（表示規制） | ― | ― |
| | 事前説明義務 | | 218条① | ― | 11条の10（1）、施行規則22条（1） | ― | ― |
| | 事前書面交付義務 | | 217条① | 4条 | ― | ― | ― |
| | クーリングオフ | | ― | 8条 | 11条の9 | ― | ― |
| | 禁止行為 | 虚偽情報・断定的判断の提供 | 214条（1） | 9条・10条（1） | 11条の10（1）、施行規則22条（6） | ― | ― |
| | | 損失補てん | 214条（2） | 10条（2） | 施行規則22条（3）・（4）（特別利益の提供） | ― | ― |
| | | 不招請勧誘（再勧誘） | 214条（5）、施行規則103条（7）（再勧誘） | 施行規則8条（1）（再勧誘） | ― | ― | ― |
| | 適合性の原則 | | 215条 | ― | ― | ― | ― |
| 体制整備等の措置義務 | 説明義務 | | ― | ― | 11条の12 | ― | ― |
| | 適合性の原則 | | ― | ― | 11条の12、施行規則30条（※1） | ―（※1） | ―（※1） |

（注） 各業法等における規制は、上記に記載されたものに限られるわけではない。

（※1） 金融商品販売法8条が適用
（※2） 現在、共済事業に係る規制の見直しを行うための法改正について検討中

## 他の業法等による資産運用・助言規制

| 法律 | | | 証券投資顧問業法 | | 投資信託・投資法人法 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 規制対象 | | | 有価証券 | | 有価証券、不動産等 | |
| 参入規制 | | | 投資顧問業者<br>〈助言〉<br>（登録制） | 認可投資顧問業者<br>〈投資一任〉<br>（認可制） | 投資信託委託業者 | |
| | | | | | 〈投資信託委託業〉<br>（認可制） | 〈投資法人資産運用業〉<br>（認可制） |
| | 最低資本金 | | 10条<br>施行令4条<br>（保証金5百万円以上） | 27条①(1)<br>施行規則27条の3①(1)<br>（5千万円以上） | 9条②(2)<br>施行令10条①<br>（5千万円以上） | 9条②(2)<br>施行令10条①<br>（5千万円以上） |
| | 純財産規制 | | － | 27条①(1)<br>施行規則27条の3①(2)<br>（5千万円以上） | 9条①(1)<br>施行規則14条(1)ロ<br>（5千万円以上） | 9条①(1)<br>施行規則14条(1)ロ<br>（5千万円以上） |
| 行為規制 | 善管注意義務 | | ― | ― | 14条② | 34条の2② |
| | 忠実義務 | | 21条 | 30条の2 | 14条① | 34条の2① |
| | 自己執行義務 | | ― | 2条④(2)、30条の4 | 17条 | 34条の5 |
| | 分別管理義務 | | 19条 | 33条(19条準用) | 4条 | 208条 |
| | 禁止行為 | 損失補てん | 22条①(4) | 30条の3①(4) | ― | 34条の3①(4) |
| | | 自己取引 | 18条 | 33条(18条準用) | 15条①(1) | 195条(2) |
| | | 顧客間取引 | 22条①(5) | 30条の3①(5) | 15条①(2)・(3) | 34条の3①(5) |
| | | スキャルピング | 22条①(6) | 30条の3①(6) | 15条①(4) | 34条の3①(6) |
| | | 通常と異なる条件での取引 | 22条①(7) | 30条の3①(7) | 15条①(5) | 34条の3①(7) |
| | | 不必要な取引 | 22条②(2) | 30条の3②(2) | 15条②(3) | 34条の3②(3) |
| | | 金銭・有価証券の貸付け等 | 20条 | 33条(20条準用) | ― | ― |
| | 利益相反のおそれがある場合の書面交付義務 | | 16条① | 33条(16条①準用) | 28条① | 34条の6①・② |
| | 報告書交付義務 | | ― | 32条① | 33条① | ― |

（注） 各業法等における規制は、上記に記載されたものに限られるわけではない。

# 各業法における適合性の原則

## 1. 行為規制

- 証券取引法第 43 条第 1 号、第 66 条の 14
- 金融先物取引法第 77 条第 1 号
- 信託業法第 24 条第 2 項、第 76 条、第 96 条
- 商品投資に係る事業の規制に関する法律第 24 条第 3 号、商品投資販売業者の業務に関する命令第 7 条第 3 号
- 不動産特定共同事業法第 21 条第 3 項、不動産特定共同事業法施行規則第 19 条第 4 号
- 商品取引所法第 215 条

## 2. 体制整備等の措置義務

- 金融商品の販売等に関する法律第 8 条
- 銀行法第 12 条の 2 第 2 項、銀行法施行規則第 13 条の 7
- 保険業法第 100 条の 2、保険業法施行規則第 53 条の 7
- 農業協同組合法第 11 条の 3 第 2 項、第 11 条の 12、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 15 条、農業協同組合法施行規則第 30 条

## 各業法における適合性の原則
## （行為規制）

証券取引法

第四十三条　証券会社は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を営まなければならない。

一　有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二　（略）

第六十六条の十四　第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は証券仲介業者について、第四十二条の二第二項及び第四項の規定は証券仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該証券会社が」とあるのは、「当該証券仲介業者の所属証券会社等が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

金融先物取引法

（適合性の原則等）

第七十七条　金融先物取引業者は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を行わなければならない。

一　顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる受託契約等の締結の勧誘を行つて顧客の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二　（略）

信託業法

（信託の引受けに係る行為準則）

第二十四条　（略）

２　信託会社は、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして適切な信託の引受

けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。

（準用）
第七十六条　第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、同条中「当該信託会社」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

（行為準則の準用）
第九十六条　第二十四条の規定は、信託受益権販売業者が顧客に対して行う信託受益権の販売等について準用する。

商品投資に係る事業の規制に関する法律

（不当な勧誘等の禁止）
第二十四条　商品投資販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一・二　（略）
三　前二号に掲げるもののほか、商品投資販売業に関する行為であって、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの

商品投資販売業者の業務に関する命令

（投資者の保護に欠ける禁止行為）
第七条　法第二十四条第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。
一・二　（略）
三　顧客が被る損失の範囲について十分な知識を有しない顧客に対し、商品投資契約等の締結又は更新をする行為
四～九　（略）

不動産特定共同事業法

第二十一条　（略）
２　（略）
３　不動産特定共同事業者等は、前二項に定めるもののほか、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘又は解除の妨げに関する行為であって、相手方又は事業参加者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるものをしてはならない。

不動産特定共同事業法施行規則

（相手方又は事業参加者の保護に欠ける行為）

第十九条　法第二十一条第三項の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　事業参加者が被る損失の範囲について十分な知識を有しない顧客に対し、不動産特定共同事業契約の締結又は更新の勧誘をする行為

五・六　（略）

商品取引所法

（適合性の原則）

第二百十五条　商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

## 各業法における適合性の原則
## （体制整備等の措置義務）

金融商品の販売等に関する法律

（勧誘方針の策定等）

第八条　金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下「勧誘方針」という。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

２　勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮すべき事項

二　勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三　前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

３　金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

銀行法

（預金者等に対する情報の提供等）

第十二条の二　（略）

２　前項及び他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

銀行法施行規則

（社内規則等）

第十三条の七　銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他

これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

保険業法

(業務運営に関する措置)

第百条の二　保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

保険業法施行規則

(社内規則等)

第五十三条の七　保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

農業協同組合法

第十一条の三　(略)

②　前項及び他の法律に定めるもののほか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の十二　第十条第一項第十号の事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、農林水産省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令

（内部規則等）

第十五条　組合は、信用事業（法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。）の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

農業協同組合法施行規則

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の内部規則等）

第三十条　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、役員又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

## 米・英・EU における金融商品の販売・勧誘に関する規制の全体像（根拠法・規制当局）＜未定稿＞

| | 米国 | 英国 | EU |
|---|---|---|---|
| 根拠法 | | | |
| 証券 | 1933 年証券法<br>1934 年証券取引所法 | 2000 年金融サービス市場法（FSM 法） | 2004 年金融商品市場指令（MiFID） |
| 預金 | 国法銀行：連邦法(U.S.C.)第 12 編<br>州法銀行：各州銀行法 | | 2000 年金融機関指令 |
| 保険 | 各州保険法 | | 2002 年生命保険統合指令<br>第 1～3 次損害保険指令<br>2002 年保険仲介者指令 |
| 信託 | 国法信託銀行：U.S.C.第 12 編<br>州法信託銀行：各州銀行法<br>信託会社：各州信託法[1]、判例法 | 1925 年及び 2000 年受託者法<br>判例法 | —[2] |
| 監督当局・*自主規制機関* | | | |
| 証券 | 証券取引委員会（SEC）<br>*各証券取引所*<br>*全米証券業協会（NASD）*<br>*地方債証券規則制定理事会（MSRB）* | 金融サービス機構（FSA） | 各国証券監督当局 |
| 預金 | 国法銀行：通貨監督局（OCC）<br>銀行持株会社：連邦準備制度理事会（FRB）<br>連邦準備制度(FRS)加盟の州法銀行： FRB<br>FRS 未加盟の州法銀行：連邦預金保険公社（FDIC）<br>FRS 及び FDIC 未加盟の州法銀行：各州銀行局<br>貯蓄金融機関：貯蓄金融機関監督局（OTS）又は各州銀行局 | | 各国銀行監督当局 |
| 保険 | 各州保険局[3] | | 各国保険監督当局 |
| 信託 | 国法信託銀行：OCC<br>州法信託銀行：各州銀行局<br>信託会社：各州銀行局 | 該当なし | — |

[1] 米国の場合、信託会社の根拠法は各州が制定するが、もっとも多い類型は州銀行法における「銀行」の定義規定に信託会社を含めているタイプであり、傾向としては多くの州で州法銀行に対する規制と信託会社に対する規制とが接近してきている。この点については、森田果「米国における信託会社規制－イリノイ州を中心に－」を参照。
[2] もともと大陸法には信託制度は存在していない。
[3] 但し、変額保険と変額年金は SEC が監督権限を有する。

## 米・英・EU における金融商品の販売・勧誘に関する規制の全体像（規制体系）＜未定稿＞

| | | 米国 | 英国 | EU |
|---|---|---|---|---|
| 証券 | 誠実・公正義務 | **あり**<br>（SEC 規則 10b-5） | **あり**<br>（COB3.8.4、COB3.8.22） | **あり**<br>（MiFID§19.1、§19.2） |
| | 顧客への情報提供義務 | **あり**<br>（NASD 規則§2230～§2280） | **あり**<br>（COB4.2、COB4.3） | **あり**<br>（MiFID§19.3） |
| | 手数料開示義務 | **あり**<br>（NASD 規則§2440、§IM-2440） | **あり**<br>（COB4.3.5、COB5.7） | **あり**<br>（MiFID§19.3） |
| | 適合性原則 | **あり**<br>（NASD 規則§2310） | **あり**<br>(COB5.2、COB5.3) | **あり**<br>（MiFID§19.4～§19.6） |
| | 不招請勧誘規制 | **あり**<br>（16CFR§310） | **あり**<br>（COB3） | なし |
| | 広告規制 | **あり**<br>（NASD 規則§2210） | | **あり**<br>（誤認広告指令） |
| | クーリングオフ | なし | **遠隔地契約の場合あり**<br>（COB6.7、SI2004/2095 §9） | **遠隔地契約の場合あり**<br>（遠隔地販売指令§6[4]） |
| 預金[5] | 誠実・公正義務 | なし | **あり**（COB3.8.4） | なし |
| | 顧客への情報提供義務 | **あり**<br>（12CFR230.4(b)～12CFR230.6） | **あり**<br>（COB5A.2、COB6.4.25～6.4.31） | **預金保険制度に関してあり**<br>（預金保証スキーム指令§9） |
| | 手数料開示義務 | **あり**（12CFR230.4(b)(4)） | なし | なし |
| | 適合性原則 | なし | なし | なし |
| | 不招請勧誘規制 | **あり**(16CFR§310) | **あり**<br>（COB3.8.4～3.8.5、COB3.8.8、COB3.8.11、COB3.8.15） | **あり**<br>（プライバシーと電子通信に関する指令§13） |
| | 広告規制 | **あり**（12CFR230.8） | | **あり**（誤認広告指令） |
| | クーリングオフ | なし | **遠隔地契約の場合あり**<br>（COB6.7、SI2004/2095 §9） | **遠隔地契約の場合あり**<br>（遠隔地販売指令§6） |
| 保険[6] [7] | 誠実・公正義務 | **あり**(§2123) | **あり**（ICOB2） | なし |
| | 顧客への情報提供義務 | **あり**<br>（§3209） | **あり**<br>（ICOB5） | **あり**<br>（保険指令§36、保険仲介者指令§12） |
| | 手数料開示義務 | なし | **あり**（ICOB5.5.14） | なし |
| | 適合性原則 | **あり**<br>（判例法） | **あり**<br>（ICOB4.3） | **あり**<br>（保険仲介者指令§12.2） |
| | 不招請勧誘規制 | なし | なし | なし |
| | 広告規制 | **あり**<br>（§2122、規則 34-A） | **あり**<br>（ICOB3） | **あり**<br>（誤認広告指令） |
| | クーリングオフ | **あり**（§3203(a)(11)） | **あり**（ICOB6） | **あり**（保険指令§35） |
| 信託 | 誠実・公正義務 | **あり**（判例法） | **あり**（判例法） | － |
| | 顧客への情報提供義務 | **あり**（判例法） | **あり**（判例法） | |
| | 手数料開示義務 | なし | なし | |
| | 適合性原則 | なし | なし | |
| | 不招請勧誘規制 | なし | なし | |
| | 広告規制 | なし | なし | |
| | クーリングオフ | なし | なし | |

[4] 加盟国は、消費者が契約後 14 日以内であれば特段の理由がなくてもペナルティーなしに解約できるようにすべきとしている。但し、生命保険と個人年金は 30 日以内まで解約可能としている。

[5] 米国に関しては、州法銀行については州ごとに異なる規制がなされているが、基本的には連邦法第 12 編の規定に準拠していることから、本表では国法銀行に対する規制をまとめた。

[6] 米国に関しては、ニューヨーク州保険法における規制をまとめた。カッコ内の条文番号もニューヨーク州保険法のものである。

[7] 英国における保険商品に対する販売規制は、保障性保険と投資性・貯蓄性保険とで異なっており、前者は保険用行動規範（ICOB）が適用されるのに対して、後者は証券と同様の行動規範（COB）が適用される。ここでは、ICOB に基づく一般的な保険商品に対する販売規制をまとめた。

# 主要国等における適合性の原則

## 米国

### ● NASD（全米証券業協会）規則

2310. 顧客に対する推奨（適合性）

（a） 会員は、顧客に証券の購入、売却又は交換を推奨する際には、他の証券保有並びに財務の状況及びニーズに関する当該顧客により開示された事実がある場合には、その事実に基づいて、推奨が当該顧客に適合的であると信じるにつき合理的根拠を有しなければならない。

（b） 会員は、投資がマネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドに限定される顧客との取引を除き、機関投資家でない顧客に推奨した取引の執行に先立って、以下に関する情報を入手するために合理的な努力を払わなければならない。

（1） 顧客の財務状態

（2） 顧客の税務状態

（3） 顧客の投資目的

（4） 顧客に推奨を行う際に会員又は登録代理人により利用され又は合理的と考えられる他の情報

## 英国

### ● COB（Conduct of Business）

COB5.3.4.G 目的

原則9（顧客：信頼関係）は、業者に対し、助言及び一任取引を行うに際し、適合性が確保されるよう合理的な注意を払うことを要請するものである。この節の目的は、当該要請を敷衍するものである。業者が取るべき手続は、一般顧客のニーズと優先順位、提供される投資やサービスの種別及び業者と一般顧客との間の関係（とりわけ、業者が個人向け推奨を行うのか、一任取引を行う運用業者としての業務を行うか）によって、大きく変わりうる性格のものである。

COB5.3.5.R 適合性についての一般原則

（1） 指定投資業務に従事する場合において、以下に該当する場合には、業者は投資又は取引に関する助言が顧客にとって適合的であることを確保するために、合

理的な手続をとらなければならない。

（a） 以下の行為を行うために個人顧客に対して個別の推奨を行う場合

（ｉ） 指定投資物件の売買、出資又は引受け（又はそのような投資によって得られた権利の行使）

（ii） 収益払戻しの選択

（iii） 企業年金制度からの脱退又は年金乗換え契約の締結

(b) 個人顧客にとって一任勘定取引の効果を有する場合（(5)に規定する場合を除く）

（c） 法人顧客又は市場参加者に対して生命保険に加入するための個別の推奨を行う場合

COB5.3.14.R 適合性レターに関する要件

（1） COB5.3.19.R に規定する適用除外を受けない限り、生命保険に関連した個別の推奨を行う業者は、生命保険に係る既存の顧客及び見込み顧客に対して、契約の締結に先立って、適合性レターを交付しなければならない。

COB5.3.16.R

COB5.3.14 に規定する適合性レターは、以下の内容を含まなければならない。

（1） 顧客の人的・財産的状況を考慮した結果、当該取引が当該顧客にとって適合的であると業者が判断した理由

（2） 当該取引により生じる主な結果及び生じうる不利益についての概要

（3）（a） ステークホルダー年金制度ではない個人年金制度の場合には、当該個人年金制度が、ステークホルダー年金制度と比較して少なくとも同程度に適合的であると判断した理由に関する説明

（b） 自由選択型任意付加年金の場合

（ｉ） 顧客がステークホルダー年金制度の選択肢を有している場合には、業者が推奨した契約が、ステークホルダー年金、他の任意付加年金又は利用可能な企業年金制度に対する追加出資と比較して、少なくとも顧客にとって同程度に適合的であると判断した理由に関する説明

（ii） 顧客がステークホルダー年金制度の選択肢を有していない場合には、業者が推奨した契約が、他の任意付加年金又は利用可能な企業年金制度に対する追加出資と比較して、少なくとも顧客にとって同程度に適合的であると判断した理由に関する説明

（4） 推奨された商品に関して助言することについて、業者から権限を与えられている個人の特定

（5） 推奨された商品が、COB4.3.3R（1）に従って交付される当該業者の初期開示文書において、第 6 章において識別される商品提供者（関連する場合は、当該提供者のグループ企業）によるものである場合は、第 6 章又は当該業者の連結初期開示文書として第 6 章において与えられる情報

（6） COB5.3.8AR（パッケージ商品における適合性：推奨の範囲外）に基づいて業

者による推奨が行われる場合は、顧客にとって当該パッケージ商品が適合的であることについての理由を含む、会社の事業範囲外である当該パッケージ商品を推奨した理由に関する説明

COB5.3.30.G 適合性レターの内容に関するガイダンス
序文

1. COB5.3.14R においては、個人顧客に提供される商品に関連する推奨については、書面による説明が求められている。通常、これは「適合性レター」と称されているが、必ずしもレターという形式をとる必要はなく、例えば、以下の文書の一部であっても構わない。

（a） 顧客に対する取引報告書（明示的に提供される場合に限る）
（b） 事実確認書類（事実確認全体又は推奨部分のみの写しを顧客に交付することが可能）；仮に写しが送付される場合は、明確に文字が判別できるものでなければならない。

2. その目的を達成するために、適合性レターにおいては、当該推奨が、顧客に関する以下の点を考慮した結果、当該顧客にとって適合的であるとみなされた理由について簡潔かつ明確に説明しなければならない。

（a） 顧客の人的・財産的状況
（b） 事実確認プロセスにおいて確認された顧客のニーズ又は優先順位
（c） 推奨が関係する分野における顧客のリスクに対する態度

EU

● 金融商品市場指令

第 19 条（顧客に投資サービスを提供する場合の行為規則）

4. 投資サービス会社は、投資助言又はポートフォリオ運用について提供する場合、顧客（潜在顧客を含む。）にとって適合的な投資サービス又は金融商品を推奨することができるように、特定の商品又はサービスに関連する投資分野における顧客の知識及び経験、財務状況並びに投資目的に関する必要な情報を得なければならない。
5. 加盟国は、投資サービス会社が第 4 項に規定するもの以外の投資サービスを提供するとき、投資サービス会社が提供しようとする投資サービス又は商品が顧客にとって適当なものであるかどうかを確認することができるように、顧客が勧誘され、又は顧客から求められる特定の商品又はサービスに関連する投資分野における顧客の知識及び経験に関する情報について、顧客に情報を提供するよう求めることを確保しなければならない。

前サブパラグラフの規定により入手した情報に基づいて、投資商品又は投資サービスが顧客にとって適当ではないと投資サービス会社が判断する場合には、投資サービス会社は当該顧客に対して警告を行わなければならない。当該警告は、定型化されたフォーマットで提供することができる。

顧客が冒頭サブパラグラフに規定する情報を提供しないことを選択した場合、又は知識及び経験について不十分な情報を提供する場合、投資サービス会社は、提供しようとする投資サービス又は投資商品が顧客にとって適当であるかどうかを判断できない旨顧客に対して警告を行わなければならない。当該警告は、定型化されたフォーマットで提供することができる。

（原語）

## 米国

### ● NASD（全米証券業協会）規則

2310. Recommendations to Customers (Suitability)

(a) In recommending to a customer the purchase, sale or exchange of any security, a member shall have reasonable grounds for believing that the recommendation is suitable for such customer upon the basis of the facts, if any, disclosed by such customer as to his other security holdings and as to his financial situation and needs.

(b) Prior to the execution of a transaction recommended to a non-institutional customer, other than transactions with customers where investments are limited to money market mutual funds, a member shall make reasonable efforts to obtain information concerning:

（1） the customer's financial status;

（2） the customer's tax status;

（3） the customer's investment objectives; and

（4） such other information used or considered to be reasonable by such member or registered representative in making recommendations to the customer.

## 英国

### ● COB（Conduct of Business）

COB5.3.4.G Purpose

Principle 9 (Customers: relationships of trust) requires a firm to take reasonable care to ensure the suitability of its advice and discretionary decisions. The purpose of this section is to amplify this requirement. The nature of the steps firms need to take will vary greatly, depending on the needs and priorities of the private customer, the type of investment or service being offered, and the nature of the relationship between the firm and the private customer and, in particular, whether the firm is giving a personal recommendation or acting as a discretionary investment manager.

COB5.3.5.R Requirement for suitability generally

(1) A firm must take reasonable steps to ensure that, if in the course of designated investment business:

(a) it makes any personal recommendation to a private customer to:

(i) buy, sell, subscribe for or underwrite a designated investment (or to exercise any right conferred by such an investment to do so): or

(ii) elect to make income withdrawals; or

(iii) enter into a pension transfer or pension opt-out from an occupational pension scheme; or

(b) it effects a discretionary transaction for a private customer (except as in (5)); or

(c) it makes a personal recommendation to an intermediate customer or a market counterparty to take out a life policy;

the advice on investments or transaction is suitable for the client.

COB 5.3.14.R Requirement for a suitability letter: other specific requirements

(1) A firm that gives a personal recommendation, in relation to a life policy, to a person who is a policyholder or a prospective policyholder of a life policy, must provide the person with a suitability letter prior to the conclusion of the contract, unless one of the exceptions in COB 5.3.19 R applies.

COB 5.3.16.R The suitability letter in COB 5.3.14 R must:

(1) explain why the firm has concluded that the transaction is suitable for the customer, having regard to his personal and financial circumstances;

(2) contain a summary of the main consequences and any possible disadvantages of the transaction;

(3)(a) in the case of a personal pension scheme which is not a stakeholder pension scheme, explain the reasons why the firm considers the personal pension scheme to be at least as suitable as a stakeholder pension scheme;

(b) in the case of an FSAVC

(i) if the customer has the alternative of a stakeholder pension scheme, explain the reasons why the firm considers the recommended contract to be at least as suitable as a stakeholder pension scheme or as any additional voluntary contribution (AVC) or the facility to make additional contributions to the occupational pension scheme which may be available; or

(ii) if the customer does not have the alternative of a stakeholder pension scheme, explain the reasons why the firm considers the recommended contract to be at least as suitable as any AVC or the facility to make additional contributions to the occupational pension scheme which may be available;

(4) identify the individual who is authorised by the firm to advise on the type of product that has been recommended;

(5) if the recommended product is from a product provider (or if relevant, an undertaking in the immediate group of that provider) which is identified in section 6 of the firm'sinitial disclosure document given in accordance with COB 4.3.3R (1),

include the information given in section 6 or in section 6 of the firm's combined initial disclosure document; and

(6) in the case of a recommendation by a firm under COB 5.3.8A R (Suitability of packaged products: out-of-range recommendations) explain why it has recommended a packaged product outside the firm'srange of packaged products, including why it is suitable for the customer.

COB 5.3.30.G Guidance on the contents of suitability letters.

Introduction

1. COB 5.3.14 R requires a written explanation of a recommendation relating to a product to be provided to a private customer. This is commonly referred to as 'the suitability letter' although it does not need to take the form of a letter, for example it might form part of:
   (a) financial report to the customer (provided that it is prominent); or
   (b) a fact find document (a copy of the whole fact find or just the recommendation section could be given to the customer); if a copy of the fact find or the recommendation section is sent, the copy should be of sufficient quality to be clearly legible.
2. A suitability letter, to be successful, should explain simply and clearly why the recommendation is viewed as suitable having regard to the customer's:
   (a) personal and financial circumstances;
   (b) needs and priorities identified through the fact finding process;
   (c) attitude to risk in the area of need to which the recommendation relates.

EU

## ● 金融商品市場指令

Article 19

Conduct of business obligations when providing investment services to clients

4. When providing investment advice or portfolio management the investment firm shall obtain the necessary information regarding the client's or potential client's knowledge and experience in the investment field relevant to the specific type of product or service, his financial situation and his investment objectives so as to enable the firm to recommend to the client or potential client the investment services and financial instruments that are suitable for him.

5. Member States shall ensure that investment firms, when providing investment services other than those referred to in paragraph 4, ask the client or potential client to provide information regarding his knowledge and experience in the investment field relevant to the specific type of product or service offered or demanded so as to enable the investment firm to assess whether the investment service or product envisaged is appropriate for the client.

In case the investment firm considers, on the basis of the information received under the previous subparagraph, that the product or service is not appropriate to the client or potential client, the investment firm shall warn the client or potential client. This warning may be provided in a standardised format.

In cases where the client or potential client elects not to provide the information referred to under the first subparagraph, or where he provides insufficient information regarding his knowledge and experience, the investment firm shall warn the client or potential client that such a decision will not allow the firm to determine whether the service or product envisaged is appropriate for him. This warning may be provided in a standardised format.

# 米国ＳＥＣの取組み（手数料開示等）

１．　米国ＳＥＣは、2004 年 1 月、ブローカー・ディーラーがミューチュアル・ファンドや変額年金商品等を顧客に販売する際及び取引確認において、顧客に対してコスト及び利益相反に関する情報を提供するべき旨の規則案を提案。

２．　米国ＳＥＣは、上記提案のパブリック・コメントを踏まえ、2005 年 2 月に再提案。

３．　再提案では、まず、ブローカー・ディーラーは、顧客が対象商品を購入する前に一定の様式による書面を交付しなければならないとされている。当該様式では、投資額 1000 ドル、5 万ドル、10 万ドルの場合における販売時費用及び毎年の費用（販売費用・運用費用・その他費用）が示される。一方、販売が口頭のコミュニケーションで行われる場合（面読する場合を除く。）には、顧客に対して口頭で情報開示すれば足りるとされている。

４．　再提案では、販売時情報開示義務が適用除外される場合として、
① 特定の対象商品を再度購入する場合
② 機関投資家による購入
③ ブローカー・ディーラー又は投資顧問業者が投資について裁量を有する場合
④ 通信販売
を提案。

５．　取引確認についても開示が義務付けられているが、開示事項にはブローカー・ディーラーの報酬（compensation）が含まれている。ＳＥＣは、再提案で、ブローカー・ディーラーが報酬開示をインターネットを通して行う方法を提案。

Date: _____

# [B-D Name]

## Fees and our conflicts of interest for purchases of AAA Variable Annuity

**Ask before you buy**
We are required to tell you about fees and the conflicts of interest that may affect your decision to buy this variable annuity. Ask us to fill in the blanks below for details about the fees you must pay.

**Free look right**
You may be able to terminate your contract within the "free look" period and receive a refund of your payments or your contract value, which may be less. Ask us for details.

## Fees

### You pay when you buy

You pay a sales fee up front when you make a payment. The fee you pay is based on the amount of your payment.

**Do you want us to fill in the blanks for you?**
We must write in amounts for your payment at your request.

| Total payment amount | Estimated up front fee you pay | Your investment amount | Up front fee as % of your investment amount |
|---|---|---|---|
| $ | $ | $ | % |
| $1,000.00 | $63.50 | $936.50 | 6.79% |
| $50,000.00 | $3,175.00 | $46,825.00 | 6.79% |
| $100,000.00 | $6,350.00 | $93,650.00 | 6.79% |

### You pay when you sell

You pay a surrender charge if you withdraw money from your contract within a certain period of time. The charge is based on the amount you withdraw, and when you make the withdrawal. If you received a bonus credit, part of it will also be taken away. The surrender charge % will decline over time.

| Amount withdrawn | Estimated maximum surrender charge including bonus repayment | Maximum surrender charge % |
|---|---|---|
| $ | $ | 9.00% |
| $1,000.00 | $90.00 | 9.00% |
| $50,000.00 | $4,500.00 | 9.00% |
| $100,000.00 | $9,000.00 | 9.00% |

### You also pay each year

In addition to the surrender charge, you will pay ongoing fees every year you hold the contract. These fees will vary with the value of your contract, and may not be charged on assets held in the fixed account. You may also pay an annual contract charge of $45. Ask us for details.

For Each $1,000 of Contract Value, You Pay Each Year

| Type of Fee | Minimum You Would Pay | Maximum You Would Pay |
|---|---|---|
| Investment Option Fees | $5.50 (0.55%) | $22.50 (2.25%) |
| Insurance Charges | $18.00 (1.80%) | $25.00 (2.50%) |
| **Total Fees for $1,000** | **$23.50 (2.35%)** | **$47.50 (4.75%)** |
| $1,000.00 | $23.50 | $47.50 |
| $50,000.00 | $1,175.00 | $2,375.00 |
| $100,000.00 | $2,350.00 | $4,750.00 |

## Conflicts of interest

| | |
|---|---|
| Does the insurance company or its affiliates pay us extra to promote this product over other variable annuities? | YES |
| Do we pay our personnel more for selling this product than for selling other variable annuities we offer? | NO |

## Find out more

**Prospectuses**
You should consider all the costs, goals and risks associated with any variable annuity before you buy. Read about this information in the prospectus. We can provide you with a copy today, or you may obtain one by calling (800) 999-9999 or on line at www.aaaannuities.com/variable annuity/prospectus.

**Summary of special incentives**
Ask us for a summary of the special incentives we receive to sell this product. This information is not available in the prospectus. You can request this information by calling (800) 888-8888 or review it online at www.brokerwebsite.com/specialincentives

Attachment 7
Variable Annuity – Point of Sale

## Confirmation of your transaction
## AAA Variable Annuity

Name: David Smith
Account no: 2345-9911
Order date: October 28, 2004
Settlement date: October 28, 2004

### Details of your transaction

| | |
|---|---|
| Your payment: | $12,000.00 |
| Less up front sales fee you paid (6.35% of payment): | <762.50> |
| Equals investment amount before bonus | $11,237.50 |
| Plus bonus credit | $500.00 |
| Equals investment amount: | $11,737.50 |

This amount was allocated as follows:

| Name of Fund | Accumulation Unit Value | Number of Units | Dollar Value |
|---|---|---|---|
| Equity Fund | $24.50 | 346.939 | $8,500.00 |
| Bond Fund | $42.85 | 46.383 | $1,987.50 |
| AAA Insurance Fixed Account | | | $1,250.00 |
| | | Total | $11,737.50 |

### Fees

#### You paid when you bought

You paid a sales fee for your variable annuity up front when you purchased your contract.

| Your payment | Up front sales fee you paid | Investment amount before bonus | Up front fee as % of investment amount before bonus |
|---|---|---|---|
| $12,000.00 | $762.50 | $11,237.50 | 6.79% |

#### You also pay each year

You will pay ongoing fees every year you hold the contract. These fees will vary with the value of your contract, and may not be charged on assets held in the fixed account. Ask us for details.

| Investment value | | Estimated 1st year annual fees you will pay | Annual fee % |
|---|---|---|---|
| $11,737.50 | Investment Option Fees | $134.98 | 1.15% |
| | Insurance Charges | $234.75 | 2.00% |
| | Annual Contract Charge | $45.00 | |
| | Total | $414.73 | |

#### You will pay when you sell

You pay a surrender charge if you withdraw money from your contract within a certain period of time. The charge is based on the amount you withdraw, and when you make the withdrawal. If you received a bonus credit, part of it will also be taken away.

**You may be able to make a partial surrender of your contract without incurring a surrender charge; see the prospectus for details.**

This estimate assumes the value of your contract stays the same during the year. Your actual fees will vary based on the value of your contract at the time you surrender your contract.

| Investment value | If you surrender within | Back-end sales fee including bonus repayment | Back-end fee% |
|---|---|---|---|
| $11,737.50 | less than 1 years | $1056.33 | 9.00% |
| | from 1 to 2 years | $939.00 | 8.00% |
| | from 2 to 3 years | $821.63 | 7.00% |
| | from 3 to 4 years | $704.25 | 6.00% |
| | from 4 to 5 years | $586.88 | 5.00% |
| | from 5 to 6 years | $469.50 | 4.00% |
| | from 6 to 7 years | $352.13 | 3.00% |
| | from 7 to 8 years | $234.75 | 2.00% |
| | from 8 to 9 years | $117.38 | 1.00% |
| | more than 9 years | $0.00 | 0.00% |

### Conflicts of interest

| | |
|---|---|
| Does the insurance company or its affiliates pay us extra to promote this product over other variable annuities? | YES |
| Do we pay our personnel more for selling this product than for selling other variable annuities we offer? | NO |

You can request a summary of the special incentives we receive to sell this variable annuity by calling (800) 888-8888 or review it online at www.brokerwebsite.com/specialincentives.

Attachment 14
Variable Annuity – Confirmation

Date: _____

# [B-D Name]

## Fees you pay and our conflicts of interest for purchases of AAA Equity Fund – Class A shares (AAAEA)

**Ask before you buy**
We are required to tell you about fees and conflicts of interest that may affect your decision to buy shares of this fund. Ask us to fill in the blanks below for details about the fees you must pay.

**Volume discount**
You may qualify for fee discounts if you or members of your family hold other shares from this fund family, or if you agree to make additional purchases. Ask us for more information about these discounts.

## Fees

### You pay when you buy

You pay a sales fee for Class A shares when you purchase them — up front. The amount of the up front fee you pay is based on your total payment amount.

**Do you want us to fill in the blanks for you?**
We must write in amounts for your investment at your request.

| Total payment amount | Estimated up front fee you pay | Your investment amount | Up front fee as % of your investment amount |
|---|---|---|---|
| $ | $ | $ | % |
| $1,000.00 | $57.50 | $942.50 | 6.10% |
| $50,000.00 | $2,250.00 | $47,750.00 | 4.71% |
| $100,000.00 | $3,500.00 | $96,500.00 | 3.63% |

### You also pay each year

In addition to the up front sales fee, you will pay ongoing fees every year you hold shares in the fund. These fees are based on the value of your investment, and include:

| | |
|---|---|
| Distribution fees *(we receive all or almost all of the distribution fees)* | 0.25% |
| Management fees | 0.75% |
| Other expenses | 0.92% |
| **Total annual fee %** | **1.92%** |

**Do you want us to fill in the blanks for you?**
We must write in amounts for your investment at your request.
This estimate assumes the value of your investment does not change.

| Investment value | Estimated 1st year annual fees you pay | Annual fee % |
|---|---|---|
| $ | $ | 1.92% |
| $1,000.00 | $19.20 | 1.92% |
| $50,000.00 | $960.00 | 1.92% |
| $100,000.00 | $1,920.00 | 1.92% |

In addition, you pay each year:
**Account fee:** $100.00

## Conflicts of interest

| | |
|---|---|
| Does the fund or its affiliates pay us extra to promote this fund over other funds? | YES |
| Do we pay our personnel more for selling this fund than for selling other funds we offer? | NO |

## Find out more

**Fund prospectus**
You should consider all the costs, goals and risks associated with any fund before you buy. Read about this information in the fund prospectus. We can provide you with a copy today, or you may obtain one by calling (800) 999-9999 or on line at www.aaafunds.com/equityfund/prospectus.

**Summary of special incentives**
Ask us for a summary of the special incentives we receive to sell this fund. This information is not available in the fund prospectus. You can request this information by calling (800) 888-8888 or review it online at www.brokerwebsite.com/specialincentives.

Attachment 1
Mutual Fund Class A – Point of Sale

# Confirmation of your transaction
## AAA Equity Fund – Class A shares

| | |
|---|---|
| Name: | David Smith |
| Account no: | 2345-9911 |
| Order date: | October 28, 2004 |
| Settlement date: | October 28, 2004 |

### Details of your transaction

| | |
|---|---|
| Your total payment to purchase the fund: | $12,500.00 |
| Up front sales fee you paid: | $722.50 |
| Amount you invested in the fund: | $11,777.50 |
| Amount invested per share (Net Asset Value): | $23.11 |
| Number of shares bought: | 509.6279 |

### Fees

#### You paid when you bought

You paid a sales fee for your Class A shares up front when you purchased your shares. This fee pay was based on your total payment amount.

| Your total payment | Up front sales fee you paid | Your investment amount | Up front fee as % of your investment amount |
|---|---|---|---|
| $12,500.00 | $722.50 | $11,777.50 | 6.13% |

The up front fee % you paid differs from the up front fee % in the prospectus due to rounding. The up front fee % stated in the prospectus is 6.10%.

#### You also pay each year

In addition to the up front sales fee, you will pay ongoing fees every year you hold shares in the fund. These fees are based on the value of your investment, and include:

| | |
|---|---|
| Distribution fees *(we receive all or almost all of the distribution fees)* | 0.25% |
| Management fees | 0.75% |
| Other expenses | 0.92% |
| **Total annual fee %** | **1.92%** |

This estimate assumes the value of your investment stays the same. Your actual annual fees will depend on the value of your investment at the time the fee is calculated.

| Investment value | Estimated 1st year annual fees you will pay | Annual fee % |
|---|---|---|
| $11,777.50 | $226.13 | 1.92% |

### Conflicts of interest

| | |
|---|---|
| Does the fund or its affiliates pay us extra to promote this fund over other funds? | YES |
| Do we pay our personnel more for selling this fund than for selling other funds we offer? | NO |

You can request a summary of the special incentives we receive to sell this fund by calling (800) 888-8888 or review it on-line at www.brokerwebsite.com/specialincentives.

Attachment 8
Mutual Fund Class A – Confirmation

# 英国における手数料開示

１．英国では、投資信託や投資性・貯蓄性の保険商品などのパッケージ商品（packaged products）を販売する場合、販売業者に対して、「購入代金から差し引かれる諸費用（charges)」および「販売業者が製造業者から得る手数料（commission)」（以下、販売手数料）の額の開示が義務付けられている。

２．さらに、ＩＤＤ（Initial Disclosure Document)・ＣＩＤＤ（Combined Initial Disclosure Document）やＭＥＮＵ（Fees and Commission Statement）と呼ばれるＦＳＡが用意したフォームを用いて、「販売業者が顧客から得る手数料（fees)」および「販売手数料（commission)」の開示が義務付けられている。

３．特にＭＥＮＵでは、「販売業者が顧客から得る手数料（fees)」について、実額（または率）ベースでの開示が求められ、また、「販売手数料（commission)」については、商品グループごとの最高額（または率）に加え、市場平均（Market average）の開示が求められている。

４．一方、保障性の保険商品（non-investment insurance contract）については、保険仲介者は、ＩＤＤ等において「保険仲介者が顧客から得る手数料」の開示（実額ベース）が求められ、また、保険料等計算書（statement of price）においては「保険料に加えて保険仲介者を介して請求される手数料」の開示（実額ベース）が求められる。

ただし、「販売手数料（commission)」については、法人顧客が請求してきた場合を除いて開示義務はない。

以　上

4. Version 3 - *fee* or *commission* (or *equivalent*) template in accordance with *COB* 4.3.11R.

**[Note 1]**

keyfacts **about the cost of our services** ABC plc Financial Services

**[Note 2]**

**[Note 3]** Last updated [22 October 2004]

[ABC Financial Services plc, 123 Any Street, Some Town, ST21 7QB] **[Note 4]**

## 1. The Financial Services Authority (FSA)

The FSA is the independent regulator of financial services. It requires us to give you this document when advising on some savings and investments. You may use this information to compare value for money, to shop around and to decide which firm to use.

## 2. Our services **[Note 5]**

We offer an initial discussion (without charge) when we will describe our services more fully and explain the payment options. If you decide to go ahead, we will:

- gather and analyse personal information about you, your finances, your needs and objectives;
- recommend and discuss any action we think you should take and, with your agreement, arrange relevant investments for you.

## 3. What are your payment options? **[Note 6a]**

Not all firms charge for advice in the same way. We will discuss your payment options with you and answer any questions you have. We will not charge you anything until you have agreed how we are to be paid. **We have ticked the payment options we offer**.

**Paying by fee**. Whether you buy a product or not, you will pay us a fee for our advice and services. If we also receive commission from the product provider when you buy a product, we will pass on the full value of that commission to you in one or more ways. For example, we could reduce our fee; or reduce your product charges; or increase your investment amount; or refund the commission to you. **[Note 6(b),(c),(d)]**

**Paying by commission** (or **product charges**). If you buy a financial product, we will normally receive commission on the sale from the product provider. Although you pay nothing up front, that does not mean our service is free. You still pay us indirectly through product charges. Product charges pay for the product provider's own costs and any commission. These charges reduce the amount left for investment. If you buy direct, the product charges could be the same as when buying through an adviser, or they could be higher or lower. We will tell you how much the commission will be before you complete an investment, but you may ask for this information earlier. **[Note 6(e)]**

## 4. How much might our services cost? [Note 7] [Note 8]

### If you choose the fee option

We will agree the rate we will charge before beginning work. We will tell you if you have to pay VAT. **[Note 9]**

Our typical charges are: **[Note 10]**

| | |
|---|---|
| Principal/Director/Partner | **£150-200 per hour** |
| Financial adviser | **£100-150 per hour** |
| Administration | **£25 per hour** |

You may ask us for an estimate of how much in total we might charge. You may also ask us not to exceed a given amount without checking with you first. **[Note 9]**

### If you choose the commission option

Tables 1 and 2 show examples of the amounts of commission we could receive (or the equivalent we earn through product charges) and compare those amounts with the market average (see notes 1 & 2 at the end of this section 4).

The amounts vary according to: the type of product, the amount you invest, and (sometimes) how long you invest for, or your age when you start the product. We will confirm the actual amount to you before you buy a product.

### Table 1 - Commission if you invest monthly [Notes 12-17]

| Products | Example term or age | Comparison of costs | | Example based on £100 per month |
|---|---|---|---|---|
| | | *Our maximum* | *Market average* | *This shows the maximum costs of our sales and advice for a monthly investment or premium of £100, ignoring any changes in fund value* |
| **Savings and investments** | | | | |
| **Collective investments (eg unit trusts)** | Any | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |
| **Endowments** | 10 year term | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |
| **Protection** | | | | |
| **Whole of life assurance** | Age 40 | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |
| **Saving for retirement** | | | | |
| **Personal and Stakeholder pensions** | 25 year term | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |
| | 10 year term | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |

## Table 2 - Commission if you invest a lump sum [Notes 12-17]

| Products | Example term or age | Comparison of costs | | Example based on £10 000 lump sum |
|---|---|---|---|---|
| | | *Our maximum* | *Market average* | *This shows the maximum costs of our sales and advice for a lump sum investment of £10 000, ignoring any changes in fund value* |
| **Savings and investments** | | | | |
| **Collective investments (eg unit trusts)** | Any | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |
| **Investment bond** | Any | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |
| **Saving for retirement** | | | | |
| **Personal and Stakeholder pensions** | Any | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |
| **At retirement** | | | | |
| **Annuities** | Any | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |
| **Income drawdown** | Any | **[Note 18]** | **[Note 19]** | **[Note 20]** |

**Notes**:

1. The market average figures are calculated by the FSA using actual data from a representative sample of regulated firms and are shown in a way that you may compare with our own maximum rates. The market average figures will be updated by the FSA from time to time based on new data.
2. Where a firm sells its own products it must calculate its figures according to FSA guidelines. **[Note 21]**

---

## 5. Further information [Note 22]

If you need any more help or information

- ask your adviser; or
- visit www.fsa.gov.uk/consumer.

**[Note 23]**

**[Note 3]** Last updated [22 October 2004]

# 貯蓄現在高階級別世帯分布（平成 16 年）

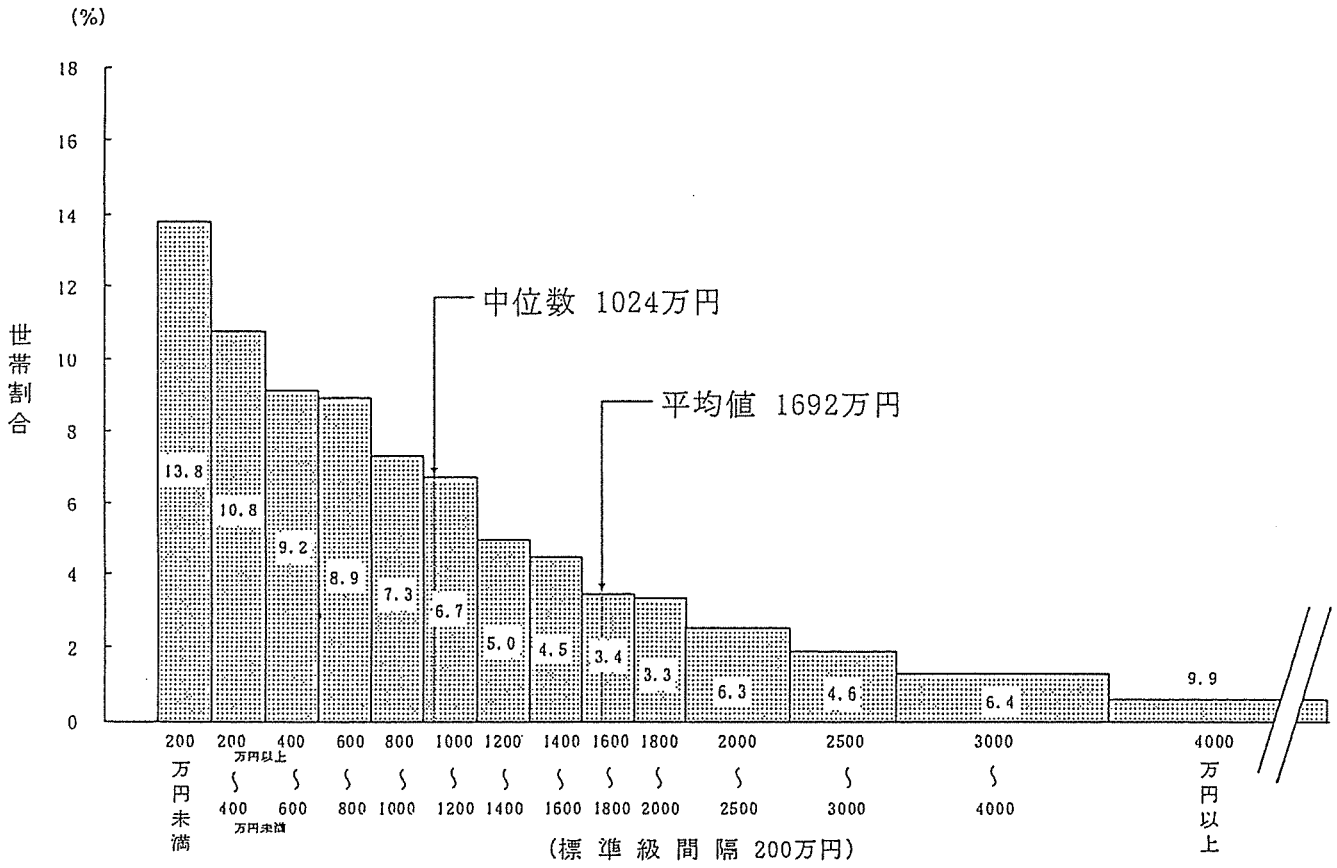


（注）　「貯蓄」には、預貯金（通貨性預貯金、定期性預貯金）、生命保険、有価証券（株式・株式投資信託、貸付信託・金銭信託、債券・公社債投資信託）等が含まれる。

【出典】家計調査年報平成 16 年（総務省統計局）

# 金融資産保有額階級別世帯分布（平成16年）

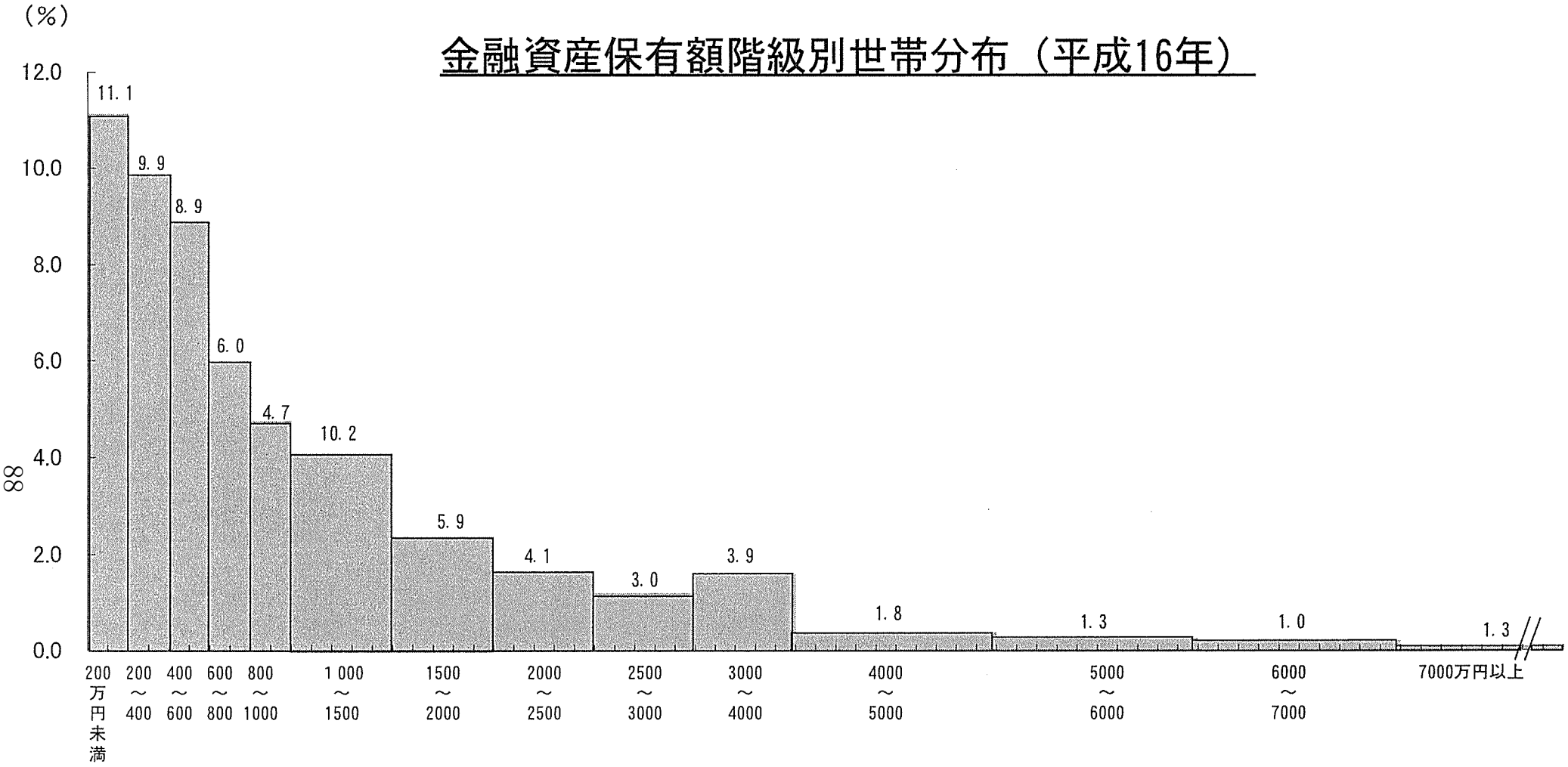


（注）金融資産には、預貯金、郵便貯金、金銭信託・貸付信託、生命保険・簡易保険、損害保険、個人年金保険、債券、株式、投資信託、財形貯蓄、その他金融商品が含まれる。

【出典】家計の金融資産に関する世論調査（金融広報中央委員会）

# 個人金融資産の分布の推計（平成１５年度）

（総世帯数　4,820万世帯）

（個人金融資産総計　1,057兆円）

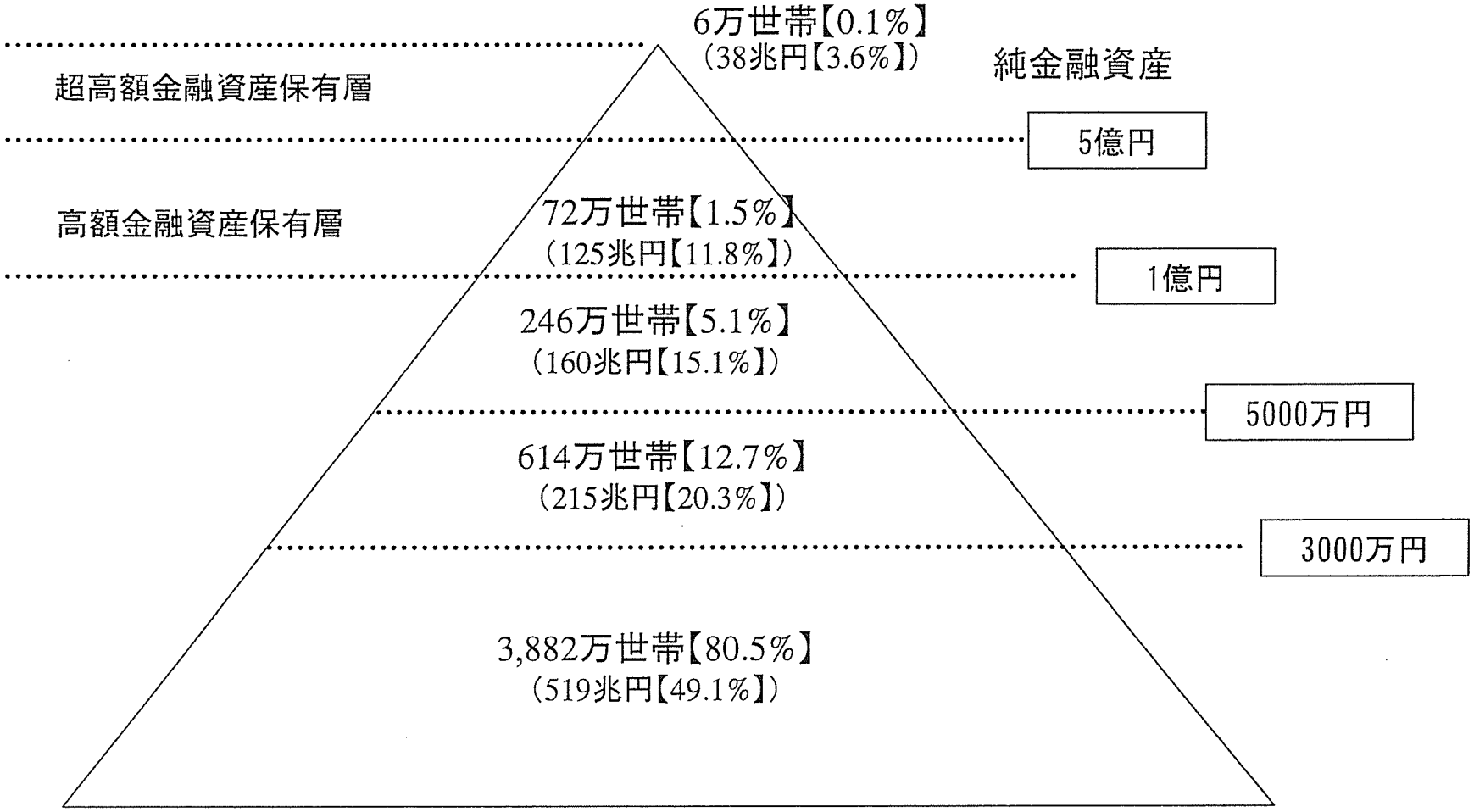


【出典】野村総合研究所による推計（「新たな富裕層マーケティング」知的資産創造（2004年8月号））
【備考】ここでの金融資産は通常個人が金融資産とは認識しない金融商品（年金準備金等）を除く。

# 適格機関投資家

- 証券会社(239)
- 外国証券会社の支店(41)
- 投資信託委託業者(105)
- 投資法人(36)
- 外国投資法人(329)
- 銀行(223)
- 保険会社(61)
- 外国保険会社等(26)
- 信用金庫・信用金庫連合会(298)
- 労働金庫・労働金庫連合会(14)
- 農林中央金庫(1)
- 商工組合中央金庫(1)
- 信用協同組合・信用協同組合連合会(176)
- 農業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れ等をすることができるもの)(45)
- 投資一任契約業務に係る認可を受けた投資顧問業者(139)
- 日本郵政公社法に規定する郵便貯金資金・簡易生命保険資金の管理・運用者(2)
- 財政融資資金の管理・運用者(1)
- 年金資金運用基金(1)
- 国際協力銀行(1)
- 日本政策投資銀行(1)
- 農業協同組合・漁業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れをすることができるもののうち金融庁長官が指定するもの)(161)
- 短資会社(有価証券の売買等に係る登録を受けたもの)(3)
- ベンチャー・キャピタル会社(株式を取得することによりその会社の事業に必要な資金を供給する業務等を行うことが定款で定められている株式会社で最近事業年度末における資本金が5億円以上であるもの)のうち金融庁長官に届出を行った者(9)
- 投資事業有限責任組合(543)
- 厚生年金基金(最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表における資産勘定の合計の額から負債勘定の合計の額を控除した額が100億円以上であるもの)のうち金融庁長官に届出を行ったもの及び企業年金連合会(1)
- 民間都市開発推進機構(国土交通大臣の承認により民間都市再生事業として社債等を取得することにより資金援助を行う場合)(1)
- 株式会社産業再生機構(1)
- 有価証券報告書を提出している内国会社(貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の合計金額が100億円以上であるもの)で金融庁長官に届出を行った者(18)
- 外国の銀行、証券会社、保険会社等で金融庁長官に届出を行った者(9)
- 外国政府、政府機関、中央銀行等で金融庁長官に届出を行った者(0)
- 外国の事業会社で金融庁長官に届出を行った者(0)

(注1) ( )内の数は17年9月末時点(投資事業有限責任組合については17年3月末時点)の者数。合計2, 486者

# 商法特例法上及び証券取引法上の監査の対象

（平成16年３月末）

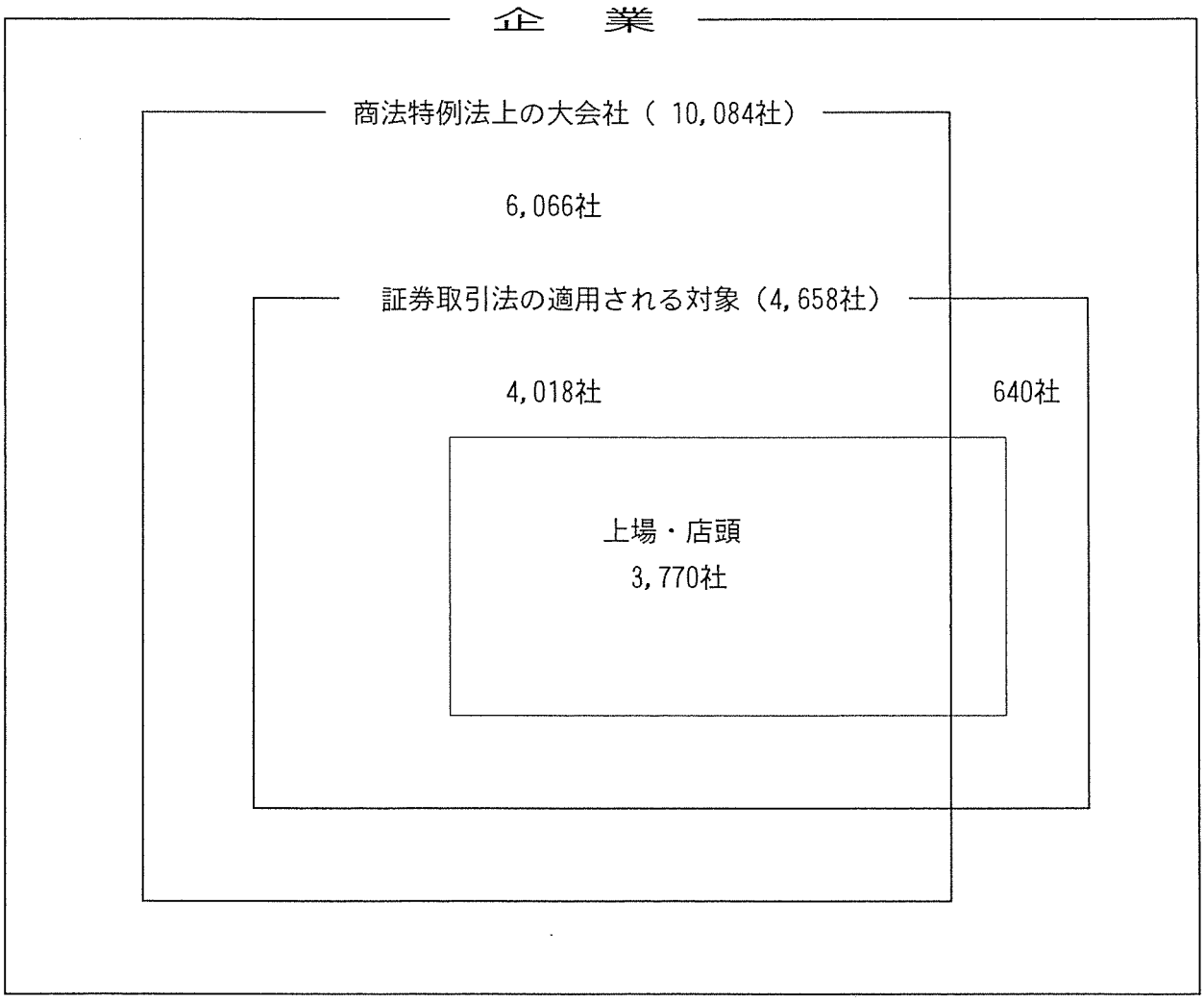


（注）　被監査対象

１．商法特例法
資本金５億円以上又は負債総額２００億円以上の株式会社

２．証券取引法
①　証券取引所に上場されている有価証券の発行会社
②　店頭に登録されている有価証券の発行会社
③　有価証券の発行等に関し有価証券届出書を提出した会社（注）
④　当該会社が発行した株券等につき、過去５年間の事業年度のいずれかの末日における所有者の数が500人以上である資本金５億円以上の会社
（注）有価証券の取得等の申込みの勧誘を50名以上の者に行う場合で、原則として、発行価格の総額が１億円以上となる場合、当該有価証券の発行者は、有価証券届出書を提出しなければならない。

３．証券取引法が適用される会社（4,658社）の上場区分別内訳

| | |
|---|---|
| 上場・店頭 | 3,770 |
| 非上場 | 888 |

## 資本金階級別法人数

| 資本金額 | 100万円未満 | 100万円以上200万円未満 | 200万円以上500万円未満 | 500万円以上1000万円未満 | 1000万円以上2000万円未満 | 2000万円以上5000万円未満 | 5000万円以上1億円未満 | 1億円以上5億円未満 | 5億円以上10億円未満 | 10億円以上50億円未満 | 50億円以上100億円未満 | 100億円以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法人数 | 32,429 | 12,210 | 1,200,342 | 329,181 | 914,123 | 225,623 | 56,302 | 29,662 | 2,803 | 4,673 | 1,016 | 1,327 |
| 比率 | 1.15% | 0.43% | 42.72% | 11.72% | 32.53% | 8.03% | 2.00% | 1.06% | 0.10% | 0.17% | 0.04% | 0.05% |
| 法人数（累計） | 2,809,691 | 2,777,262 | 2,765,052 | 1,564,710 | 1,235,529 | 321,406 | 95,783 | 39,481 | 9,819 | 7,016 | 2,343 | 1,327 |
| 比率（累計） | 100.00% | 98.85% | 98.41% | 55.69% | 43.97% | 11.44% | 3.41% | 1.41% | 0.35% | 0.25% | 0.08% | 0.05% |

※　累計は最高額の区分（「100億円以上」欄）から低額の区分の方向に順次加算。

※　参考資料：平成16年度税務統計（法人税）速報

※　平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分について平成17年6月30日現在で作成

## 我が国法制におけるプロとアマの区分の例

| | 販売・勧誘 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 証券取引法 | 金融商品販売法 | 金融先物取引法 | 投資信託・法人法 | 商品ファンド法 | 不動産特定共同事業法 |
| 切りわけの対象となる事項 | 注文受注時の自己・委託の別の明示義務の適用除外 | ①重要事実についての説明をすることを要しない者<br>②勧誘方針の策定を要しない者 | ・プロのみ（一般顧客以外の者）を相手方として店頭金融先物取引を行う者は規制対象外<br>・一般顧客を相手方として店頭金融先物取引を行う業者がプロを相手方として同取引を行う場合、不招請勧誘の禁止、適合性原則等を適用除外 | 受益証券の譲渡の書面の交付等（事前承諾により、電子的方法による代替交付）の適用除外 | 商品投資契約等の成立前の書面の交付等、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項につき不実のことを告げる行為等の禁止の適用除外 | 不当な勧誘等の禁止、不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付等の適用除外 |
| 根拠条文 | 法第38条<br>施行令第15条の４の２ | ①法第３条第４項、施行令第８条<br>②法第８条第１項、施行令第９条 | 法第２条第11項<br>施行規則第１条 | 法第２条第14項<br>証券取引法第２条第３項<br>証券取引法定義府令第４条 | 法第46条<br>業務に関する命令第８条 | 法第46条の２<br>施行規則第31条 |
| プロにあたるもの | （対象から除かれる者）<br>・証券会社<br>・外国証券会社の国内の支店<br>・投資信託委託業者<br>・投資法人<br>・外国証券投資法人<br>・銀行<br>・保険会社<br>・外国保険会社等<br>・信用金庫<br>・信用金庫連合会<br>・労働金庫<br>・労働金庫連合会<br>・農林中央金庫<br>・商工組合中央金庫<br>・信用協同組合<br>・信用協同組合連合会<br>・（一定の要件を満たす）農業協同組合<br>・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会<br>・認可投資顧問業者<br>・郵便貯金資金の管理運用者<br>・簡易生命保険資金の管理運用者<br>・財政融資資金の管理運用者<br>・年金資金運用基金<br>・国際協力銀行<br>・日本政策投資銀行<br>・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会<br>・資本金５億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの<br>・投資事業有限責任組合<br>・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの<br>・厚生年金基金連合会<br>・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構<br>・産業再生機構<br>・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る）<br>・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る）<br>・保有有価証券が一定額以上（２年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの<br>・国又は地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人<br>・投資者保護基金<br>・日本銀行<br>・預金保険機構<br>・農水産業協同組合貯金保険機構<br>・保険契約者保護基金<br>・外国政府その他外国の法令上、上記に掲げる者に相当する者 | ①（金融商品販売業者等の説明義務の適用除外となる者）<br>・金融商品の販売等に関する専門知識及び経験を有する者として政令で定める者（金融商品販売業者等）<br>・重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合<br><br>②法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって国又は地方公共団体の全額出資に係る法人 | （一般顧客から除かれる者）<br>・金融先物取引業者<br>・証券会社<br>・外国証券会社の国内の支店<br>・投資信託委託業者<br>・投資法人<br>・外国証券投資法人<br>・銀行<br>・保険会社<br>・外国保険会社等<br>・信用金庫<br>・信用金庫連合会<br>・労働金庫<br>・労働金庫連合会<br>・農林中央金庫<br>・商工組合中央金庫<br>・信用協同組合<br>・信用協同組合連合会<br>・（一定の要件を満たす）農業協同組合<br>・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会<br>・認可投資顧問業者<br>・郵便貯金資金の管理運用者<br>・簡易生命保険資金の管理運用者<br>・財政融資資金の管理運用者<br>・年金資金運用基金<br>・国際協力銀行<br>・日本政策投資銀行<br>・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会<br>・資本金５億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの<br>・投資事業有限責任組合<br>・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの<br>・厚生年金基金連合会<br>・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構<br>・産業再生機構<br>・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る）<br>・保有有価証券が一定額以上（２年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの<br>・外国の法令上、上記に相当する者<br>・資本金３千万円以上の株式会社<br>・資本金３千万円相当以上の株式会社と同種類の外国法人<br>・特定資本の額が３千万円以上の特定目的会社 | （適格機関投資家）<br>・証券会社<br>・外国証券会社の国内の支店<br>・投資信託委託業者<br>・投資法人<br>・外国証券投資法人<br>・銀行<br>・保険会社<br>・外国保険会社等<br>・信用金庫<br>・信用金庫連合会<br>・労働金庫<br>・労働金庫連合会<br>・農林中央金庫<br>・商工組合中央金庫<br>・信用協同組合<br>・信用協同組合連合会<br>・（一定の要件を満たす）農業協同組合<br>・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会<br>・認可投資顧問業者<br>・郵便貯金資金の管理運用者<br>・簡易生命保険資金の管理運用者<br>・財政融資資金の管理運用者<br>・年金資金運用基金<br>・国際協力銀行<br>・日本政策投資銀行<br>・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会<br>・資本金５億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの<br>・投資事業有限責任組合<br>・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの<br>・厚生年金基金連合会<br>・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構<br>・産業再生機構<br>・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る）<br>・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る）<br>・保有有価証券が一定額以上（２年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの | ・証券会社<br>・外国証券会社<br>・投資信託委託業者<br>・銀行<br>・保険会社<br>・外国保険会社等<br>・信用金庫<br>・信用金庫連合会<br>・労働金庫<br>・労働金庫連合会<br>・農林中央金庫<br>・商工組合中央金庫<br>・信用協同組合<br>・信用協同組合連合会<br>・（一定の要件を満たす）農業協同組合<br>・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会<br>・有価証券に係る投資顧問業者<br>・（一定の要件を満たす）漁業協同組合<br>・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会<br>・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合<br>・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合連合会<br>・信託会社<br>・抵当証券業者<br>・商品取引員<br>・金融先物取引業者<br>・商品投資販売業者<br>・商品投資顧問業者<br>・資本金５億円以上の株式会社 | ・銀行<br>・保険会社<br>・外国保険会社等<br>・信用金庫<br>・信用金庫連合会<br>・労働金庫連合会<br>・農林中央金庫<br>・商工組合中央金庫<br>・信用協同組合<br>・信用協同組合連合会<br>・（一定の要件を満たす）農業協同組合<br>・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会<br>・信託会社<br>・不動産特定共同事業者<br>・資本金５億円以上の株式会社 |

# 米・英・ＥＵのプロ・アマ区分

● 開示規制の局面

（１）プロに該当する者

| | 米国 | | 英国 | ＥＵ |
|---|---|---|---|---|
| | 証券法 | 投資会社法 | 金融サービス市場法 | ＥＵ目論見書指令 |
| プロ | **・自衛力認定投資家**<br>(accredited investors)<br>① 銀行・証券業者・保険会社・投資会社又は$500万超の総資産を有する従業員給付制度<br>② 投資会社法に定められる私的事業育成会社<br>③ 慈善または教育機関等の非営利組織、法人、ビジネストラスト、パートナーシップで発行証券の取得といった特定の目的で組成された以外のもので資産$500万を超えるもの<br>④ 発行者の取締役、役員またはゼネラル・パートナー<br>⑤ 単独又は配偶者と合算した純資産が$100万を超えるもの<br>⑥ 直近2年の年収が$20万を超える個人またその配偶者の年収の合計が$30万以上であり当該年度の年収がこれに達することを合理的に見込めるもの。<br>⑦ 投資に関する知識・経験がある者（sophisticated investors person）が運用している$500万を超える資産がある信託<br>⑧ 持分保有者が全て自衛力認定投資家である主体<br>（証券法規則501） | | | **・適格投資家**<br>(qualified investors)<br>① 証券市場で業務を行う上での認可及び監督を受ける法人（銀行、証券会社（investment firms）並びにその他の認可及び監督を受ける保険会社、集団投資スキーム及び当該スキームの管理会社、年金及びその管理会社、商品ディ―ラー<br>認可又は規制されていない企業目的が有価証券への投資のみの主体<br>② 中央及び地方の政府、中央銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関<br>③ 以下の3つのうち2つ以上の条件を満たす法人でない法人<br>・会計年度期間の平均従業員数が250人以下<br>・貸借対照表上の総資産 4300万ユーロ以下<br>・純売上 5000万ユーロ以下<br>④ 下記要件の2つ以上を満たし自ら適格投資家として認められることを希望する個人<br>・関連する市場において、過去4四半期の間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | **・適格機関購入者**<br>(qualified institutional buyer)<br>① 自己勘定または裁量権を持つ勘定により1億ドル以上の証券を保有し投資する次の主体：保険会社、投資会社、パートナーシップ、登録投資顧問会社、ERISAの従業員給付制度、州職員等のための制度、慈善または教育機関等の非営利組織、法人等<br>② 証券ディーラーで$1000万以上の証券を保有するもの<br>③ 他の適格機関投資家のために、リスクをとらない取引者として自己売買を行う証券ディーラー<br>④ 総額1億ドル以上の証券を保有する投資会社ファミリーの1部をなす投資会社<br>⑤ 全ての持分保有者が適格機関投資家で、自己又は他の適格機関投資家の計算で活動する主体<br>⑥ 銀行、貯蓄貸付組合等で1ドル億以上の証券を保有し、かつ純資産が2500万ドル以上のもの。<br>【証券法規則 144A】 | | | ・顧客の金融商品のポートフォリオ、（現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの）が50万ユーロ超である。<br>・顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも1年間金融セクターに勤務し、又は勤務した経験がある。<br>⑤ 一定の中小企業<br>(EU 目論見書指令第2条第1項(e)⑸) |

（２）効果

| | 米　　国 | | 英　　国 | Ｅ　　Ｕ |
|---|---|---|---|---|
| | 証　　券　　法 | 投　資　会　社　法 | 金融サービス市場法 | ＥＵ目論見書指令 |
| | ○　自衛力認定投資家を販売対象とする場合は、一定の条件下で、公募における登録義務が免除される。<br>（証券法4条、レギュレーションD＝証券法規則501～508）<br><br>○　非登録証券の転売は、適格機関投資家の間であれば回数等の制限なく行える。<br>（証券法規則 144A） | | | ○　「適格機関投資家」のみを販売対象とする場合は、目論見書の公表を要しない。<br>(EU目論見書指令第3条第2項(a)(b)) |

● 販売・勧誘ルールの局面

（１）プロ・中間層・アマ

| | 米国 | | 英国 | ＥＵ |
|---|---|---|---|---|
| | 証券法 | 投資会社法 | 金融サービス市場法 | ＥＵ金融商品市場指令 |
| プロ | | | **・市場相手先**<br>(market counterparty)<br>① 正式な政府<br>② 中央銀行<br>③ 国際機関<br>④ 集団投資スキーム以外の業者<br>⑤ 海外金融サービス機関など | **・適格取引先**<br>(eligible counterparties)<br>① 金融機関<br>② 保険会社<br>③ 集団投資スキーム及びその運用会社<br>④ 年金基金及びその運用会社　等<br>※ プロ顧客と重複するものあり。<br>(EU金融商品市場指令第24条) |

| | 米　　国 | | 英　　国 | E　　U |
|---|---|---|---|---|
| | 証　　券　　法 | 投　資　会　社　法 | 金融サービス市場法 | ＥＵ金融商品市場指令 |
| 中 間 層 | | | **・大規模中間層顧客**<br>（large intermediate customer）<br>①　資本金1000万ポンド以上のパートナーシップ（有限責任を除く）又は法人格なき社団<br>②　総資産1250万ユーロ、純取引高2500万ユーロ、年間の平均雇用者数250人のうち、2つの以上の条件を満たす法人<br>③　地方政府または公共機関<br>④　純資産1000万ポンド以上のパートナーシップ（有限責任を除く）または法人格なき社団<br>⑤　資産1000万ポンド以上の信託（職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームを除く）の受託者<br>⑥　加入メンバーが50人以上で、かつ管理資産が1000万ポンド以上の職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームの受託者<br>（COB4.1.12）<br>※　上記の大規模中間層顧客については、業者は、顧客の同意等が得られれば市場相手先として分類することができる。<br><br>**・中間層顧客**<br>（intermediate customer）<br>①　地方政府または公共機関 | **・プロ顧客**<br>（professional clients）<br>○　金融市場での営業に認可ないし規制が要求される主体。<br>①　金融機関<br>②　投資サービス業者<br>③　他の認可された又は規制された金融機関<br>④　保険会社<br>⑤　集合投資スキーム及び当該スキームの管理会社<br>⑥　年金基金及び当該基金の運用会社<br>⑦　商品及び商品デリバティブディーラー<br>⑧　ローカルズ<br>⑨　その他の機関投資家<br><br>○　会社ベースで以下の3つのうち2つ以上の規模条件を満たす企業<br>－貸借対照表上の総資産2000万ユーロ<br>－純売上　4000万ユーロ<br>－自己資本　200万ユーロ<br><br>○　国内及び地方政府、公債を管理する公共機関、中央銀行、世界銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関<br><br>○　その主な業務が金融商品の投資であるその他の機関投資家（資産の証 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ②　EEA国家やIOSCOメンバー国の上場法人<br>③　資本金500万ポンド以上の法人<br>④　純資産500万ポンド以上のパートナーシップ<br>⑤　資産1000万ポンド以上の信託の受託者<br>⑥　集団投資スキーム　等 | 券化及びその他金融取引を営む企業を含む。）<br>（EU金融商品市場指令付表ⅡのⅠ）<br><br>※　上記のものでも、自ら適切なリスクの評価・管理ができないと考える場合、より高いレベルの投資者保護を投資サービス業者に要求できる。 |

| | 米　　国 | | 英　　国 | E　　U |
|---|---|---|---|---|
| | 証　　券　　法 | 投　資　会　社　法 | 金融サービス市場法 | ＥＵ金融商品市場指令 |
| ア　　マ | | | **・一般顧客**<br>（private customer）<br>国内外問わず業者ではない個人、規制された集団投資スキームなどで、規則により中間層顧客、市場相手先に分類されない者（COB4.1.14）<br><br>専門的な知識・理解のある一般顧客（expert private customer）は合意により中間層顧客として分類されることが可能。その際には業者は以下の点を考慮しなければならない。<br>①　関連する市場及び指定投資物件に対する知識<br>②　関連する市場での取引期間及び取引頻度<br>③　取引規模<br>④　資産状況<br>（COB4.1.9～4.1.10）<br><br>業者は、市場相手先及び中間層顧客に分類されるものを一般顧客に分類することができるが、その場合には当該顧客に通知し、また、一般顧客と分類されることによって、必ずしもオンブズマン制度、補償基金制度の対象となるとは限らない旨、通知しなければならない。<br>（COB4.1.14） | **・リテール顧客**<br>（retail clients）<br>プロ顧客に該当しないものはリテール顧客となる。なお下記要件の2つ以上を満たすものは、要請によりプロ顧客としての扱いを受ける。<br>・関連する市場において、過去4四半期の間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。<br>・顧客の金融商品のポートフォリオ、（現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの）が50万ユーロ超である。<br>・顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも 1 年間金融セクターに勤務し、又は勤務した経験がある。 |

（２）効果

| | 米　　国 | | 英　　国 | Ｅ　　Ｕ |
|---|---|---|---|---|
| | 証　　券　　法 | 投　資　会　社　法 | 金融サービス市場法 | ＥＵ金融商品市場指令 |
| | | | ○　一般顧客にのみ適用される義務<br>・勧誘規制（例えば、不招請勧誘の禁止）（COB3）<br>・パッケージプロダクトに関する利益相反等の開示義務（COB5.1）<br>・顧客のリスク理解の確認等（COB5.4）<br>・手数料等の開示（COB5.7）<br>・業者による貸付（COB7.9）<br>・マージン規制（COB7.10）<br>・非上場株に関する流動性等の説明（COB7.11）<br><br>※　FSAハンドブックにおける金融商品の勧誘に係る規制は、中間層顧客および市場相手先に対する勧誘を原則適用除外としている。<br><br>○　中間層顧客に対して限定的又は修正されて適用される業者の義務<br>・取引報告書の交付義務（COB8.1）<br>・資産運用状況の定期報告義務（COB8.2）<br><br>○　中間層顧客に対しては修正して適用し得る業者の義務<br>・最良執行義務（COB7.5）<br>・保護預り（CAS9.1）<br>・デフォルト時の顧客資産返還義務（CAS9.3） | 適格取引先には、以下の投資家保護の規定は適用されない。<br>（EU金融商品市場指令第24条）<br><br>○　ビジネス上の行為規範<br>・顧客が商品の内容・リスクを十分に理解できる情報の提供<br>・顧客の資産状況・投資意向等の把握<br>・契約書類等の記録の保持<br>・取引報告<br>（EU金融商品市場指令第19条）<br><br>○　最良執行義務<br>顧客にとって最も好ましい結果を得られるような合理的なあらゆる手段を講ずる義務。<br>（EU金融商品市場指令第21条）<br><br>○　顧客注文の公正な取扱い<br>加盟国は、認可投資サービス業者に対し、他の顧客の注文又は取引需要と比較して、顧客注文の公平かつ迅速な執行を定める手続き及び措置を実施することを義務づけなければならない。<br>（EU金融商品市場指令第22条(Ⅰ)項）<br><br>適格投資家に対する証券の売付は EU 目論見指令の適用除外となる。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ※　パッケージプロダクトとは、生命保険、集団投資スキームの持分、インベストメント・トラスト等 | |

● 集団投資スキーム（ファンド）の取扱いの局面

（１）プロに該当する者

| | 米国 | | 英国 | ＥＵ |
|---|---|---|---|---|
| | 証券法 | 投資会社法 | 金融サービス市場法 | ＥＵ金融商品市場指令 |
| プロ | | **・適格購入者**<br>（qualified purchasers）<br>① $500万超の投資資産を有する個人<br>② $500万超の投資資産を有し、直接又は間接に、2人以上の親族関係にある者に保有されているもの又は2人以上の親族関係のある者のために保有されているもの<br>③ 発行証券の取得といった特定の目的で組成された以外の②に該当しないもので受託者等が当該信託の意思決定権を有し、かつ①、②、④の該当者が信託財産の委託者である信託<br>④ $2500万超の裁量権を持つ投資資産を保有又は投資し、自己又は他の適格購入者の計算で取引するもの<br>（投資会社法第２条(51)）<br>⑤ 投資知識を有する投資会社等のジェネラルパートナー等<br>（投資会社法規則 3C-5） | | |

（２）効果

| | 米　　国 | | 英　　国 | Ｅ　　Ｕ |
|---|---|---|---|---|
| | 証　　券　　法 | 投　資　会　社　法 | 金融サービス市場法 | ＥＵ金融商品市場指令 |
| | | ○　適格購入者のみを販売対象とし、その証券を公募しない、かつ、公募を企図していない場合は投資会社法の適用除外となる。<br>（投資会社法第３条(C)(7)） | | |

# 主要国等における集団投資スキームの規制

## 1．米国

### （1）仕組み規制

- 1940年投資会社法によって、投資会社は証券の販売・勧誘を行う場合にはSECへの登録を義務づけられている（同法7条）が、投資家が100人以下で証券の公募を行っていない場合、又は投資家が「適格購入者（qualified purchasers）」で証券の公募を行っていない場合には、適用除外（同法3条(c)項(1)号及び(7)号）。
- 投資会社の定義は、①主として証券への投資、再投資又は取引業務に従事している又は従事することを提案している発行者、②額面証書（face-amount certificates）の発行業務に従事している又は従事することを提案している発行者、③証券への投資、再投資、保有又は取引業務に従事している又は従事していることを提案し、かつ、その資産総額の40％超の投資証券（investment securities）を保有し又は取得することを提案している発行者（同法3条(a)）。

### （2）業規制

- 「証券（securities）」の定義には「投資契約（investment contract）」が含まれ、Howey 基準によって、もっぱら他者の努力によって収益を得ることを期待して共同事業（common enterprise）に資金を投資することと解されている。
- ブローカー・ディーラーについてSECへの登録義務（1934年証券取引所法15条(a)項）。ブローカーの定義は、他人の勘定で証券取引を行うことを業とする者（同法3条(a)項(4)号）。
- SECは、2004年10月の規則制定により、ヘッジファンド（運用資産2500万ドル以上かつ顧客が15人以上）のアドバイザーについて、1940年投資顧問法に基づくSECへの登録を義務付け（2006年2月施行）。なお、「投資家が2年以内に出資を償還することが認められていること」を要件とすることにより、長期のプライベート・エクイティ・ファンドやベンチャー・ファンドを除外することが意図されている。

## 2. 英国

### (1)仕組み規制

- 2000年金融サービス市場法(FSMA)の下、集団投資スキーム(collective investment scheme:認可ユニット・トラスト・スキーム、認可オープン・エンド投資会社及び認定海外スキーム)には、FSAの認可(authorization)又は認定(recognition)が必要(同法235条～283条)。この枠組みは、EUの投資信託指令(UCITS指令:Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities Directive)に基づくもの。
- 集団投資スキームの定義は、金銭を含むあらゆる種類の財産に関する取決めであって、その目的・効果が、財産の取得・保有・運用・処分等から生ずる利益・収入、又はその利益・収入から支払われる金額に参加し、又は受領することを可能とするものであり、①参加者の出資額及び参加者に対して支払われる利益・収入がプールされること、②財産は全体として運営者により又は運営者のために運営されていることのいずれか又は両方の特徴を有するもの(同法235条)。
- 集団投資スキームのうち、認可ユニット・トラスト・スキーム、認可オープン・エンド投資会社及び認定海外スキーム以外のものは、規制外スキーム(unregulated scheme)と定義(集団投資スキーム勧誘(適用除外)財務省令)。

### (2)業規制

- FSMAの下、集団投資スキームの設立は、規制業務(regulated activities)(規制業務財務省令51条)。
- FSMAの下、ファンドのマネージャーは、規制ファンドか規制外ファンドかを問わず、投資運用業(managing investments)(同財務省令37条)又は投資助言業(advising on investments)(同53条)として、FSAの許可(permission)が必要(FSMA20条、31条及び32条)。

### (3)行為規制(販売・勧誘ルール)

- FSAは、規制集団投資スキームのうち英国で組成されたものについて、認可ファンド(authorized fund)の概念の下、リテール顧客に販売可能なリテール・スキーム(UCITSスキーム及び non-UCITSリテール・スキーム)と洗練された投資家にのみ販売可能な適格投資家スキーム(qualified investor scheme)に区分(集団投資スキーム・ソースブック)。
- 規制外集団投資スキーム(unregulated collective investment scheme)についても、市場相手先(market counterparties)、中間層顧客(intermediate customers)、業者が当該ファンドの適合する(suitable)ことを確保するために

合理的な措置を講じた一般顧客（private customer）への勧誘が可能（FSMA 238条5項・6項、集団投資スキーム勧誘（適用除外）財務省令、FSA金融勧誘行為規範（COB：Conduct of Business））。

## 3. EU

### （1）仕組み規制

- 1985年制定のUCITS指令（改正によりUCITSIII と呼ばれている）の下、UCITS（共同ファンド、ユニット・トラスト又は投資会社）は、EU加盟国の所轄当局の認可が必要（指令4条）。（なお、クローズド・エンド型UCITSは適用対象外。）
- なお、UCITSIII では、UCITSの適格投資資産が従来の「譲渡可能証券」に加えて「他の流動性ある金融資産」に拡大され、短期金融商品、金融デリバティブや他のUCITSへの投資も可能化（2004年2月施行）。一方。商品ファンド、不動産ファンド、ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンド等はUCITS指令の対象外。

### （2）業規制

- UCITS指令の下、UCITSの運用会社（management company）について、EU母国の所轄当局の認可（authorisation）が必要とされ（同指令5条）、投資会社 investment company）についても同様（同指令12条）。
- EU金融商品市場指令（MiFID）において、認可（authorisation）が必要な投資サービス業務（investment services and activities）の類型として、ポートフォリオ運用（portfolio management）や投資助言（investment advice）。これら業務は金融商品（financial instruments）に関連するものとされ、金融商品にはUCITSが含まれる。

### （3）行為規制（販売・勧誘ルール）

- 金融商品市場指令（MiFID）では、投資会社は、顧客に投資サービス（金融商品に関連する注文の受領・送付を含む）を提供する場合には、行為規制に従う必要がある（同指令19条等）。
- 金融商品には、譲渡可能証券等に加えて、集団投資スキーム（collective investment undertakings）のユニットが含まれる。

### （4）最近の動き

- EC（欧州委員会）は、2005年7月、「EUにおける投資ファンドの枠組みの強化に関するグリーン・ペーパー」を公表し、UCITS規制のあり方について意見募集。2006年初頭に方向性を公表予定。
- 同ペーパーでは、代替投資（プライベート・エクイティ・ファンド及びヘッジファンド）について、ECが研究会を設置すると指摘。

# わが国における集団投資スキーム（ファンド）に対する規制

| 根拠法令 | | 投資信託及び投資法人に関する法律 | | | 資産流動化法 | | 商品投資に係る事業の規制に関する法律 | | 不動産特定共同事業法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| スキーム | | 投資信託 | | 投資法人 | ＳＰＣ | ＳＰＴ | 商品投資契約 | | 不動産特定共同事業契約 |
| | | （委託者指図型） | （委託者非指図型） | | | | （組合型） | （信託型） | |
| ビークルの組成についての規定 | | 信託であって以下の要件を満たすもの。<br>①　委託者の指図に基づいて主として有価証券、不動産その他政令で定める資産に対する投資として運用し、受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とすること<br>（第2条第1項）<br>②　投資信託委託業者を委託者とし、信託会社等を受託者とすること<br>（第4条） | 信託であって以下の要件を満たすもの。<br>①　受託者が、一つの信託約款に基づき、複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず、主として不動産その他政令で定める資産に対する投資として運用することを目的とすること<br>（第2条第2項）<br>②　信託会社等を受託者とすること<br>（第49条の2） | 資産を主として有価証券、不動産その他政令で定める資産に対して投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された法人。<br>①　設立企画人に投資信託委託業者が含まれていること<br>（第66条）<br>②　最低出資総額（１億円以上）<br>（第68条） | 資産の流動化を行うことを目的として、この法律に基づき設立された法人。<br>①　設立発起人の資格に関する規定はなし<br>②　最低特定資本金（10万円以上）<br>（第19条） | 信託であって以下の要件を満たすもの。<br>①　資産の流動化を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設定されてたこと<br>②　信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とすること<br>（第2条第13項） | － | － | － |
| ファンド自体の監督 | ファンドの届出・監督 | 投資信託約款の届出<br>（第26条） | 投資信託約款の届出<br>（第49条の4） | 規約の届出<br>（第69条）<br>投資法人の登録<br>（第187条） | 資産流動化計画の届出<br>（第3条） | 資産流動化計画の届出<br>（第164条） | － | － | 認可申請に係る不動産特定共同事業契約約款の添付<br>（第5条第2項） |
| | 資産管理 | 信託会社等を投資信託契約の受託者とする（信託財産として分別管理）<br>（第4条） | 分別運用義務<br>（第49条の7） | 信託会社等、証券会社、等への資産の保管業務の委託<br>（第208条） | 信託会社等に対する信託（不動産等、登記・登録制度がある資産についてはそれ以外の方法も可）<br>（第144条） | 信託会社等を特定目的信託契約の受託者とする（信託財産として分割管理）<br>（第162条） | － | － | 分別管理義務<br>（第27条） |
| | 運用者 | 投資信託委託業者 | 信託会社等 | 投資信託委託業者 | －<br>（注２） | －<br>（注２） | 商品投資顧問業者 | － | 不動産特定共同事業者 |
| | 受託者責任・利益相反防止 | 忠実義務・善管注意義務<br>（第14条） | 忠実義務・善管注意義務<br>（第49条の8）<br>信託会社等の利益相反行為の禁止<br>（第49条の9） | 忠実義務・善管注意義務<br>（第34条の2） | －<br>（注２） | －<br>（注２） | － | － | 信義誠実義務<br>（第14条） |
| | ディスクロージャー | 運用報告書の作成・交付<br>（第33条） | 運用報告書の作成・交付<br>（第49条の11、第33条） | 資産運用報告書等の作成・交付<br>（第129条、第131条） | 営業報告書等<br>（第85条） | 信託財産の管理及び運用に係る報告書等<br>（第203条） | 顧客財産の運用の現状に関する報告書の交付<br>（第18条） | － | 財産管理報告書の作成・交付<br>（第28条） |
| 運用についての規制（注３） | | 投資信託委託業者<br>・株式会社（認可）<br>（第6条）<br>・最低資本金規制（５千万円）<br>（第9条） | 信託会社<br>・株式会社（免許）<br>（信託業法第3条）<br>・最低資本金・純資産額規制（１億円）<br>（信託業法第5条） | 投資信託委託業者<br>・株式会社（認可）<br>（第6条）<br>・最低資本金規制（５千万円）<br>（第9条） | － | － | 商品投資顧問業者<br>・株式会社（許可）<br>（第30条）<br>・最低資本金規制（１億円、商品投資販売業者のみが相手方ならば、１千万円）<br>（第32条） | － | 不動産特定共同事業者<br>・法人（認可）<br>（第3条）<br>・最低資本金規制（１億円、契約の代理・媒介のみは２千万円）<br>（第7条） |
| 販売・勧誘についての規制（注４） | | 証券会社<br>・株式会社（登録）<br>（証券取引法第28条）<br>・最低資本金（５千万円）<br>（証券取引法第28条の4） | | | | | 商品投資販売業者<br>・法人（許可）<br>（第3条）<br>・最低資本金規制（10億円、５億円、２千万円、１千万円）<br>（第6条） | 商品投資販売業者<br>・法人（許可）<br>（第3条）<br>・最低資本金規制（10億円、５億円、２千万円、１千万円）<br>（第6条） | 不動産特定共同事業者<br>・法人（許可）<br>（第3条）<br>・最低資本金規制（１億円、契約の代理・媒介のみは２千万円）<br>（第7条） |

（注１）民商法や信託法等の一般法による規制は省略
（注２）流動化のためのスキームであることから、運用は原則禁止
（注３）運用行為への規制については「資産運用行為に関する措置の概要」を参照
（注４）販売・勧誘行為への規制については「販売・勧誘行為に関する措置の概要」を参照

# わが国における各種ビークル

| | 株式会社 | 合名会社 | 合資会社 | 合同会社（日本版 LLC） | 有限責任中間法人[1] | 民法上の組合 | 匿名組合 | 投資事業有限責任組合（日本版 LPS） | 有責事業組合（日本版 LLP） | 信託 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 根拠法 | 商法（会社法） | 商法（会社法） | 商法（会社法） | 会社法（会社法により導入） | 中間法人法 | 民法 | 商法 | 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | 有限責任事業組合契約に関する法律 | 信託法 |
| 数[2] | 2,469,933 | 5,939 | 32,746 | ― | 1,880 | ― | ― | 541 | 52 | ― |
| 善管注意義務 | 254 条 3 項、民法 644 条（会社法 330 条、民法 644 条） | 68 条、民法 671 条、民法 644 条（会社法 593 条 1 項） | 147 条、68 条、民法 671 条、民法 644 条（会社法 593 条 1 項） | 会社法 593 条 1 項 | 43 条 1 項、民法 644 条 | 671 条、644 条 | 民法 671 条の類推適用、民法 644 条 | 16 条、民法 671 条、民法 644 条 | 56 条、民法 671 条、民法 644 条 | 20 条 |
| 忠実義務 | 254 条の 3、264 条、265 条（会社法 355 条、356 条、365 条） | 会社法 593 条 2 項 | 会社法 593 条 2 項 | 会社法 593 条 2 項 | 利益相反取引の禁止（46 条） | ― | ― | ― | ― | 22 条 |
| 分別管理義務 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 20 条[3] | 28 条 |
| 自己執行義務 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 13 条 2 項[4] | 26 条[5] |
| 契約締結・入社等に伴う説明義務 | ―[6] | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 3 条 2 項[7] | 4 条[8] | ― |
| 構成員の求めに応じて説明を行う義務 | 237 条の 3（会社法 314 条） | 68 条、民法 671 条、民法 645 条（会社法 593 条 3 項） | 147 条、68 条、民法 671 条、民法 645 条（会社法 593 条 3 項） | 会社法 593 条 3 項 | 38 条 1 項、商法 237 条の 3 | 671 条、645 条 | （―）[9] | 16 条、民法 671 条、民法 645 条 | 56 条、民法 671 条、民法 645 条 | ―[10] |

[1] 有限責任中間法人については、基金拠出者ではなく社員に対する義務に係る規制をまとめている。有限責任中間法人の基金返還請求権は賃金債権の一種であると考えられており、有限責任中間法人の基金拠出者に対する義務としては、基金返還義務（65 条）以外は中間法人法では特段規定されていない。

[2] 株式会社、合名会社、合資会社については、国税庁会社標本調査による（平成 16 年 6 月末現在）。有限責任中間法人については、法務省調査による（平成 17 年 7 月末現在）。有責事業組合については、経済産業省調査による（平成 17 年 8 月末現在）。投資事業有限責任組合については、経済産業省調査による（平成 17 年 3 月末現在）。

[3] 20 条は、一般的に分別管理義務を規定するのみであり、分別管理の具体的な方法については規定していない。

[4] 13 条 2 項により、各組合員は業務執行の一部のみを委任できることとされている。したがって、全ての組合員が一定の業務執行を自ら行う必要がある。

[5] 改正信託法の試案では、「信託目的に照らして相当な場合」には他人に信託事務の処理を委託することを認めることとし、自己執行義務を緩和する方向で検討がなされている（信託法改正要綱試案（案）第 22）。

[6] 設立時株主との関係では、70 条 1 項（創立総会参考書類の交付）、78 条（創立総会における発起人の説明義務）、93 条 3 項（創立総会における設立取締役の説明義務）など一定の説明義務が規定されている。

[7] 3 条 2 項は組合契約の重要な要素を組合契約書の絶対的記載事項としている。なお、組合契約書の作成義務は明示的に規定されていないが、8 条 2 項は組合契約書の備付けを無限責任社員の義務として規定しており、組合契約書の作成を前提としている。

[8] 4 条は組合契約書の作成義務を規定している。同条 3 項は組合契約の重要な要素を契約書の絶対的記載事項としている。

[9] 匿名組合の内部関係については民法の組合の規定が類推適用されると考えられている（田中誠二他「コンメンタール商行為法」p218）ことから、民法 671 条の類推適用により民法 645 条に基づく報告義務が認められる可能性はあるものと思われる。

[10] 改正信託法の試案では、受益者等が受託者に説明を求める権利を新たに規定する方向で検討がなされている（信託法改正要綱試案（案）第 23 の 3）。

| | 株式会社 | 合名会社 | 合資会社 | 合同会社（日本版 LLC） | 有限責任中間法人 | 民法上の組合 | 匿名組合 | 投資事業有限責任組合（日本版 LPS） | 有責事業組合（日本版 LLP） | 信託 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 定期的に業務の状況について説明を行う義務 | 計算書類の報告・承認・公告（283 条：会社法 437 条～440 条） | ― | ― | ― | 計算書類の報告・承認（59 条 2 項） | ― | ― | ― | 会計帳簿の交付（29 条 3 項）[11] | ―[12] |
| 一定の重要事項についての報告義務 | ・監査役等の報告義務 275 条（会社法 375 条、384 条[13]）<br>・取締役の報告義務（会社法 357 条） | ― | ― | ― | 監事の報告義務（55 条 3 項、5 項） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 帳簿・計算書類等の作成・保存義務 | 36 条（会社法 432 条、435 条） | 36 条（会社法 615 条、617 条） | 36 条（会社法 615 条、617 条） | 会社法 615 条、617 条 | 59 条 1 項 | ― | ― | 8 条 1 項、2 項 | 29 条、31 条 1～5 項 | 39 条 |
| 監視権、検査役選任権、閲覧請求権 | ・検査役選任権（294 条：会社法 358 条）<br>・帳簿等閲覧請求権（293 条の 6 第：会社法 433 条）[14]<br>・議事録閲覧請求権（260 条の 4 第 6 項：会社法 371 条 2 項[15]） | ・監視権（68 条、民法 673 条：会社法 592 条）<br>・計算書類閲覧権（会社法 618 条） | ・監視権（147 条、68 条、民法 673 条：会社法 592 条）<br>・計算書類閲覧権（153 条：会社法 618 条）[16] | ・監視権（会社法 592 条）<br>・計算書類閲覧権（会社法 618 条） | ・検査役選任権（70 条）<br>・計算書類閲覧請求権（61 条 2 項）<br>・帳簿閲覧請求権（69 条）[17] | 監視権（673 条） | 計算書類閲覧請求権（542 条、153 条） | ・監視権（16 条、民法 673 条）<br>・帳簿等閲覧権（8 条 3 項） | ・監視権（56 条、民法 673 条）<br>・帳簿等閲覧権（31 条 6 項） | 帳簿等閲覧請求権（40 条） |

[11] 会計帳簿の具体的な交付方法は、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則第 4 章において規定されている。

[12] 改正信託法の試案では、受託者が毎年 1 回信託財産の状況に関する書類を作成し、当該書類の内容について受益者に説明する義務を新たに規定する方向で検討がなされている（信託法改正要綱試案（案）第 23 の 2）。

[13] 監査役による監査範囲を会計監査に限定している非公開会社については、監査役の報告義務（会社法 384 条）の適用は除外されている（会社法 389 条 7 項）。この点についての補完として、監査役による監査範囲を会計監査に限定している非公開会社では、株主による取締役会の召集請求権（会社法 367 条）などが認められている。

[14] 検査役選任権及び帳簿等閲覧請求権は、発行済み株式総数（議決権）の 100 分の 3 以上を保有する株主の少数株主権として規定されている。

[15] 260 条の 4 第 6 項は、裁判所の許可を得た場合について、権利行使のための必要性が認められることを条件に、取締役会議事録の閲覧請求権を規定している。なお、会社法 371 条 3 項は、監査役設置会社または委員会設置会社以外の会社の株主に限り、営業時間内であればいつでも取締役会議事録を閲覧する権利を認めている。

[16] 現行法上は、有限責任社員については営業年度末の営業時間内に貸借対照表の閲覧を行う権利に限定されている（153 条）のに対し、無限責任社員については一般的な監視権が認められている（147 条、68 条、民法 673 条）。なお、会社法ではこのような区別はなされていない。

[17] 検査役選任権及び帳簿等閲覧請求権は、議決権の 10 分の 1 以上を保有する社員の権利として規定されている。

| | 株式会社[18] | 合名会社 | 合資会社 | 合同会社（日本版 LLC） | 有限責任中間法人[19] | 民法上の組合 | 匿名組合 | 投資事業有限責任組合（日本版 LPS） | 有責事業組合（日本版 LLP） | 信託 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他書類の開示[20] | ・定款、株主名簿等の備置（263 条：会社法 31 条、125 条等、231 条、252 条、684 条）<br>・計算書類等の備置（282 条：会社法 442 条） | — | — | — | ・定款、社員名簿等の備置（68 条）<br>・計算書類等の備置（61 条 1 項） | — | — | 8 条 | 29 条、31 条 | — |
| 監査 | ・監査役による監査（281 条 4 項：会社法 436 条）[21]<br>・会計監査人の監査（商法特例法 2 条：会社法 328 条、436 条）[22] | — | — | — | 監事による監査のみ（60 条） | — | — | 公認会計士・監査法人による監査（8 条 2 項） | — | — |
| 登記制度 | 188 条（会社法 911 条） | 64 条（会社法 912 条） | 149 条（会社法 913 条） | 会社法 914 条 | 19 条 | — | — | 17 条 | 57 条 | — |

[18] 総会召集請求権及び取締役解任請求権につき発行済み株式総数（議決権）の 100 分の 3 以上、株主提案権につき同 100 分の 1 以上を保有する株主の少数株主権として規定されている。また、総会召集請求権、株主提案権、取締役解任請求権株主代表訴訟の訴権及び差止請求権については、6 ヶ月前から引き続き株式を保有している株主の権利とされている。

[19] 総会召集請求権、理事解任請求権及び解散を求める訴えの訴権については、議決権の 10 分の 1 以上を保有する社員の権利として規定されている。

[20] 証券取引法上のディスクロージャー規制が別途適用される場合はある。

[21] 会社法の下では、取締役会設置会社及び会計監査人設置会社以外の会社は、監査役を設置しないことが可能である（会社法 327 条 2 項、3 項）。

[22] 大会社については、会計監査人の設置が義務付けられている。

| | 株式会社 | 合名会社 | 合資会社 | 合同会社（日本版 LLC） | 有限責任中間法人 | 民法上の組合 | 匿名組合 | 投資事業有限責任組合（日本版 LPS） | 有責事業組合（日本版 LLP） | 信託 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の権利行使・救済手段[23] | ・総会召集請求権（237 条：会社法 297 条）<br>・株主提案権（232 条の 2：会社法 303～305 条）<br>・差止請求権（272 条：会社法 360 条）<br>・新株発行差止請求権（280 条の 10：会社法 210 条）<br>・取締役解任請求権（257 条 3 項：会社法 854 条）<br>・その他各種訴権（247 条、252 条、267 条、280 の 15：会社法 828～831 条、833 条 1 項、847 条） | 各種訴権（86 条、112 条、136 条：会社法 859 条、860 条、833 条 2 項、832 条） | 各種訴権（147 条、86 条、112 条、136 条：会社法 859 条、860 条、833 条 2 項、832 条） | 各種訴権（会社法 859 条、860 条、833 条 2 項、832 条） | ・総会召集請求権（30 条）<br>・理事解任請求権（42 条）<br>・各種訴権（38 条 2 項、3 項、49 条、83 条） | ・業務執行組合員の解任請求権（672 条 2 項）<br>・除名請求権（680 条）<br>・解散請求権（683 条） | 解除権（539 条） | ・除名請求権（16 条、民法 680 条）<br>・解散請求権（16 条、民法 683 条） | ・除名請求権（27 条）<br>・解散請求権（56 条、民法 683 条） | 受託者の解任請求権（47 条）[24] |



23　一般私法上の権利救済（債務不履行、不正行為に基づく解除、損害賠償等の各種請求）については、別途請求が可能な場合がある。

24　改正信託法の試案では、受託者の損失てん補責任（信託法改正要綱試案（案）第 25）、受託者の違法行為についての差止請求権（信託法改正要綱試案（案）第 28）及び受託者の権限違反行為の取消権（信託法改正要綱試案（案）第 31）を新たに規定する方向で検討がなされている。

# わが国における仕組み規制のないファンドの実態

| | ベンチャーファンド | バイ・アウト・ファンド | 再生ファンド | 地域再生ファンド | アクティビストファンド | ヘッジファンド | 不動産ファンド | コンテンツファンド | 通信設備ファンド |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ファンド業務の概要 | 高成長が見込まれるベンチャー企業の未公開株式を数十%～５０%程度取得し、創業期をサポートしてハンズオン支援を通じて企業価値を高め、ＩＰＯ時の株式売却により利益獲得。 | 主として非上場会社の株式の過半数を取得、相当期間（３年から５年程度）経営に参画、生産性の低い部門等の切り離しや業務効率化、経営戦略の変更等により、企業価値を高めた上で株式売却により利益獲得。 | 事業自体では利益が出ているものの、過去の過剰な投資などにより過剰債務を抱え経営困難に陥っている企業に投資（株式取得・債権買取・融資等）し、財務面の改善を行うとともに、事業再構築等により、投資先企業を再生、株式の売却・債務の返済により利益獲得。 | 再生ファンドのうち、地域金融機関、地方公共団体、(独)中小企業基盤整備機構や日本政策投資銀行等が出資し、地域企業の再生のための資金を提供。 | 主として上場企業の株式を数%～数十%取得し、株主としての監督権を活用して、配当の増額や企業価値向上を通した株価の上昇による売却益により利益獲得。 | 確立した定義があるわけではなく、投資対象や投資手法も千差万別であるが、一般に、①規制の緩やかな形式で設立し、比較的自由な投資行動を取り、②一定のリスクヘッジを行いながら、絶対的な収益を追求。 | 不動産（又は不動産信託受益権）を取得・開発し、賃料その他当該不動産からの収益を得ることにより、利益獲得。 | 一般に、映画やゲーム、アニメ等の製作のために事業を共に行わない者からの出資を受け、著作権等を取得し、その事業収益を得ることにより利益獲得。 | 通信設備を取得し、そのリース料を得ることにより利益獲得。 |
| 法的形態（注２） | 国内外ＬＰＳ<br>任意組合<br>匿名組合 | 国内外ＬＰＳ<br>任意組合<br>匿名組合 | 国内外ＬＰＳ<br>任意組合<br>匿名組合 | 国内外ＬＰＳ<br>任意組合<br>匿名組合 | 国内外ＬＰＳ<br>任意組合<br>匿名組合 | 海外ＬＰＳ等 | 有限会社・匿名組合（ＹＫ＝ＴＫ） | 国内外ＬＰＳ<br>匿名組合<br>信託 | 匿名組合 |
| 主要投資家 | 機関投資家が中心だが、個人も一部参加。<br>最低投資金額は、数千万円～１億円程度 | 機関投資家中心（個人は稀）。<br>最低投資金額は１億円以上（場合により１０億円以上）。 | | 地域金融機関等の機関投資家、公的機関等（個人はまずなし）。 | | 銀行・保険等金融機関、一部事業法人等の機関投資家 | 機関投資家中心。 | 関係事業者が中心だが、個人参加型もあり。最低投資金額は、数万円から。 | 主として個人。<br>最低投資金額は、１００万円 |
| その他 | ファンド総額：<br>１．３兆円。<br>ファンド本数：<br>４２０ファンド（注３）。 | ファンド総額：<br>１．１兆円<br>ファンド本数：<br>５７（注４） | — | ファンド総額：<br>１９００億円程度と推計（１７年時点）。 | — | — | ファンド総額：<br>４．２兆円<br>（注５） | — | — |

（注１）経済産業省「経済成長に向けたファンドの役割と発展に関する研究会」資料（平成１７年９月１３日）等に基づき作成。
（注２）国内ＬＰＳとは、投資事業有限責任組合契約法に基づく組合を指す。
（注３）平成１６年３月末時点。平成１６年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査による。
（注４）平成９～１６年前半までの累計。三菱総合研究所「日本バイアウトファンド　２００４年７月」におけるデータを一部加工。
（注５）平成１６年度中に証券化された不動産資産額。国土交通省「不動産の証券化実態調査（平成１７年６月）による。

# 金融審議会金融分科会第一部会
# 「中間整理」（平成17年7月7日）
（抜粋）

## Ⅳ　市場のあり方

### ３．ディスクロージャー制度

#### （１）企業内容等の開示制度

投資サービス法の制定に併せたディスクロージャー制度の見直しについては、投資商品の性格に応じたディスクロージャーのあり方や適格機関投資家の範囲の見直し、四半期報告制度のあり方などについて、当部会の下に設置されたディスクロージャー・ワーキング・グループの報告がとりまとめられており、これに沿ってさらに詳細な検討を進めるべきである。

また、昨年１２月２４日の当部会報告「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」において指摘を行った、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による検証のあり方についても、引き続き、真剣な検討が行われるべきである。

# 有価証券の分類と主な開示規制

| 項目 | | 企業金融型証券 | | 資産金融型証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 株券 | 社債券 | 資産流動化証券 | 投資信託受益証券 | 投資事業有限責任組合契約に基づく権利 |
| 発行開示 | 有価証券届出書の提出義務 | その発行価額又は売出価額の総額が1億円以上の有価証券の募集又は売出しを行う場合に提出しなければならない。<br>「有価証券の募集」：新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、50名以上の者（一定の要件を満たす場合には、250名以下の適格機関投資家を除く。）を相手方として行うもの（適格機関投資家のみを相手方とするものを除く。）。<br>「有価証券の売出し」：既に発行された有価証券の売付けの申込み又は買付の申込みの勧誘のうち、均一の条件で、50名以上の者を相手方として行うもの。 | | | | |
| | 目論見書の作成・交付義務 | ① 発行者に作成義務<br>② 証券会社等に交付義務（一定の場合には交付義務免除） | ① 発行者に作成義務<br>② 証券会社等に交付義務（一定の場合には交付義務免除） | ① 発行者に作成義務<br>② 証券会社等に交付義務（一定の場合には交付義務免除） | ① 発行者に作成義務<br>② 証券会社等に交付目論見書の交付義務（一定の場合には交付義務免除）<br>（注）請求目論見書は投資者からの請求があった場合に交付義務。 | ① 発行者に作成義務<br>② 証券会社等に交付義務（一定の場合には交付義務免除） |
| | 発行登録制度の適用 | 発行者が上場株券（店頭登録株券）を発行している場合に、適用あり。<br>【利用適格要件】<br>a 1年継続開示<br>b 上場株券（店頭登録株券）を発行<br>c 次のいずれかの事項に係る要件を満たすこと<br>▸ 年平均時価総額・売買金額<br>▸ 取得格付<br>▸ 担保付社債発行実績 | ① 発行者が上場株券（店頭登録株券）を発行している場合<br>【利用適格要件】<br>a 1年継続開示<br>b 上場株券（店頭登録株券）を発行<br>c 次のいずれかの事項に係る要件を満たすこと<br>▸ 年平均時価総額・売買金額<br>▸ 取得格付<br>▸ 担保付社債発行実績<br>② 発行者が上場株券（店頭登録株券）を発行していない場合<br>【利用適格要件】<br>a 1年継続開示<br>b A 格相当以上の格付を2以上取得 | 適用なし | 適用なし | 適用なし |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 私募 | プロ私募の適用 | 適用あり<br>【要件】<br>▸ 株券が有価証券報告書提出義務要件に該当しないこと<br>▸ 適格機関投資家以外の者に譲渡しない旨の契約を締結することを取得の条件として勧誘が行われること | 適用あり<br>【要件】<br>転売制限（適格機関投資家以外への譲渡禁止）が明白な名称であり、<br>▸ 記名式で、転売制限が券面に記載されていること<br>又は<br>▸ 取得者に交付する書面に転売制限が記載されていること<br>等 | 適用あり<br>【要件】<br>転売制限（適格機関投資家以外への譲渡禁止）が明白な名称であり、<br>▸ 記名式で、転売制限が券面に記載されていること<br>又は<br>▸ 取得者に交付する書面に転売制限が記載されていること<br>等 | 適用あり<br>【要件】<br>▸ 記名式とするよう請求すること等を条件として勧誘が行われること<br>▸ 適格機関投資家以外の者への譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘が行われること<br>▸ 上記の条件が明白な名称であること | 適用あり<br>【要件】<br>▸ 組合契約により転売制限（プロ以外への譲渡禁止）が付されていること |
| | 少人数私募の適用 | 適用あり<br>【要件】<br>▸ 株券が有価証券報告書提出義務要件に該当しないこと | 適用あり<br>【要件】<br>次のいずれかに該当すること<br>▸ 記名式で、転売制限（一括譲渡以外の譲渡禁止）が券面に記載されていること<br>▸ 枚数が50枚未満で、表示された単位未満に分割できない制限が付され、その旨が券面に記載されていること<br>▸ 取得者に交付する書面に転売制限が記載されていること | 適用あり<br>【要件】<br>次のいずれかに該当すること<br>▸ 記名式で、転売制限（一括譲渡以外の譲渡禁止）が券面に記載されていること<br>▸ 枚数が50枚未満で、表示された単位未満に分割できない制限が付され、その旨が券面に記載されていること<br>▸ 取得者に交付する書面に転売制限が記載されていること | 適用あり<br>【要件】<br>▸ 記名式とするよう請求すること等を条件として勧誘が行われ、転売制限（一括譲渡以外の譲渡禁止）が付され、取得者に交付される当該有価証券の内容説明書にその旨が記載されていること<br>等 | 適用あり<br>【要件】<br>▸ 組合契約により転売制限（一括譲渡以外の譲渡禁止）が付されていること |
| 継続開示 | 有価証券報告書の提出義務 | 株券が次のいずれかに該当する場合に提出しなければならない。<br>a 上場されている株券<br>b 店頭登録されている株券<br>c その募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した株券<br>d 最近5事業年度のいずれかの末日における所有者数が500名以上、かつ、資本金5億円以上である株券 | 社債券が次のいずれかに該当する場合に提出しなければならない。<br>a 上場されている社債券<br>b 店頭登録されている社債券<br>c その募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した社債券 | 資産流動化証券が次のいずれかに該当する場合に提出しなければならない。<br>a 上場されている資産流動化証券<br>b 店頭登録されている資産流動化証券<br>c その募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した資産流動化証券 | 投資信託受益証券が次のいずれかに該当する場合に提出しなければならない。<br>a 上場されている投資信託受益証券<br>b 店頭登録されている投資信託受益証券<br>c その募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した投資信託受益証券 | 有価証券とみなされる権利が次のいずれかに該当する場合に提出しなければならない。<br>a 上場されている権利<br>b 店頭登録されている権利<br>c その募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した権利 |

# 主な有価証券に係る有価証券報告書の開示項目

| 株　　券・社 債 券<br>（企業内容等の開示に関する内閣府令 第３号様式） | 投資信託受益証券<br>（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第７号様式） | ＡＢＳ（資産流動化証券）<br>（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第８号の２様式） |
|---|---|---|
| **第一部　企業情報**<br>第１　企業の概況<br>１　主要な経営指標等の推移<br>２　沿革<br>３　事業の内容<br>４　関係会社の状況<br>５　従業員の状況<br>第２　事業の状況<br>１　業績等の概要<br>２　生産、受注及び販売の状況<br>３　対処すべき課題<br>４　事業等のリスク<br>５　経営上の重要な契約等<br>６　研究開発活動<br>７　財政状態及び経営成績の分析<br>第３　設備の状況<br>１　設備投資等の概要<br>２　主要な設備の状況<br>３　設備の新設、除却等の計画<br>第４　提出会社の状況<br>１　株式等の状況<br>(1) 株式の総数等<br>(2) 新株予約権等の状況<br>(3) 発行済株式総数、資本金等の推移<br>(4) 所有者別状況<br>(5) 大株主の状況<br>(6) 議決権の状況<br>(7) ストックオプション制度の内容<br>２　自己株式の取得等の状況<br>３　配当政策<br>４　株価の推移<br>５　役員の状況<br>６　コーポレート・ガバナンスの状況<br>第５　経理の状況<br>１　連結財務諸表等<br>(1) 連結財務諸表<br>①　連結貸借対照表<br>②　連結損益計算書<br>③　連結剰余金計算書<br>④　連結キャッシュ・フロー計算書<br>⑤　連結附属明細表<br>(2) その他<br>２　財務諸表等<br>(1) 財務諸表<br>①　貸借対照表<br>②　損益計算書<br>③　キャッシュ・フロー計算書<br>④　利益処分計算書<br>⑤　附属明細表 | **第一部　ファンド情報**<br>第１　ファンドの状況<br>１　ファンドの性格<br>２　投資方針<br>３　投資リスク<br>４　手数料等及び税金<br>５　運用状況<br><br>**第二部　ファンドの詳細情報**<br>第１　ファンドの沿革<br>第２　手続等<br>１　申込（販売）手続等<br>２　換金（解約）手続等<br>第３　管理及び運営<br>１　資産管理等の概要<br>２　受益者の権利等<br>第４　ファンドの経理状況<br>１　財務諸表<br>(1) 貸借対照表<br>(2) 損益及び剰余金計算書<br>(3) 附属計算書<br>２　ファンドの現況<br>純資産額計算書<br>第５　設定及び解約の実績<br><br>**第三部　特別情報**<br>第１　委託会社等の概況<br>１　委託会社等の概況<br>２　事業の内容<br>３　委託会社等経理状況<br>(1) 貸借対照表<br>(2) 損益計算書<br>(3) 利益処分計算書<br>４　利害関係人との取引制限<br>５　その他<br>第２　その他の関係法人の概況<br>１　名称、資本の額及び事業の内容<br>２　関係業務の概要<br>３　資本関係<br>第３　参考情報 | **第１　管理会社の状況**<br>１　概況<br>(1) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等<br>(2) 管理資産に係る法制度の概要<br>(3) 管理資産の基本的性格<br>(4) 管理資産の沿革<br>(5) 管理資産の関係法人<br>２　管理資産を構成する資産の概要<br>(1) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要<br>(2) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要<br>(3) 管理資産を構成する資産の内容<br>(4) 管理資産を構成する資産の回収方法<br>３　管理及び運営の仕組み<br>(1) 資産管理等の概要<br>(2) 信用補完等<br>(3) 利害関係人との取引制限<br>４　証券所有者の権利<br>５　管理資産を構成する資産の状況<br>(1) 管理資産を構成する資産の管理の概況<br>(2) 損失及び延滞の状況<br>(3) 収益状況の推移<br>**第２　管理資産の経理状況**<br>１　主な資産の内容<br>２　主な損益の内容<br>３　収入金（又は損失金）の処理<br>４　監査等の概要<br>**第３　証券事務の概要**<br>**第４　発行者及び関係法人情報**<br>１　発行者の状況<br>(1) 発行者の概況<br>(2) 事業の概況<br>(3) 営業の状況<br>(4) 設備の状況<br>(5) 経理の状況<br>(6) 企業集団の状況<br>(7) その他<br>２　原保有者その他関係法人の概況<br>(1) 名称、資本の額及び事業の内容<br>(2) 関係業務の概況<br>(3) 資本関係<br>(4) 経理の概況<br>(5) その他<br>**第５　参考情報** |

| | | |
|---|---|---|
| (2) 主な資産及び負債の内容<br>(3) その他<br>第６　提出会社の株式事務の概要<br>第７　提出会社の参考情報<br>１　提出会社の親会社等の情報<br>２　その他の参考情報<br><br>**第二部　提出会社の保証会社等の情報**<br>第１　保証会社情報<br>１　保証の対象となっている社債<br>２　継続開示会社たる保証会社に関する事項<br>(1) 保証会社が提出した書類<br>(2) 上記書類を縦覧に供している場所<br>３　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項<br>第２　保証会社以外の会社の情報<br>１　当該会社の情報の開示を必要とする理由<br>２　継続開示会社たる当該会社に関する事項<br>３　継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項<br>第３　指数等の情報<br>１　当該指数等の情報の開示を必要とする理由<br>２　当該指数等の推移 | | |

# 米国におけるABSに関する開示規制について

（1） 現　行

○ ABS（Asset Backed Securities）は証券取引所法上の有価証券に該当し、年次報告書、四半期報告書及び臨時報告書のSECへの提出が義務づけられている（証券取引所法13条）。

○ 証券取引所法に規定される開示規制は事業会社を念頭に置いたものであり、その開示項目や頻度はABSにはなじまないとの指摘を受け、SECによるノー・アクションレター（Bank One Auto Trust 1995-A (Aug.16,1995)等）により、ABSについては四半期報告書の提出を免除する代わり、ABSに係る分配が行われるごとに（主として毎月）臨時報告書の提出が求められた。
　この臨時報告書には、サービシングや分配に関する報告書のコピーを提出することが認められる。

（2） 新規則（Regulation AB）の制定

○ 上記のとおり、ABSについては、四半期報告書の代わりに定期的に臨時報告書を提出することが認められているが、これにより提出される臨時報告書と、本来の臨時報告書の目的である異常時や契約時に提出される臨時報告書との区別がつきにくく、投資家にとって分かりにくい制度であることが指摘されたことなどから、SECはABSについての新しい報告書制度（分配報告書：FORM10-D）を含む Regulation AB を制定し、2005年12月31日以降適用される。

○ ただし、2005年12月31日前に、既に証券取引所法に基づく開示義務が課せられるABSは基本的に適用除外が認められる。

（参考） 分配報告書の概要

① 提出時期 ： 分配がなされた後 15 日以内
② 開示項目 ： 分配及び実績に関する情報
法的手続きに関する情報
有価証券の売買及びその売買益の使途
上位債券のデフォルト状況
有価証券保持者の議決権事項に関する情報
共有財産に関する重要な債務者に関する情報
重要な信用補完提供者に関する情報
その他の情報

金融審議会第一部会

# ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要
# ── 四半期開示関係 ──

## 1. 四半期開示の現況

平成15年4月以降、取引所ルールに基づき、段階的に導入。

15年4月～　売上高等についての開示の導入

16年4月～　要約貸借対照表、要約損益計算書等の開示の導入

19年4月～　全ての上場会社に対して、要約貸借対照表、要約損益計算書等の開示を義務づけ。

（注）平成17年4～6月の四半期において、東証上場会社の既に92．0%が要約貸借対照表、要約損益計算書等を開示。

## 2. ワーキング・グループの提言

企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められている状況の下、証券取引所で行われている四半期開示を証券取引法上の開示としても整備していくべきである。具体的には、次のような方向で整備を図っていくことが適切である。

（1）四半期開示の対象会社は、上場会社を基本とする。

（2）開示時期は、四半期終了後、最低限45日以内とした上で、できる限りその短縮化を図る。

（3）開示内容は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期セグメント情報並びに非財務情報とし、原則連結ベースで記載する。

（4）四半期財務諸表に係る作成基準の一層の整備を図る。

（5）四半期財務諸表の保証手続としてレビューの導入を図ることとし、レビュー手続に係る保証基準の整備を図る。

（6）四半期開示を証券取引法上の制度として位置づけていくに当たって、投資情報としての十分性、信頼性に留意しながら、半期報告制度を四半期報告制度に統合することを検討する。

① 財務情報が投資判断を行うために必要な詳しさのものとなること
② 必要な非財務情報が開示されること
③ 必要に応じて単体情報についても開示されること（特に、第2四半期）
④ 開示企業の内部統制が適正に確保されていることを前提に、公認会計士等によるレビュー手続が投資者の信頼を十分に確保した形で実施されること。

# 財務報告に係る内部統制の充実に向けた取組み

◎昨年秋以降・・・

ディスクロージャーをめぐる不適正事例 → ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制が有効に機能していなかったのではないか。

↓

内部統制の充実の必要性

- 米国では、企業改革法（サーベインズ＝オクスリー法）により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務づけ。
- 英国、フランス、カナダ、韓国等でも同様の制度が導入又は導入の過程。

◎我が国のこれまでの取組み

16年3月期から
経営者確認制度（任意）
（二百社超の会社が確認書提出）

- 経営者が有価証券報告書の記載内容の適正性を確認。その中で、財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しているかを確認。

◎企業会計審議会内部統制部会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（公開草案）の公表（17 年 7 月 13 日）

⇒ ○経営者確認書制度（任意）の一層の活用を促進

○財務報告に係る内部統制の経営者による評価及び公認会計士による監査の義務化のあり方の検討に際して、議論のベースを提供

（注）公開草案については、8月末を期限として、広く一般から意見を募集

# 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ

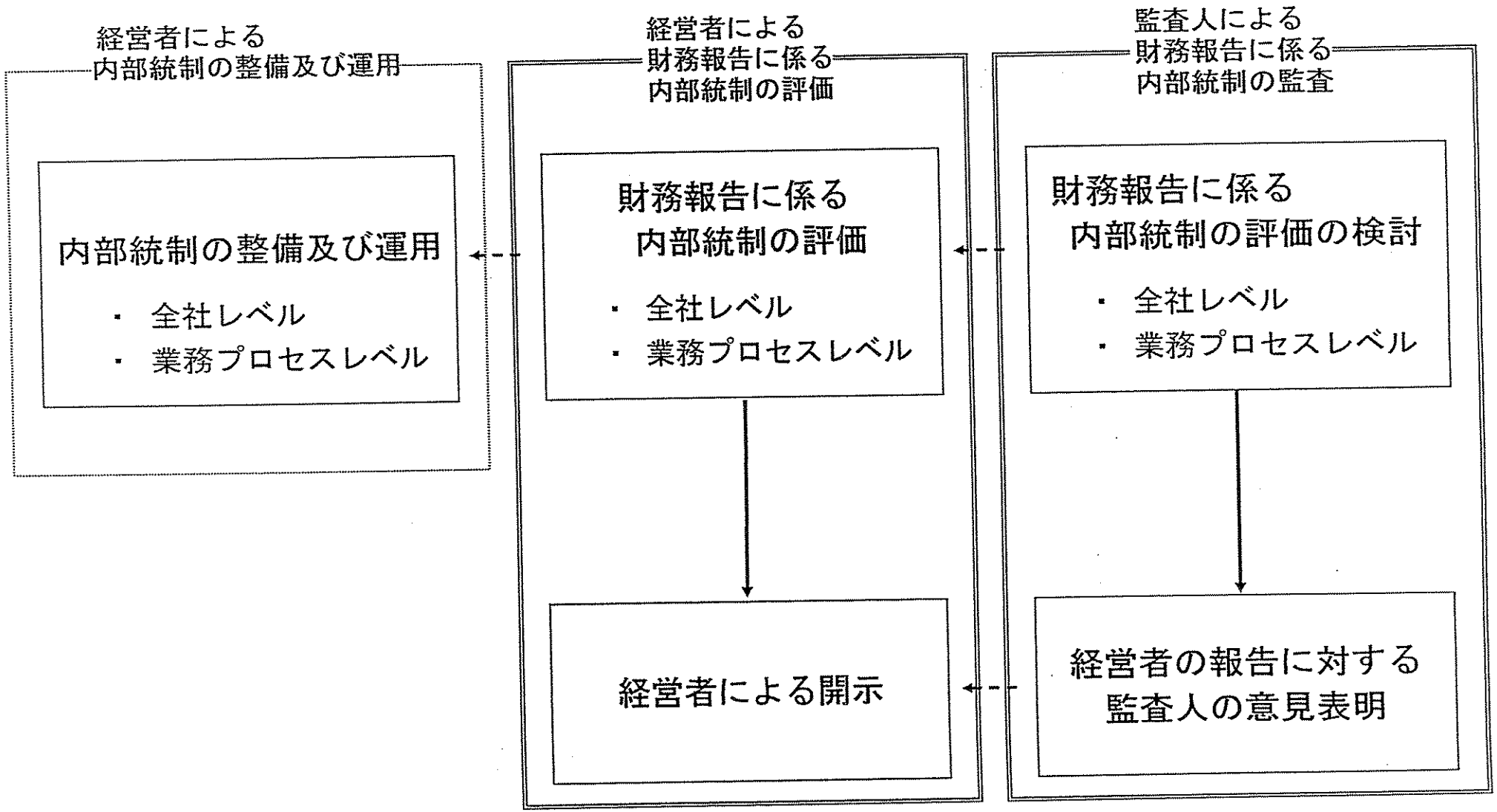

# 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認

## ○ 企業内容等の開示に関する内閣府令

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条　法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一　内国会社

イ～ホ　（略）

ヘ　当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二　外国会社　（略）

２　（略）

## ○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

（代表者による適正性の確認）

５－２９－２　開示府令第10条第1項第1号に規定する「書面」には、おおむね次の事項を記載し、当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認した代表者がその役職を表示して自署し、かつ、自己の印を押印するものとする。

① 当該有価証券届出書の記載内容が適正であることを確認した旨

② 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由

③ 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容

④ 当該確認について特記すべき事項

なお、開示府令第17条第1項第1号ヘ又は第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する「書面」は、これに準じて作成するものとする。

# 米企業改革法（Sarbanes-Oxley Act）

（2002年7月25日両院で可決、30日大統領署名・成立）

## 404条　経営者による内部統制の有効性の評価と会計監査人による監査の義務づけ

○　SEC登録企業は、年次報告書に、財務報告のための適切な内部統制の構築･維持の責任を明らかにし、当該内部統制の有効性の評価結果を記載した内部統制報告書を含めなければならない。

○　当該企業の監査人は、内部統制報告書における有効性評価について、監査を実施しなければならない。

## 302条　年次報告書の適正性に関する宣誓の義務づけ

○　CEO、CFOに年次報告書の適正性に関する宣誓を義務づけ、宣誓書を年次報告書に添付

.　自社の開示内容につき、
⑴　開示内容を確認したこと
⑵　重要な事実について虚偽及び記入漏れがないこと
⑶　財務状況及び業績に関する全ての重要な情報を含んでいること

# 日・米・EUにおける有価証券報告書制度等

| 区　分 | 日　　本<br>（証券取引法 24①） | 米　　国<br>（証券取引所法 12(a)(g)、15(d)） | E　　U<br>（EU透明性指令） |
|---|---|---|---|
| 有価証券報告書等の提出 | 次の有価証券に該当する有価証券の発行者は有価証券報告書等の提出義務を負う。<br>① 証券取引所に上場されている有価証券<br>② 店頭登録されている有価証券<br>③ その募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した有価証券<br>④ 最近5事業年度のいずれかの末日における株券等の所有者数が500名以上で、かつ、資本金が5億円以上である発行会社が発行する株券等 | 次の場合に該当する発行者は年次報告書等の提出義務を負う。<br>① 証券が証券取引所に上場されている場合<br>② 店頭登取引会社である場合<br>③ 登録届出書を提出した場合<br>④ 発行者の事業年度末における総資産が1000万ドルを超え、かつ、持分証券の所有者が500名以上である場合 | EU加盟国内の規制市場に上場されている証券の発行者は年次報告書等の提出義務を負う（ただし、発行単位5万ユーロ以上の負債証券のみの発行者等は除く。） |
| 報告書提出免除等の要件 | 【提出義務の中断】<br>▸ ④により有価証券報告書を提出した会社が以下に該当することとなった場合<br>・ 資本の額が5億円未満となったとき<br>・ 当該事業年度末における株券の所有者が300名未満になったとき<br>▸ ③により有価証券報告書を提出した発行者が、以下に該当することとなり、内閣総理大臣の承認を受けた場合<br>・ 清算中<br>・ 相当の期間営業を休止<br>・ 有価証券の所有者の数が25名未満<br>・ 更生手続の決定を受けた場合 | 【提出義務の停止】<br>▸ ③により年次報告書を提出した発行者が以下に該当することとなった場合<br>・ 登録証券の保有者が300人未満となったとき<br>・ 最近3事業年度の末日において登録証券の保有者が500人未満で、かつ、総資産の額が500万ドル未満であるとき<br>【登録抹消】<br>▸ ④により年次報告書を提出した発行者が以下に該当することとなった場合<br>・ 当該持分証券の所有者が300名未満になった場合<br>・ 最近3事業年度に④の要件を満たさなかったことをSECが認めた場合 | ――― |
| （参考）<br>公衆縦覧 | 有価証券報告書は5年間公衆縦覧される。<br>▸ 国による公衆縦覧<br>▸ 上場されている証券取引所、証券業協会による有価証券報告書の写しの公衆縦覧<br>▸ 発行会社の本店及び主たる支店における有価証券報告書の写しの公衆縦覧 | 委員会は報告書に含まれる情報を、公衆に対して、妥当な費用で容易に利用できるようにしなければならない。 | 年次報告書は5年間公衆縦覧される。<br>▸ 発行者による公衆縦覧<br>▸ CESR（欧州証券規制当局委員会）は、公衆縦覧の方法が満たすべき最低基準について助言<br>▸ 当該発行者のEUにおける所轄当局は、承認した年次報告書を自らのウェブサイトに掲載可能 |

# 政令等における開示規制の適用の限定例

## ストックオプションに係る「募集」の判定

ストックオプションとして新株予約権証券（商法上の転売制限が付されたものに限る。）を当該発行会社及びその完全子会社の取締役、執行役、監査役及び使用人（当該発行会社が有価証券報告書を提出していない場合の使用人については、勧誘に際し、当該会社の直近の営業報告書等を交付した場合に限る。）に付与する場合には、募集に該当するか否かを判断する勧誘の相手方の人数（50名基準）からこれらの者の人数を除外する（証券取引法施行令1の4③）。

## 会社新設時の新株発行の取扱い

会社の新設に際し、株式の全部を発起人引受けにより発行する場合は、募集に該当しない（企業内容等開示ガイドライン2－4①）。

## 従業員持株会の取扱い

従業員持株会への株式を譲渡する場合には、概ね次のような条件に合致している場合には、従業員持株会を一人株主として取り扱うことができる（企業内容等開示ガイドライン5－15）。

① 株主名簿に「持株会」の名義で登録されていること。

② 議決権の行使は「持株会」が行うこと。

③ 配当金を「持株会」でプールし運用するシステムをとっていること。

# 日・米・ＥＵにおけるプロ(開示規制上)の範囲

| 日　　本 | 米　　国 | Ｅ　　Ｕ |
|---|---|---|
| （証券取引法） | （証券法） | （目論見書指令） |
| 【適格機関投資家（定義府令4）】<br>・証券会社<br>・外国証券会社の国内の支店<br>・投資信託委託業者<br>・投資法人<br>・外国証券投資法人<br>・銀行<br>・保険会社<br>・外国保険会社等<br>・信用金庫、信用金庫連合会<br>・労働金庫、労働金庫連合会<br>・農林中央金庫<br>・商工組合中央金庫<br>・信用協同組合、信用協同組合連合会<br>・（一定の要件を満たす）農業協同組合<br>・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会<br>・認可投資顧問業者<br>・郵便貯金、簡易生命保険資金の管理運用者<br>・財政融資資金の管理運用者<br>・年金資金運用基金<br>・国際協力銀行<br>・日本政策投資銀行<br>・資本金５億円以上のベンチャーキャピタル（届出者に限る）<br>・投資事業有限責任組合<br>・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの、企業年金基金連合会<br>・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構<br>・産業再生機構<br>・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る）<br>・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る）<br>・保有有価証券が一定額以上（２年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社（届出者に限る） | 【自衛力認定投資家（証券法規則501）】<br>① 銀行・証券業者・保険会社・投資会社又は500万ドル超の総資産を有する従業員給付制度<br>② 投資会社法に定められる私的事業育成会社<br>③ 慈善または教育機関等の非営利組織、法人、ビジネストラスト、パートナーシップで発行証券の取得といった特定の目的で組成された以外のもので資産500万ドルを超えるもの<br>④ 発行者の取締役、役員またはゼネラル・パートナー<br>⑤ 単独又は配偶者と合算した純資産が100万ドルを超えるもの<br>⑥ 直近2年の年収が20万ドルを超える個人またその配偶者の年収の合計が30万ドル以上であり当該年度の年収がこれに達することを合理的に見込めるもの。<br>⑦ 投資に関する知識・経験がある者が運用している500万ドルを超える資産がある信託<br>⑧ 持分保有者が全て自衛力認定投資家である主体<br><br>【適格機関購入者(証券法規則144A)】<br>① 自己勘定または裁量権を持つ勘定により1億ドル以上の証券を保有し投資する次の主体：保険会社、投資会社、パートナーシップ、登録投資顧問会社、ERISA の従業員給付制度、州職員等のための制度、慈善または教育機関等の非営利組織、法人等<br>② 証券ディーラーで1000万ドル以上の証券を保有するもの<br>③ 他の適格機関投資家のために、リスクをとらない取引者として自己売買を行う証券ディーラー<br>④ 総額1億ドル以上の証券を保有する投資会社ファミリーの1部をなす投資会社<br>⑤ 全ての持分保有者が適格機関投資家で、自己又は他の適格機関投資家の計算で活動する主体<br>⑥ 銀行、貯蓄貸付組合等で1ドル億以上の証券を保有し、かつ純資産が2500万ドル以上のもの。 | 【適格投資家（EU目論見書指令2条1項(e)(5)】<br>① 証券市場で業務を行う上での認可及び監督を受ける法人（銀行、証券会社（investment firms）並びにその他の認可及び監督を受ける保険会社、集団投資スキーム及び当該スキームの管理会社、年金及びその管理会社、商品ディ―ラー認可又は規制されていない企業目的が有価証券への投資のみの主体<br>② 中央及び地方の政府、中央銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関<br>③ 以下の3つのうち2つ以上の条件を満たす法人でない法人<br>・会計年度期間の平均従業員数が250人以下<br>・貸借対照表上の総資産 4300万ユーロ以下<br>・純売上 5000万ユーロ以下<br>④ 下記要件の2つ以上を満たし自ら適格投資家として認められることを希望する個人<br>・関連する市場において、過去4四半期の間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。<br>・顧客の金融商品のポートフォリオ、（現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの）が50万ユーロ超である。<br>・顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも1年間金融セクターに勤務し、又は勤務した経験がある。<br>⑤ 一定の中小企業 |

# 「適格機関投資家」の変遷

| 私募債ルール上の「機関投資家」の範囲（平成4年6月現在） | 現行制度上の「適格機関投資家」の範囲 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 平成5年4月現在 | 平成11年4月現在 | 平成15年7月現在 | 平成17年11月現在 | 定義府令 |
| | 証券会社 | 証券会社 | 証券会社 | 証券会社 | 1 |
| | 外国証券会社の支店 | 外国証券会社の支店 | 外国証券会社の支店 | 外国証券会社の支店 | 2 |
| 証券投資信託委託業者 | 証券投資信託委託業者 | 投資信託委託業者 | 投資信託委託業者 | 投資信託委託業者 | 3 |
| | | 投資法人〔10.12.1〕 | 投資法人 | 投資法人 | 3の2 |
| | | 外国投資法人〔10.12.1〕 | 外国投資法人 | 外国投資法人 | 3の3 |
| 都市銀行（外国為替銀行を含む。）・長期信用銀行・信託銀行・地方銀行・第 | 銀行 | 銀行 | 銀行 | 銀行 | 4 |
| 生命保険会社<br>損害保険会社 | 保険会社 | 保険会社 | 保険会社 | 保険会社 | 5 |
| | 外国保険事業者 | 外国保険会社等 | 外国保険会社等 | 外国保険会社等 | 6 |
| 信用金庫・全国信用金庫連合会 | 信用金庫・信用金庫連合会 | 信用金庫・信用金庫連合会 | 信用金庫・信用金庫連合会 | 信用金庫・信用金庫連合会 | 7 |
| 労働金庫・労働金庫連合会 | 労働金庫・労働金庫連合会 | 労働金庫・労働金庫連合会 | 労働金庫・労働金庫連合会 | 労働金庫・労働金庫連合会 | |
| 農林中央金庫 | 農林中央金庫 | 農林中央金庫 | 農林中央金庫 | 農林中央金庫 | 8 |
| 商工組合中央金庫 | 商工組合中央金庫 | 商工組合中央金庫 | 商工組合中央金庫 | 商工組合中央金庫 | |
| 信用協同組合・全国信用協同組合連 | 信用協同組合・信用協同組合連合会 | 信用協同組合・信用協同組合連合会 | 信用協同組合・信用協同組合連合会 | 信用協同組合・信用協同組合連合会 | 9 |
| 信用農業協同組合連合会・全国共済農業協同組合連合会・共済農業協同組合連合会・全国農業共済協会 | 農業協同組合連合会（業として預金又は貯金の受入れ等をすることができるもの） | 農業協同組合連合会（業として預金又は貯金の受入れ等をすることができるもの） | 農業協同組合連合会（業として預金又は貯金の受入れ等をすることができるもの） | 農業協同組合連合会（業として預金又は貯金の受入れ等をすることができるもの） | |
| 全国農業共済協会・共済組合（農林漁業団体職員、地方職員） | | | | | |
| | 投資一任契約業務に係る認可を受けた投資顧問業者 | 投資一任契約業務に係る認可を受けた投資顧問業者 | 投資一任契約業務に係る認可を受けた投資顧問業者 | 投資一任契約業務に係る認可を受けた投資顧問業者 | 10 |
| 郵政省貯金局・簡易保険局 | 郵政省貯金局・簡易保険局 | 郵政事業庁貯金局・簡易保険局、総務省郵政企画管理局 | 日本郵政公社法に規定する郵便貯金資金・簡易生命保険資金の管理運営者 | 日本郵政公社法に規定する郵便貯金資金・簡易生命保険資金の管理運営者 | 11 |
| 大蔵省資金運用部（理財局） | 大蔵省資金運用部（理財局） | 財務省理財局 | 財務省理財局 | 財務省理財局 | 12 |
| | 年金福祉事業団 | 年金資金運用基金 | 年金資金運用基金 | 年金資金運用基金 | 13 |
| | 日本輸出入銀行 | 国際協力銀行 | 国際協力銀行 | 国際協力銀行 | 14 |
| | | 日本政策投資銀行〔10.12.16〕 | 日本政策投資銀行 | 日本政策投資銀行 | 14の2 |
| | 農業協同組合・漁業協同組合連合会（業として預金又は貯金の受入れをすることができるもののうち大蔵大臣が指定するもの） | 農業協同組合・漁業協同組合連合会（業として預金又は貯金の受入れをすることができるもののうち金融庁長官が指定するもの） | 農業協同組合・漁業協同組合連合会（業として預金又は貯金の受入れをすることができるもののうち金融庁長官が指定するもの） | 農業協同組合・漁業協同組合連合会（業として預金又は貯金の受入れをすることができるもののうち金融庁長官が指定するもの） | 15 |
| | | 有価証券報告書を提出している内国会社（貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の合計金額が500億円以上であるもの）で金融庁長官に届出を行った者〔11.4.1〕 | 短資会社（有価証券の売買等に係る登録を受けたもの）〔15.4.1〕 | 短資会社（有価証券の売買等に係る登録を受けたもの） | 16 |
| | | | ベンチャー・キャピタル会社（株式を取得することによりその会社の事業に必要な資金を供給する業務等を行うことが定款で定められている株式会社で最近事業年度末における資本金が5億円以上であるもの）のうち金融庁長官に届出を行った者〔15.4.1〕 | ベンチャー・キャピタル会社（株式を取得することによりその会社の事業に必要な資金を供給する業務等を行うことが定款で定められている株式会社で最近事業年度末における資本金が5億円以上であるもの）のうち金融庁長官に届出を行った者 | 17 |
| | | | 中小企業等投資事業有限責任組合〔15.4.1〕 | *投資事業有限責任組合*〔16.4.30〕 | 18 |
| | | | 厚生年金基金（最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表における資産勘定の合計の額から負債勘定の合計の額を控除した額が100億円以上であるもの）のうち金融庁長官に届出を行ったもの及び厚生年金基金連合会〔15.4.1〕 | 厚生年金基金（最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表における資産勘定の合計の額から負債勘定の合計の額を控除した額が100億円以上であるもの）のうち金融庁長官に届出を行ったもの及び*企業年金基金連合会*（17.9.30） | 19 |
| | | | 民間都市開発推進機構（国土交通大臣の承認により民間都市再生事業として社債等を取得することにより資金援助を行う場合）〔15.4.1〕 | 民間都市開発推進機構（国土交通大臣の承認により民間都市再生事業として社債等を取得することにより資金援助を行う場合） | 20 |
| | | | 有価証券報告書を提出している内国会社（貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の合計金額が*100億円以上*であるもの）で金融庁長官に届出を行った者〔15.4.1改正〕 | 有価証券報告書を提出している内国会社（貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の合計金額が100億円以上であるもの）で金融庁長官に届出を行った者 | 21 |
| | | | 外国の銀行、証券会社、保険会社等〔15.7.1〕 | 外国の銀行、証券会社、保険会社等 | 22 |
| | | | 外国政府、政府機関、中央銀行等〔15.7.1〕 | 外国政府、政府機関、中央銀行等 | 23 |
| | | | 外国の事業会社〔15.7.1〕 | 外国の事業会社 | 24 |

（備考）〔　〕書きは追加された年月日を示す。

# 日・米・EUにおける私募制度

| 項　目 | 日　　本<br>証券取引法 | 米　　国<br>証券法 | E　　U<br>目論見書指令 |
|---|---|---|---|
| 私募制度 | (1)　適格機関投資家のみに対して取得の勧誘を行う場合(「プロ私募」)<br>(2)　50名未満の者(250名以下の一定の要件を満たす適格機関投資家を除く。)に対して取得の勧誘を行う場合(「少人数私募」) | (1)　適格機関購入者(又は売付人が適格機関購入者であると合理的に信じる者)のみに対して売付けを行う場合(規則 144A)<br>(2)　自衛力認定投資家と35人以下の自衛力認定投資家以外の投資者(金融及び事業に関する知識と経験を有する者(洗練された者)に対して募集を行う場合(規則 506) | (1)　適格機関投資者に対する売付け<br>(2)　一加盟国当たり100人未満の適格機関投資者以外の投資者に対する売付け<br>(3)　一投資者当たり5万ユーロ以上を取得することになる証券の売付け<br>(4)　額面5万ユーロ以上の証券の売付け<br>(5)　12ヶ月間の調達金額が10万ユーロ未満となる証券の売付け |
| 要　件 | 【(1)に係る要件】<br>○　当該有価証券の種類ごとに転売制限(適格機関投資家以外の者への譲渡禁止)を規定している(令1の5)。<br>　例えば、株券の場合は、①当該株券が法第24条第1項各号のいずれかに該当する株券と同種のものでなく、②転売制限を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として勧誘が行われることとされ、社債の場合は、①転売制限が付されていることが明白な名称であり、②記名式であり、③転売制限が券面に記載されていること等とされている(令1の5)。<br>○　適格機関投資家向け勧誘(プロ私募)を行う者は、当該有価証券に関して届出が行われていないことその他の事項をその相手方に告知するとともに、その内容を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない(法23の13①②)。 | 【(1)に係る要件】(規則 144A)<br>○　証券の売付けは、適格機関購入者(又は売付人が適格機関購入者であると合理的に信じる者)のみに対して行わなければならない。<br>○　対象となる証券は、上場・店頭公開されていない未公開証券である。ただし、上場・店頭公開証券に転換権又は引受権の付された証券で一定の要件に該当するものは、当該上場・店頭公開証券とみなされる。<br>○　売付人は、適格機関購入者に対し、開示規制の適用除外を利用して売付けていることを認識させなければならない。<br>○　証券の発行者が証券取引所法上の報告会社でない場合には、保有者又は購入予定者がその請求により発行者又は保有者から、発行者の事業の概要、過去3年間の貸借対照表、損益・剰余金計算書の情報を入手する権利を付与されていなければならな | 規制なし |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【(2)に係る要件】<br>○　適格機関投資家の数を勧誘の相手方の数から除外する要件は、①勧誘の相手方である適格機関投資家が250名以下であり、②適格機関投資家以外の者に譲渡しない旨等を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として勧誘を行うこととされている。なお、譲渡に係る契約の内容は、(a)適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと、(b)当該有価証券を取得した適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡する場合に、(a)の転売制限が付されている旨等を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付することとされている(令1の4②)。<br>○　有価証券の種類ごとに転売制限(一括譲渡以外の譲渡禁止)を規定している(令1の7)。例えば、株券の場合は、当該株券が法第24条第1項各号のいずれかに該当する株券と同種のものでないこととされ、社債の場合は、①記名式であり、②転売制限が券面に記載されていることとされている(令1の7)。<br>○　少人数向け勧誘を行う者は、当該有価証券に関して届出が行われていないことその他の事項をその相手方に告知するとともに、その内容を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない(法23の13③④)。 | い。<br>【(2)に係る要件】(規則 502)<br>○　購入者に対して事前に特定の情報(発行者、その事業及び有価証券を理解することができる情報(証券取引所法の登録会社は継続開示書類))を提供しなければならない。<br>②　一般的な宣伝・勧誘行為を行うことは禁止される。<br>③　これらの要件のもとで発行された証券は「私募証券」として扱われるため、発行者は、<br>a　購入者の投資目的を究明する<br>b　当該証券は、証券法に基づく登録がなされていないため、登録されるか登録の適用除外が利用可能であるかのいずれかでない限り転売できない旨を各購入者に書面により開示する<br>c　当該証券又はその他の文書上に、当該証券は登録されていないことを説明し、併せて、当該証券の譲渡性及び売付けに関する制限を記載し、又はそのことに言及している文書を添付する<br>ことにより、購入者が証券の転売を目的とする引受人でないことを確保しなければならない。<br>【登録の適用除外】(規則 144)<br>○　対象となる行為は、私募により発行・分売された証券及び発行会社に支配を及ぼす者の保有有価証券の売却である。<br>○　発行者が取引所法の報告会社である等、発行者に関する一定の情報が公開されていること(ただし、発行会社に支配を及ぼす者 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | でない場合、取得から3年を経過していれば適用除外）。<br>○　取得後2年間保有していること。<br>○　3ヶ月間に、社外にある同種の証券の数の1%と、週平均取引高の1%のいずれか大きい数値を越えて売却を行わないこと（ただし、発行会社に支配を及ぼす者でない場合、取得から3年を経過していれば適用除外）。<br>○　500以上又は1万ドル以上の証券を売却する証券保有者は、SECに売却意図を通知すること。 | |

# 発行者概念について

○ 「発行者」とは、

① 有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、

② 証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

（例）

- 特定目的信託の受益証券（この性質を有する外国証券を含む。）
  → 当該特定目的信託の「原委託者」及び「受託者」
- 預託証券
  → 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者
- 銀行等の貸付債権信託受益権・外国法人に対する銀行等の貸付債権信託受益権
  → 当該信託受益権に係る信託の「委託者」
  （注） 当該「委託者」が当該信託受益権（「委託者」が譲り受けたものを除く。）を譲渡したときを発行とみなす。
- 投資事業有限責任組合契約に基づく契約
  → 当該投資事業有限責任組合契約によって成立する組合の無限責任組合員

（証券取引法2⑤、証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令8）

## 発行者と開示義務との関係

【有価証券届出書】

有価証券の募集又は売出しは、発行者が当該募集又は売出しに関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができない（法 4①）。

上記の届出をしようとする発行者は、届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない（法 5①）。

【有価証券報告書】

有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券が上場・店頭登録有価証券、その募集又は売出しにつき届出を行った有価証券等に該当する場合には、事業年度ごとに、有価証券報告書を、当該事業年度終了後3月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法 24①）。

# 有価証券の発行者

| 証券取引法の規定 | | | 有価証券の種類 | 発行者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2条 | 1項 | 1号（9号） | 国債証券<br>（外国債証券） | 国債証券（外国債証券）を発行し、又は発行しようとする「政府（外国政府）」 | 開示規制適用除外 |
| | | 2号（9号） | 地方債証券<br>（外国地方債証券） | 地方債証券（外国地方債証券）を発行し、又は発行しようとする「地方公共団体（外国地方政府）」 | 開示規制適用除外 |
| | | 3号（9号） | 特殊法人債<br>（外国特殊法人債） | 当該債券を発行し、又は発行しようとする「法人」 | 開示規制適用除外 |
| | | 3号の2（9号） | SPCの特定社債券<br>（同じ性質を有する外国SPCの社債券） | 当該特定社債券を発行し、又は発行しようとする「特定目的会社」 | |
| | | 4号（9号） | 社債券 企業型<br>（外国会社の社債券）<br>資産型（ABS）<br>（外国会社の社債券） | 当該社債券を発行し、又は発行しようとする「会社」 | |
| | | 5号（9号） | 特殊法人出資証券<br>（外国特殊法人の出資証券） 企業型<br>資産型 | 当該出資証券を発行し、又は発行しようとする「特殊法人」 | 開示規制適用除外 |
| | | 5号の2（9号） | 優先出資証券<br>（同じ性質を有する外国証券） | 当該優先出資証券を発行し、又は発行しようとする「協同組織金融機関」 | |
| | | 5号の3（9号） | SPC優先出資証券<br>（同じ性質を有する外国SPC出資証券） | 当該優先出資証券を発行し、又は発行しようとする「特定目的会社」 | |
| | | 6号（9号） | 株券<br>（外国会社の株券） 企業型<br>資産型 | 当該株券を発行し、又は発行しようとする「会社」 | |
| | | 7号 | 投資信託の受益証券<br>外国投資信託の受益証券 | 当該信託受益権に係る信託の「委託者」 | |
| | | 7号の2 | 投資証券・投資法人債権<br>外国投資証券（投資法人債券の性質を有するものを含む。） | 当該投資証券を発行し、又は発行しようとする「投資法人」 | |
| | | 7号の3（9号） | 貸付信託の受益証券<br>（外国の貸付信託の受益証券） | 当該優先出資証券を発行し、又は発行しようとする「協同組織金融機関」 | 開示規制適用除外 |
| | | 7号の4（9号） | 特定目的信託の受益証券<br>（同じ性質を有する外国の受益証券） | 特定目的信託契約の「受託者」及び「原委託者」（定義府令8①・②一）<br>（注）発行開示書類の提出義務は発行者である「受託者」及び「原委託者」が負い、継続開示書類の提出義務は「受託者」のみが負う。 | |
| | | 8号（9号） | CP 企業型<br>（外国会社のCP）<br>資産型（ABCP）<br>（外国会社のCP） | 当該CPを発行し、又は発行しようとする「会社」 | |
| | | 10号 | 外国貸付債権信託受益証券 | 当該信託受益権に係る信託の「委託者」 | |
| | | 10号の2 | カバードワラント<br>外国のカバードワラント | 当該カバードワラントを発行し、又は発行しようとする者 | |
| | | 10号の3 | 預託証券<br>外国預託証券 | 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者（定義府令8①・②二） | |
| | | 11号 | 外国譲渡性預金証書（CD） | 当該預金証書を発行し、発行しようとする外国法人 | |
| | 2項 | 前段 | 有価証券に表示されるべき権利<br>外国有価証券に表示される権利 | 当該権利に係る有価証券の発行者 | |
| | | 1号 | 銀行等の貸付債権信託受益権 | 当該信託受益権に係る信託の「委託者」（定義府令8③）<br>（注）当該信託受益権に係る信託の委託者が当該信託受益権（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡したときを発行とみなす（定義府令8④）。 | |
| | | 2号 | 外国法人に対する貸付債権信託受益権 | | |
| | | 3号（5号） | 投資事業有限責任組合契約等に基づく権利<br>外国法令に基づく契約で投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利 | 当該組合契約によって成立する組合の、無限責任組合員（投資事業有限責任組合）・業務の執行を委任される組合員（民法組合）・営業者（匿名組合） | |
| | | 4号（5号） | 有限責任事業組合契約等に基づく権利<br>外国法令に基づく契約で有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利 | 重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員 | |
| | | 6号（7号） | 合同会社の社員権等<br>外国法人の社員権で合同会社の社員権の性質を有する権利 | 当該社員権を発行し、又は発行しようとする「会社」 | |
| | | 8号 | 政令で定める金銭債権 | | |

## 金融審議会第一部会公開買付制度等ワーキング・グループにおける議論の状況

７ 月 ７ 日　金融審議会第一部会において公開買付制度等ワーキング･グループ設置を決定

７月２８日　第１回会合
・公開買付制度等の変遷と諸外国における制度の概要

８月３０日　第２回会合
・東京証券取引所「買収防衛策導入に関する東証の考え方及び公開買付制度の見直しに関する視点等」
・公開買付制度等に係る検討に当たっての基本的視点等
⇒ 今後、
①公開買付規制の対象範囲と適用除外等のあり方
②公開買付規制における透明性の確保と公開買付期間等のあり方
③いわゆる買収防衛策と公開買付規制のあり方
④投資者間の公平性確保・株主の保護のあり方
⑤公開買付規制を巡るその他の論点
⑥大量保有報告書制度のあり方
等について検討していくこととされる。

９月１６日　第３回会合
・公開買付規制の対象範囲と適用除外等のあり方

９月２９日　第４回会合
・公開買付規制における透明性の確保と公開買付期間等のあり方

１０月１４日　第５回会合
・いわゆる買収防衛策と公開買付規制のあり方
・投資者間の公平性確保・株主の保護のあり方

１０月２８日　第６回会合
・投資者間の公平性確保・株主の保護のあり方（続き）
・大量保有報告制度のあり方

１１月１４日　第７回会合
・大量保有報告制度のあり方（続き）
・公開買付規制を巡るその他の論点

１１月２８日　第８回会合
・東京証券取引所「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について（要綱試案）」
・公開買付制度等ワーキング・グループにおける論点の整理

証券取引法（抜粋）

（有価証券市場の開設）
第八十条　有価証券市場は、証券業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。
２　前項の規定は、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者が、この法律又は外国証券業者に関する法律 の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

（審査及び免許の要件）
第八十三条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一　定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。
二　免許申請者が取引所有価証券市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
三　免許申請者が証券取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
２　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。
一　免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。
二　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項若しくは第百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。
三　免許申請者の役員のうちに次のイからへまでのいずれかに該当する者があるとき。
イ　第二十八条の四第一項第九号イからトまでに掲げる者
ロ　証券取引所が第百四十八条若しくは第百五十二条第一項の規定により免許を取り消された場合、証券取引清算機関が第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、証券金融会社が第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合若しくは外国証券取引所が第百五十五条の十第一項の規定により認可を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国証券取引所にあつては、国内における代表者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ　第百六条の三第一項若しくは第四項ただし書の認可若しくは第百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が第百六条の七第一項若しくは第百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合又は証券取引所持株会社が第百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは証券取引所持株会社の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ニ　主要株主が第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過するまでの者

ホ　第百五十条、第百五十二条第一項、第百五十五条の十第二項、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

ヘ　第百六条の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

四　免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（定款に定める遵守事項、法令違反行為等をした会員に対する制裁）

第八十七条　証券取引所は、その定款において、会員等が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分、当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この条において単に「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない旨並びに法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員等に対し、過怠金を課し、その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を命じ、又は除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をする旨を定めなければならない。

第八十八条　証券会員制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

２　証券会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　基本金及び出資に関する事項

五　会員等に関する事項

六　会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

七　信認金に関する事項

八　経費の分担に関する事項

九　役員に関する事項

十　会議に関する事項

十一　業務の執行に関する事項

十二　規則の作成に関する事項

十三　取引所有価証券市場に関する事項

十四　会計に関する事項

十五　公告方法（証券会員制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第八十九条の三第二項第九号において同じ。）

３　会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。

（定款の記載事項）
第百二条　株式会社証券取引所の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
一　取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
二　規則の作成に関する事項
三　取引所有価証券市場に関する事項

（取引所有価証券市場の運営）
第百六条の三十二　取引所有価証券市場は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう運営されなければならない。

（業務規程）
第百八条　証券取引所は、その業務規程において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項（会員証券取引所にあつては、第一号及び第二号を除く。）に関する細則を定めなければならない。
一　取引参加者に関する事項
二　信認金に関する事項
二の二　取引証拠金に関する事項
三　有価証券の売買（有価証券先物取引を除く。第百十条第一項及び第二項並びに第百十二条第一項及び第二項において同じ。）に係る有価証券の上場及び上場廃止の基準及び方法
四　有価証券の売買等の種類及び期限
五　有価証券の売買等の開始及び終了並びに停止
六　有価証券の売買等の契約の締結の方法
七　有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法
八　前各号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等に関し必要な事項

（定款、業務規程等変更）
第百四十九条　証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
２　証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程、受託契約準則及び第百五十六条の十九の承認を受けて行う有価証券債務引受業に係る業務方法書を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（定款、業務規程等の変更命令）
第百五十三条　内閣総理大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

## ―市場機能を中核とする金融システムに向けて―

金融審議会金融分科会第一部会報告

平成１５年１２月２４日

（抜粋）

３．市場監視機能・体制の強化

（２）市場監視体制

②自主規制

市場の実情に精通している者が、臨機応変に自らを律していくことにより、投資家からの信頼を確保するという自主規制の理念については、何人も異論はないものと思われる。しかし、現実は理念どおりに機能していないとの指摘もある。株式会社化して営利追求する証券取引所や業界団体でもある証券業協会に有効な規制が可能かという疑問や、行政と、各証券取引所、証券業協会、日本銀行など公的主体の検査業務に重複が多いことへの批判には、真摯に対応すべきである。

まず、自主規制業務の遂行体制としては、他の業務から独立して行われるよう担保すべきである。そのために、資本関係のない別法人とするか、親子・兄弟法人とするか、同一法人内の別組織とするかは、自主規制の現場の品質管理といった側面も踏まえて検討される必要がある。有効な体制を実現するために制度的な手当が必要であれば、選択肢が用意されることが望ましい。いずれにせよ、自主規制業務の独立した遂行体制を確立することは、広報活動や政策提言など、業界団体としての活動を制約なく行っていく上でも有益であることを銘記すべきである。

（以下略）

## 取引所が制度上取り得る組織形態

○　取引所（＝有価証券市場開設者）の要件（証券取引法第 85 条）

【営利】　株式会社（政令に定める額（10 億円）以上の資本金）

または

【非営利】　証券会員制法人（証券取引法に基づく非営利法人）

○　関連会社等の業務範囲（証券取引法第 87 条の 2、2 の 2、106 条の 23、24）

・　取引所本体　⇒　市場開設業務、附帯業務

・　親（持株）会社　⇒　取引所の経営管理およびその附帯業務

・　兄弟会社　⇒　市場開設附帯業務、関連業務（※）

・　子会社　⇒　市場開設業務、附帯業務、関連業務（※）

（※）関連業務はいずれも要認可

## １．証券取引所持株会社制度

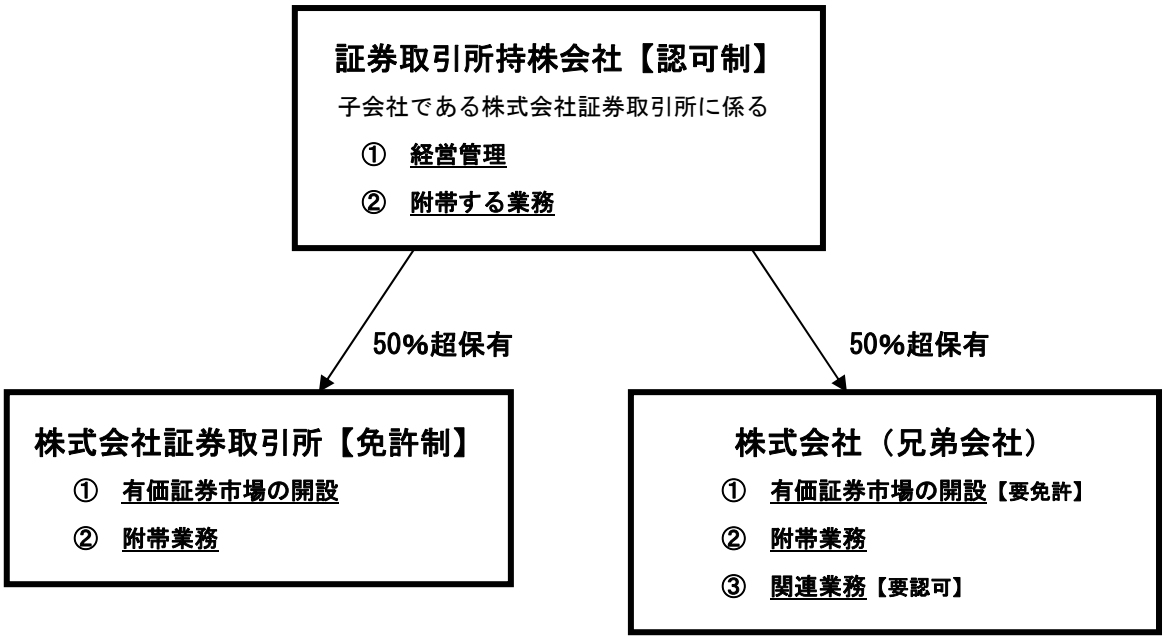


## ２．子会社設置形態

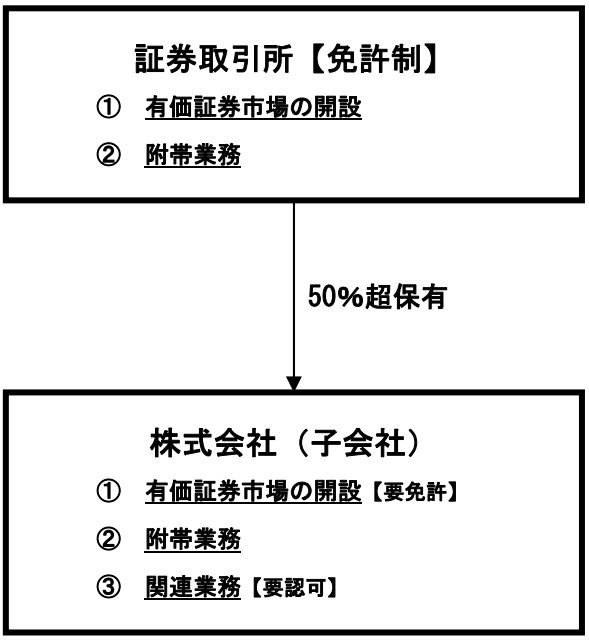

# 証　券　取　引　所　の　概　要

（データは平成17年9月末現在）

| 取引所 / 項目 | 東京（株式会社） | 大阪（株式会社） | 名古屋（株式会社） | 福岡（会員制法人） | 札幌（会員制法人） | ジャスダック（株式会社） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員数（うち社外） | 12（7） | 9（6） | 10（7） | 10（8） | 10（8） | 13（8） |
| 職員数 | 728 | 204 | 40 | 18 | 10 | 141 |
| 上場内国会社数（うち単独上場会社） | 2,291（1,409） | 1,071（356） | 390（98） | 155（37） | 92（13） | 944（939） |
| 第一部 | 1,655（873） | 668（34） | 260（8） | 151（33） | 90（11） | |
| 第二部 | 502（402） | 279（205） | 116（76） | | | |
| 新興企業市場（注） | 134（134） | 124（117） | 14（14） | 4（4） | 2（2） | |
| 上場外国会社数 | 27 | 1 | ―― | ―― | ―― | ―― |
| 上場株式数（億株） | 3,291 | 2,221 | 1,333 | 716 | 616 | 126 |
| 株式時価総額（兆円） | 453 | 293 | 179 | 95 | 87 | 14 |
| 一日平均売買高（百万株）（17年度：4月～9月） | 2,062 | 68 | 2 | 0.1 | 0.02 | 170 |
| 一日平均売買代金（十億円）（17年度：4月～9月） | 1,691 | 95 | 3 | 0.1 | 0.05 | 77 |

（注1）「新興企業市場」は、それぞれ、東京（マザーズ）、大阪（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」）、名古屋（セントレックス）、福岡（Q-board）、札幌（アンビシャス）。

（注2）上場株式数、株式時価総額、売買高、売買代金には外国会社の株式は含まない。

# ニューヨーク証券取引所（NYSE）の組織改革案
（SEC に提出された申請内容等から作成。詳細は未定。）

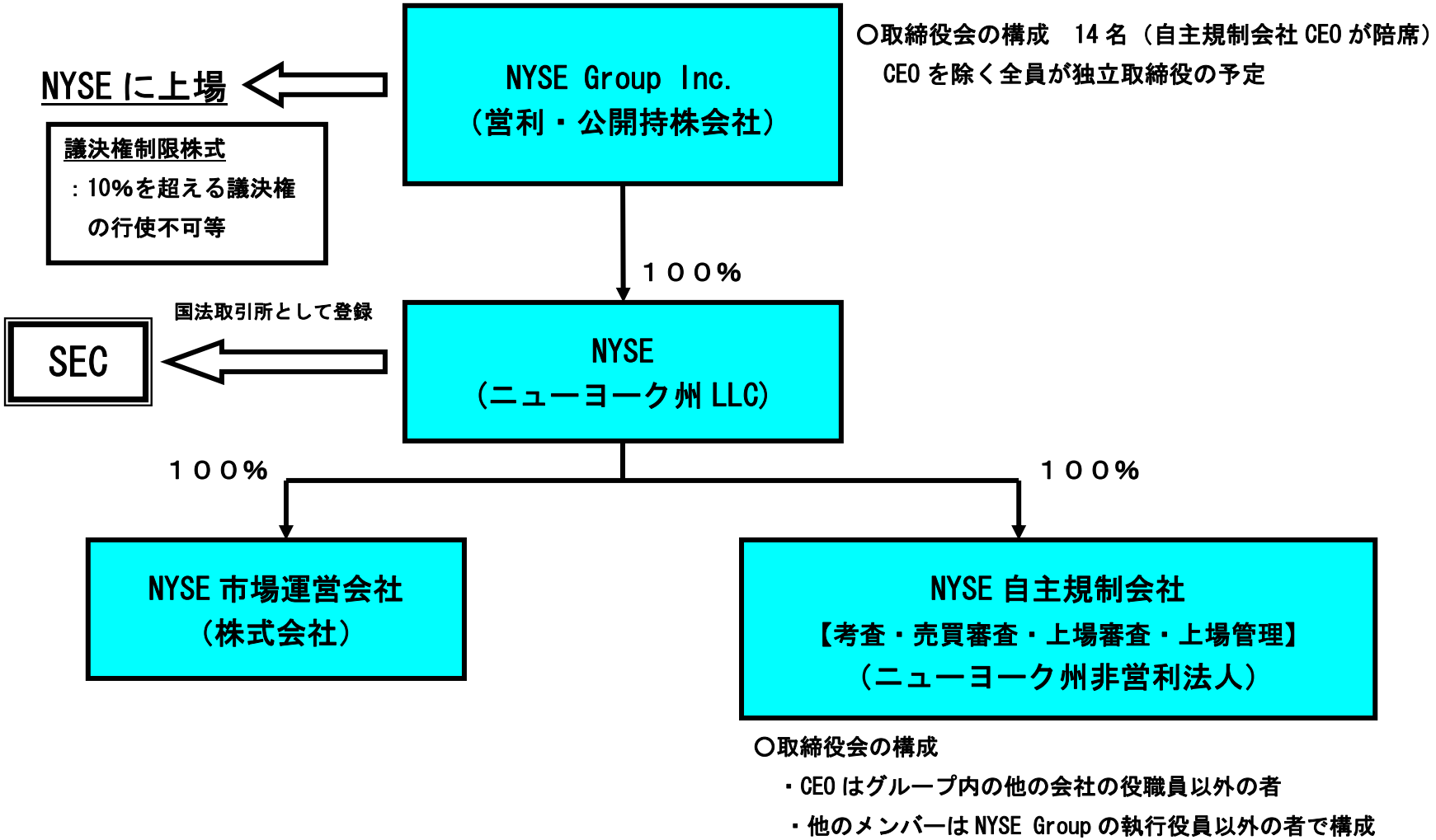

# ロンドン証券取引所（LSE）に係る自主規制組織について

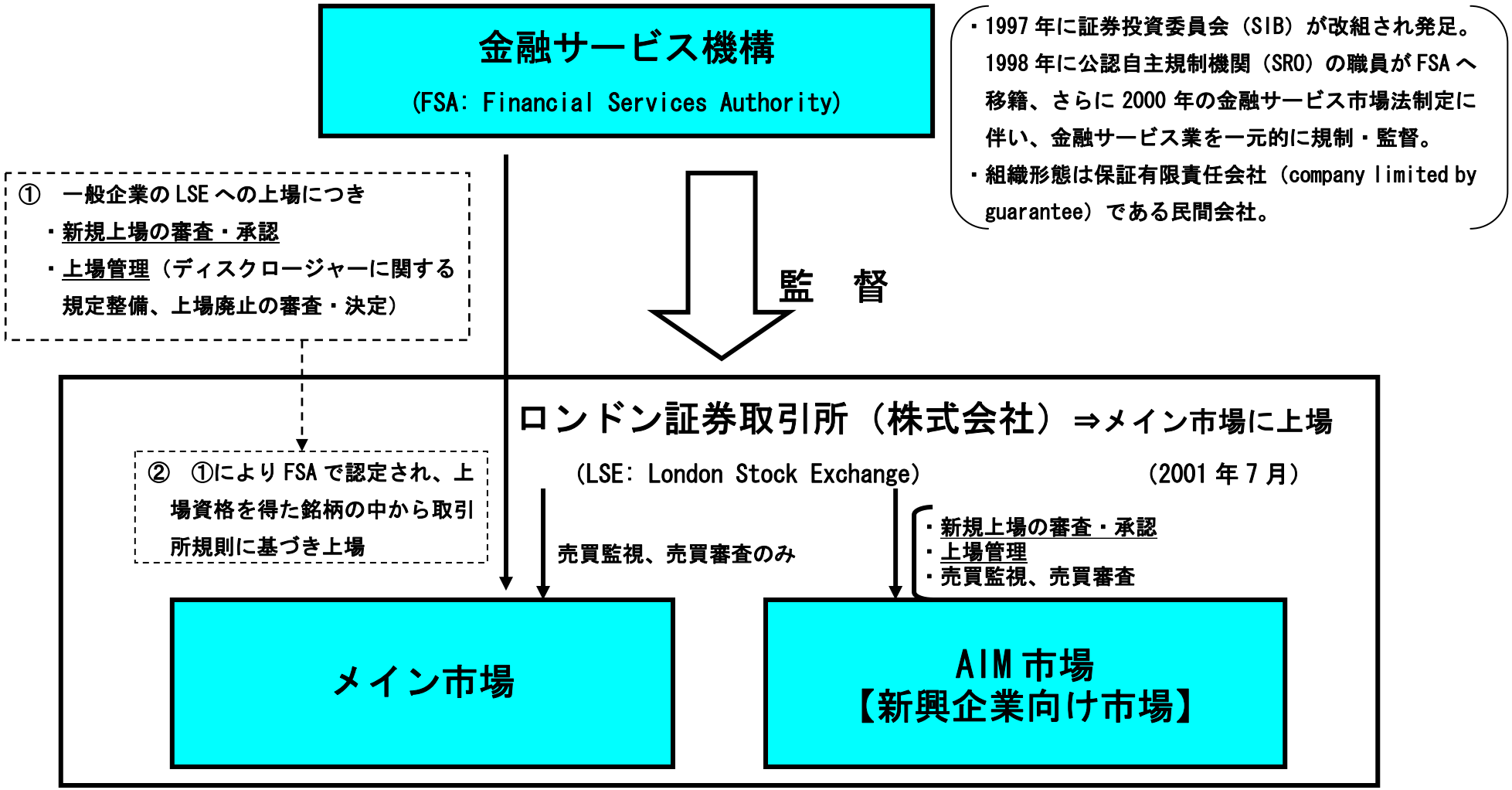

# 東京証券取引所とNYSEの収益構造

（単位：百万円）

## 東京証券取引所〔17年9月中間期〕

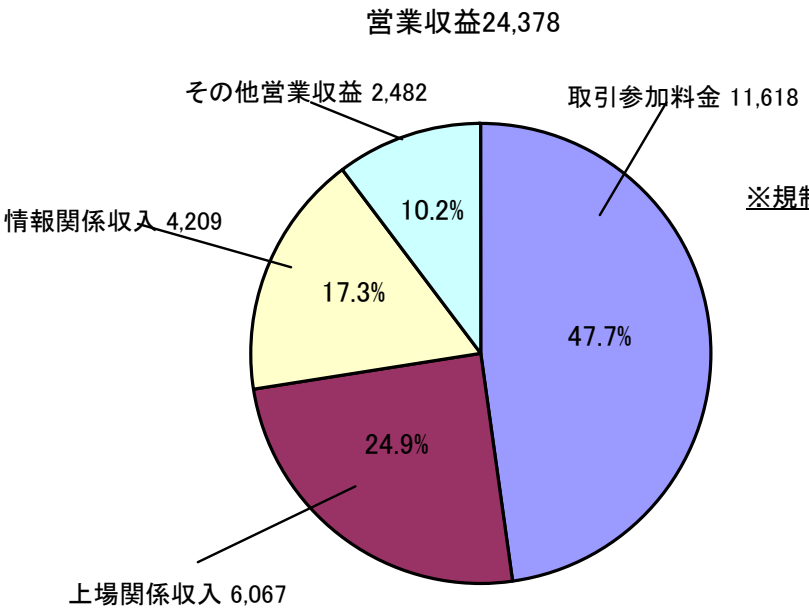


（単位：百万米ドル）

## NYSE〔2004年12月期〕

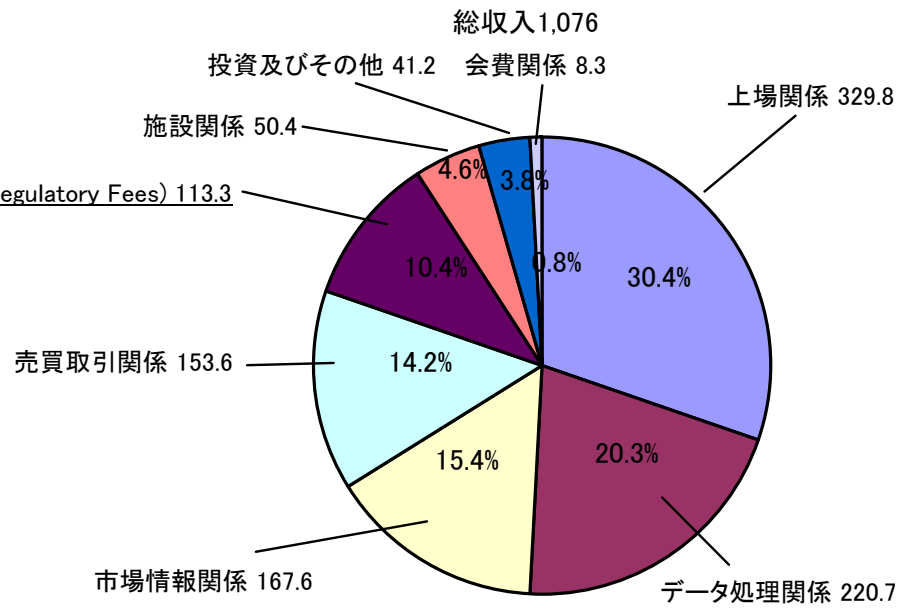


※ 規制関係料金は、①会員規制料、②市場監視料、及び③その他、から構成
（過怠金については、「投資及びその他」 に計上）
① 会員規制料は、NYSE会員証券会社の収入に対し、一定割合を課金
② 市場監視料は、スペシャリスト、非スペシャリスト別に会員数に応じて課金
③ その他としては、申請手数料 等

## ○　証券取引所の株主ルール

・　５％超の場合：　内閣総理大臣に対象議決権保有届出書を提出

【証券取引法第 103 条の 2】

・　２０％以上の場合：内閣総理大臣の事前認可

【同法第 106 条の 3】

（認可基準）①　認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと

②　認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること

③　認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること

**※　ただし、取引所等による株式取得の場合は認可不要**

・　５０％超の場合：保有禁止　【同法第 103 条】

# 海外の取引所主要株主に対する規制の概要

| | 米 | 英 | 仏 | 独 |
|---|---|---|---|---|
| 規制の概要 | 取引所の株式の保有を制限する業法上の規制は特にない。<br><br>（注）取引所の定款等において、株式の保有制限や議決権の制限等を定める場合あり。 | 取引所の株式の保有を制限する業法上の規制は特にない。<br><br>（注）ロンドン証券取引所は定款で4.9％を超える株式の保有を制限していたが、同取引所は、自市場に上場するにあたり制限を撤廃（2001年７月）。 | 直接的又は間接的に市場企業（取引所）の資本又は議決権の 1/10 1/5 1/3 1/2 2/3 を所有する者は当局に通知する義務がある。<br><br>経済大臣は、資本参加の所得又は拡大が行われた場合、市場の良好な運営という利益のため、状況が正常化するまでの間、直接的又は間接的に保有されている取引所の株式に付随する議決権の実行停止を裁判所に求めることが可能。 | 「相当なる持分」（取得後の持分がそれぞれ議決権の10% 20% 33% 50%以上になる場合）を取得しようとする者は、取引所監督当局に事前の認可が必要。 |
| 備考 | NYSE が株式会社化の上、自市場上場し、その際、自主規制部門を分離する予定である旨公表（2005年4月）。 | 上場審査等の自主規制業務は FSA に移管（2000年）。 | | |

# 自主規制機関の法律上の機能

| | 証券業協会 | 金融先物取引業協会 | 投資信託協会 | 証券投資顧問業協会 | 不動産特定共同事業協会 | 抵当証券業協会 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 規則制定 | 規定あり<br>【証券取引法】<br>第74条第1項第10号 | 規定なし<br>（定款に規定あり） | 規定あり<br>【投資信託及び投資法人に関する法律】<br>第54条 | 規定なし<br>（定款に規定あり） | 規定なし | 規定なし |
| 会員の調査 | 規定あり<br>【証券取引法】<br>第74条第1項第14号 | 規定あり<br>【金融先物取引法】<br>第106条第3号 | 規定あり<br>【投資信託及び投資法人に関する法律】<br>第52条第1・2・3号 | 規定なし<br>（定款に規定あり） | 規定なし | 規定なし |
| 指導・勧告 | 規定なし<br>（勧告は定款に規定あり） | 規定あり<br>【金融先物取引法】<br>第106条第1・2号 | 規定あり<br>【投資信託及び投資法人に関する法律】<br>第52条第1・2・3号 | 規定なし | 規定あり<br>【不動産特定共同事業法】<br>第41条第2項第1・2号 | 規定あり<br>【抵当証券業の規制等に関する法律】<br>第40条第1・2号 |
| 会員への制裁 | 規定あり<br>【証券取引法】<br>第79条の7 | 規定あり<br>【金融先物取引法】<br>第110条 | 規定なし<br>（定款に規定あり） | 規定なし<br>（定款に規定あり） | 規定なし | 規定なし |
| 苦情解決 | 規定あり<br>【証券取引法】<br>第79条の16 | 規定あり<br>【金融先物取引法】<br>第107条 | 規定あり<br>【投資信託及び投資法人に関する法律】<br>第53条 | 規定あり<br>【有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律】<br>第44条 | 規定あり<br>【不動産特定共同事業法】<br>第43条 | 規定あり<br>【抵当証券業の規制等に関する法律】<br>第41条 |
| あっせん | 規定あり<br>【証券取引法】<br>第79条の16の2 | 規定あり<br>【金融先物取引法】<br>第108条 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 外務員に関する事務 | 規定あり<br>【証券取引法】<br>第64条の7 | 規定あり<br>【金融先物取引法】<br>第101条 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |

# 自主規制機関への加入率

| | 日本証券業協会 | | 金融先物取引業協会 | 投資信託協会 | 日本証券投資顧問業協会 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 証券会社 | 登録金融機関 | | | 投資一任 | 投資助言 |
| 会　員　数 | 276<br>（注1） | 220 | 51 | 104<br>（注3） | 125 | 99 |
| 業　者　数 | 280 | 1,202 | 51<br>（注2） | 106 | 139 | 667 |
| 加　入　率<br>（　％　） | 98.57 | 18.30 | 100.00 | 98.11 | 89.93 | 14.84 |

（備考）平成１７年９月末現在

（注1）　証券会社の未加入４社は新規登録業者で10月以降加入予定
（注2）　店頭金融先物取引業者（本年７月から12月末までの間に登録）は含まれていない。
（注3）　投資信託委託会社の未加入２社は新規認可業者で10月以降加入予定

# 自主規制機関の名称規制

| 証券取引法 | 金融先物取引法 | 投資信託及び投資法人に関する法律 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 | 不動産特定共同事業法 | 抵当証券業の規制等に関する法律 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第六十七条　証券業協会（以下この章において「協会」という。）は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ投資者の保護に資することを目的とする。 | （金融先物取引業協会）<br>第百四条　金融先物取引業者は、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とし、その名称中に金融先物取引業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。 | （目的等）<br>第五十条　投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等並びに受益証券等の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関は、投資者の保護を図るとともに、投資信託及び投資法人の健全な発展に資することを目的として、投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等並びに受益証券等の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関を会員とし、投資信託協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。 | （証券投資顧問業協会）<br>第四十二条　投資顧問業者は、投資者の保護を図るとともに、投資顧問業の健全な発展に資することを目的として、投資顧問業者を会員とし、証券投資顧問業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。 | （不動産特定共同事業協会）<br>第四十一条　不動産特定共同事業者は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に資することを目的として、不動産特定共同事業者を会員とし、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。 | （抵当証券業協会）<br>第三十八条　抵当証券業者は、抵当証券の購入者の保護を図るとともに、抵当証券業の健全な発展に資することを目的として、抵当証券業者を会員とし、その名称中に抵当証券業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。 |
| 第六十七条<br>④　協会でない者は、証券業協会又はこれに類似する名称を用いてはならない。 | （名称の使用制限）<br>第百五条　協会でない者は、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。<br>２　協会に加入していない者は、その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 | （名称の使用制限）<br>第五十一条　協会でない者は、投資信託協会という名称を用いてはならない。<br>２　協会に加入していない者は、その名称中に投資信託協会会員という文字を用いてはならない。 | （名称の使用制限）<br>第四十三条　協会でない者は、証券投資顧問業協会という名称を用いてはならない。<br>２　協会に加入していない者は、投資顧問業を営むについて、証券投資顧問業協会会員という名称を用いてはならない。 | （名称の使用の制限）<br>第四十二条　協会でない者は、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いてはならない。<br>２　協会に加入していない者は、その名称中に不動産特定共同事業協会会員という文字を用いてはならない。 | （名称の使用制限）<br>第三十九条　協会でない者は、その名称中に抵当証券業協会という文字を用いてはならない。<br>２　協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会会員という文字を用いてはならない。 |

# 主要国の法定の自主規制機関制度（取引所を除く）

| | アメリカ | | イギリス | ドイツ | フランス |
|---|---|---|---|---|---|
| | NASD Regulation Inc.<br>（業界の自主規制を専門的に行う） | NASD Dispute Resolution Inc.<br>（仲裁、調停を専門的に行う） | — | — | — |
| 規則制定 | あり | なし | なし | なし | なし |
| 会員の調査 | あり | なし | なし | なし | なし |
| 会員への制裁 | あり | なし | なし | なし | なし |
| 紛争処理 | なし | あり | なし | なし | なし |

IOSCO（証券監督者国際機構）

証券規制の目的と原則（2003 年 5 月改訂）（抄）

B　自主規制に関する原則

6　規制体系は、市場の規模と複雑さに照らし適切な程度において、それぞれの分野について一定の直接的な監督責任を担う自主規制機関(Self-Regulatory Organizations; SROs) を適切に活用するものとすべきである。

7　自主規制機関は、規制当局の監督下にあるべきであり、その権限及び委任された責務の遂行に当たっては、公正性と秘密保持に係る基準を遵守するべきである。

## 7. Self-Regulation[16]

### *7.1. Principles for Self-Regulation*

**6 The regulatory regime should make appropriate use of Self-Regulatory Organizations (SROs) that exercise some direct oversight responsibility for their respective areas of competence and to the extent appropriate to the size and complexity of the markets.**

**7 SROs should be subject to the oversight of the regulator and should observe standards of fairness and confidentiality when exercising powers and delegated responsibilities.**

### *7.2. The Role of SROs*

SROs can be a valuable complement to the regulator in achieving the objectives of securities regulation.[17]

Various models of self-regulation exist and the extent to which self-regulation is used varies. The common characteristics of SROs, in most jurisdictions are a separation from the government regulator (although government oversight and authorization generally exists), and the participation of business, industry and, if appropriate, investors in the operations of the SRO.

There can be substantial benefits from self-regulation:

- SROs may require the observance of ethical standards which go beyond government regulations;
- SROs may offer considerable depth and expertise regarding market operations and practices, and may be able to respond more quickly and flexibly than the government authority to changing market conditions.

SROs should undertake those regulatory responsibilities which they have incentives to perform most efficiently. The actions of SROs will often be limited by applicable contracts and rules.

### *7.3. Authorization and Oversight*

The regulator should require an SRO to meet appropriate standards before allowing the organization to exercise its authority. Oversight of the SRO should be ongoing.

Moreover, once the SRO is operating, the regulator should assure itself that the exercise of this power is in the public interest, and results in fair and consistent enforcement of applicable securities laws, regulations and appropriate SRO rules.

---

16 IOSCO Public Document No. 53, *Legal and Regulatory Framework for Exchange Traded Derivatives*, IOSCO Emerging Markets Committee, June 1996 at pp. 6-9 and *Principles of Effective Market Oversight*, Council of Securities Regulators of the Americas, May 1995 at http://www.cvm.gov.br/ingl/inter/cosra/inter.asp.

17 *See generally*, IOSCO Public Document No. 110, *Model for Effective Self-Regulation*, IOSCO SRO Consultative Committee, May 2000.

The effectiveness of an SRO may be compromised due to conflicts of interest. The regulator should monitor and address the potential that may arise for conflict of interest. The regulator must ensure that no conflict of interest arises because of the SRO's access to valuable information about market participants (whether or not they are members of the SRO itself). The risk of conflict arising may be acute when the SRO is responsible both for the supervision of its members and the regulation of a market sector. [18]

As a condition to authorization, the legislation or the regulator should require an SRO to:

- have the capacity to carry out the purposes of governing laws, regulations and SRO rules, and to enforce compliance by its members and associated persons with those laws, regulations, and rules;
- treat all members of the SRO and applicants for membership in a fair and consistent manner;
- develop rules that are designed to set standards of behavior for its members and to promote investor' protection;
- submit to the regulator its rules for review and / or approval as the regulator deems appropriate, and ensure that the rules of the SRO are consistent with the public policy directives established by the regulator;
- cooperate with the regulator and other SROs to investigate and enforce applicable laws and regulations;
- enforce its own rules and impose appropriate sanctions for non-compliance;
- assure a fair representation of members in selection of its directors and administration of its affairs;
- avoid rules that may create uncompetitive situations; and
- avoid using the oversight role to allow any market participant unfairly to gain advantage in the market.

Regardless of the extent to which self-regulation is used, the government regulator should retain the authority to inquire into matters affecting investors or the market. Where the powers of an SRO are inadequate for inquiring into or addressing particular misconduct or where a conflict of interest necessitates it, the regulator should take over the responsibility for an inquiry from an SRO. It is important, therefore, to ensure that the information provided by the SRO to the regulator allows these matters to be identified at an early stage.

SRO's should follow similar professional standards of behavior on matters such as confidentiality and procedural fairness as would be expected of the regulator.[19]

---

18 *Principles of Effective Market Oversight*, Council of Securities Regulators of the Americas, May 1995 at http://www.cvm.gov.br/ingl/inter/cosra/inter.asp; IOSCO Public Document No. 119, *Issues Paper on Exchange Demutualization*, IOSCO Technical Committee, June 2001.

19 SROs are generally non-governmental agencies and so will not always be subject to the same standards as apply to a government agency.

# わが国におけるエンフォースメントの機能・体制

| 法　　律 | 規制対象 | 監　　督 | 検　　査 |
|---|---|---|---|
| 証券取引法 | 証券業 | 金融庁監督局 | 証券取引等監視委員会 |
| 銀行法 | 銀行業 | 金融庁監督局 | 金融庁検査局 |
| 保険業法 | 保険業 | 金融庁監督局 | 金融庁検査局 |
| 中小企業等協同組合法 | 火災共済事業 | 金融庁監督局<br><br>経済産業省<br>中小企業庁経営支援部<br>（創業連携推進課） | 金融庁検査局<br><br>経済産業省<br>中小企業庁経営支援部<br>（創業連携推進課） |
| 農業協同組合法 | 共済事業 | 農林水産省<br>経営局（協同組織課） | 農林水産省<br>大臣官房協同組合検査部 |
| 消費生活協同組合法 | 共済事業 | 厚生労働省<br>社会・援護局（地域福祉課） | 厚生労働省<br>社会・援護局（地域福祉課） |
| 不動産特定共同事業法<br>（注１） | 不動産特定共同事業 | 金融庁監督局<br><br>国土交通省<br>総合政策局（不動産業課<br>不動産投資市場整備室） | 金融庁検査局<br><br>国土交通省<br>総合政策局（不動産業課<br>不動産投資市場整備室） |
| 商品ファンド法 | 商品投資販売業 | 金融庁監督局<br><br>農林水産省<br>総合食料局（商品取引監理官）<br><br>経済産業省<br>商務情報政策局（商務課） | 金融庁検査局<br><br>農林水産省<br>総合食料局（商品取引監理官商品取引所検査官）<br><br>経済産業省<br>商務情報政策局（商務課検査室） |
| 商品取引所法 | 商品取引受託業 | 農林水産省<br>総合食料局（商品取引監理官）<br><br>経済産業省<br>商務情報政策局（商務課） | 農林水産省<br>総合食料局（商品取引監理官商品取引所検査官）<br><br>経済産業省<br>商務情報政策局（商務課検査室） |
| 海外商品市場における先物取引の受託に関する法律<br>（注２） | 海外商品取引業 | 農林水産省<br>総合食料局（商品取引監理官）<br><br>経済産業省<br>商務情報政策局（商務課） | 農林水産省<br>総合食料局（商品取引監理官商品取引所検査官）<br><br>経済産業省<br>商務情報政策局（商務課検査室） |

（注１）一部に国土交通省単管のスキームあり。
（注２）業規制（免許・登録等）に基づく監督は行っていない（行為規制違反に対する行政処分は可能）。

# 金融商品の販売等に関する法律の概要

金融サービスの利用者保護を図るため、金融商品販売業者の顧客に対する説明義務、説明しなかったことによって生じた損害の賠償責任を民法の特例として定める等の措置が講じられている。

【金融商品販売業者の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任】

１．金融商品販売業者の説明義務の明確化

⑴ 金融商品については、預貯金、信託、保険、有価証券等が幅広く対象とされており、今後登場する新しい商品等については政令で追加指定。

⑵ 金融商品販売業者に対し、次のような金融商品の有するリスク等に係る重要事項の説明を義務付け。

① 元本欠損が生ずるおそれがある旨及び元本欠損を生ずる次の要因
- 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動
- 金融商品販売業者等の業務又は財産の状況の変化

② 権利行使期間の制限又は解約期間の制限

⑶ 説明義務者には、取次ぎ・媒介・代理を行う者も含む。

⑷ 顧客が、金融商品販売業者等である場合や、顧客が説明を要しない旨の意思の表明をした場合は、説明は不要。

２．説明義務違反に対する損害賠償責任

金融商品販売業者が顧客に重要事項を説明しなかったときは、損害賠償責任を負わなければならず、元本欠損額をその損害額と推定。

（注）本法律により、説明義務を法定し、原告（顧客）の因果関係の立証責任を転換することにより、原告の立証責任の軽減。
なお、民法 709 条による損害賠償請求を行うことも可能。

【金融商品販売業者の勧誘の適正の確保】

１.金融商品販売業者は、勧誘の適正の確保に努めなければならない旨規定。

２.金融商品販売業者に、次の事項を含む勧誘方針を策定・公表を義務付け。
⑴ 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項
⑵ 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事項
⑶ その他勧誘の適正の確保に関する事項

３．上記２．に違反した金融商品販売業者は、過料に処する。

◇ 平成１３年４月１日施行。